

## 付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・第3四半期の中国経済実績値特別報告(2020年11月)……………1
- 2) 2021年1月1日実施の『中華人民共和国民法典』に関するQ&A(1～3)……………4
- 3) 全国及び自貿試験区の2020年版外資参入ネガティブリストに関するQ&A(1～2)…10
- 4) 中外合弁企業の「外商投資法」対応に関するQ&A……………14
- 5) 「外商投資企業苦情工作暫定弁法」に関するQ&A(1～2)……………16
- 6) 外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」に関するQ&A(1～3)…20
- 7) 対中小企業金銭支払保障条例に関するQ&A(1～2)……………26
- 8) 「固体廃棄物環境汚染防止法」(2020年改訂版)に関するQ&A(1～4)……………30
- 9) 上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区に関するQ&A(1～3)…38
- 10) 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)(日中対照訳)……………44
- 11) 「上海市外商投資条例」(日中対照訳)……………60
- 12) 対中小企業金銭支払保障条例(日中対照訳)……………75



## 特別報告-1

## COVID-19 後の中国経済と世界における立ち位置

世界中でいろいろ大変な出来事が矢継ぎ早に起きて、何とも気分的にせわしない毎日である。アメリカの大統領選挙がようやく終わって、次期大統領は民主党のバイデン氏にほぼ決定と見られているが、トランプ大統領の側近ポンペオ国務長官は「トランプ大統領が勝った、政権は第二期目への移行準備が整った」と言っているので、まだ完全に決着したわけでもないようである。今回の選挙でトランプ大統領は得票率47%で7,290万票を獲得した。これはこれまで最高得票数を獲得したオバマ前大統領の1期目得票数6,950万票を抜いて、前回選挙での彼の得票数6,300万票（ヒラリー氏は6,600万票で300万票も多かったが、アメリカ特有の選挙人制度でトランプ氏が大統領に当選）に1,000万票近く上積みしたことになる。このことを大変恐ろしく思うのは、トランプ氏のやり方は徹底的に自己中心主義であると同時に、悪い意味で徹底したポピュリスト（大衆迎合主義者）だということである。「ポピュリズム」は大衆主義と訳されれば必ずしも悪い意味ではないが、大衆迎合主義と訳されれば、外部に仮想の敵をでっち上げてそれを徹底的に攻撃することで、大衆を熱狂的に興奮させて自分を支持させる手法、という悪い意味でもあって、戦前のファシズムはドイツも日本も常にその手法で人類を破滅の縁（ふち）まで導いた。言わば恐ろしい主義主張である。今回のアメリカの選挙は凶らずも世界の民主主義の模範となるべきアメリカにおいてさえ、そのような思想が同国国民の半分の熱狂的な支持を得たことの危うさは、人類が肝に銘じなければならぬと思った次第である。

次は新型コロナウイルスの話題、11月9日に上海で6月30日以降実に4ヶ月ぶりに外国から持ち込まれたのではない新規患者1名が発生し

た。家族など26名の濃厚接触者や関連する人たち9,000人がPCR検査を受けてすべて陰性だったが、その浦東新区祝橋鎮営前村は「中程度危険区域」に指定された。本人は浦東国際空港で貨物の搬送作業に従事する男性で4月に安徽省から上海に来て以来、市内にも市外にも出たおらず感染者との接触歴もないという。彼が扱う輸入冷蔵食品から採取した検体に陽性反応が出たという報道もあって、緊張感が増している。

中国におけるPCR検査は、政府が指定した場合は無料であるが、自発的に受ける場合も多く120元（1800円ほど）で誰でも受けられる。筆者の孫娘も先般少し発熱して、そのままでは学校に行けないので、すぐにPCR検査を受けて陰性証明を取得した。11月10日現在で累計患者数は中国9.2万人、日本11万人、アメリカ1,100万人で、累計患者数は既に中国より日本の方が多くなっている。アメリカでは1日の患者発生数が12万名を超えるのだから想像を絶する。中国の場合は発生した人のそれまでの行動が細かく報道されるし、接触した可能性があれば徹底的にPCR検査をして拡散を防いでいることが、全体的に抑え込みに成功している最大の要因であろう。日本では第3波と言われて患者数が日々増えているようだが、Go To Travelとか言って一方で人々の移動を奨励しながら一方で感染を防止するのは難しく、中国から見ると徹底的に検査する以外に方法は無いと思える。

もう一つの話は、11月11日の「独身の日」のお祭りで、今年からアリババは11月1, 2, 3日と11日の4日間、京東、拼多多などの大手通販会社は1日から11日までの期間を区切って一斉に大々的な安売りをする。この取扱額がどの程度になるかが当面の中国の消費動向を表す重要なパラメーターとして見られるので、新型コ

コロナ騒動の今年は特にその動向が注目された。結果はアリババが4,982億元（約7.9兆円）に達し、昨年は2,684億元であったので1.86倍にもなった。その他に通販2位の京東の取扱額は2,715億元（約4.3兆円）昨年比32.8%増でこれも過去最高を更新した。日本のネット通販年間取扱額は2019年で楽天3.9兆円13.4%増、アマゾン1.7兆円13.6%増で合わせて5.6兆円なので、アリババと京東を合わせた中国の「独身の日」だけの取扱額12.2兆円の半分にも満たない。実際に中国のEC化率（小売り総額の電子商取引割合）の増加は目覚ましく、今年1～9月は小売総額の24.3%を占め、前年比+15.3%増、金額にして8兆65億元（約127兆円）と報告されている。日本の2019年の小売総額に占める割合6.8%と比較すると大変大きい比率である。先般も時々利用するスーパーマーケットに行ったが、日曜というのに買い物客がほとんどおらずガランとしていることに大変驚いた。コロナ禍の影響が大きいというものの、実店舗での買い物はますます減少して、消費構造に大きな変化が起きていることを感じた。

さて、コロナ禍後の中国経済であるが、第3四半期のGDPは前年同期比（以下同じ）4.9%増、1～9月通年では0.7%増となった。前年の第3四半期は全くコロナ禍の影響を受けていない時期なので、それとの比較で4.9%増という数字は、中国経済がコロナ禍を克服してほぼ正常な成長軌道に戻ったことを示している。私見であるが今後の中国経済はそれほど高い成長率を追求する必要はなく、前年比5%前後が適正と思う。

今年の第3四半期までの具体的な各項目の実績数字は次ページを参照して頂きたいが、GDPでは第1四半期-6.8%、第2四半期+3.2%、第3四半期+4.9%と、ほぼ順調な回復軌道を辿っている。特に堅調な回復を見せたのが工業生産で、9月の工業付加価値生産額は前年同期比6.9%増（1～9月では1.2%増）となった。この

数字を牽引したのが自動車産業であり、コロナ禍の反動もあるかもしれないが、直近10月単月の新車販売台数は257万台、前年比12.5%増で、7ヶ月連続で二桁増である。中でも日本車は好調でトヨタは17.6万台33.3%増、ホンダ18.7万台22.3%増、日産14.6万台5.0%増で日系4社の合計は52.2万台（日系の中国での市場シェアは20.4%）となり大変よく売れている。またこの52.2万台の新車販売台数は、大変好調と言われる日本での10月の普通車の新車販売台数12.4万台の4.2倍である。トヨタのレクサスは10月日本では3,835台売れたが、中国では輸入車にもかかわらず23,600台44.4%増と驚異的に売れている。その他の項目でも固定資産投資、対外貿易、外国投資、全住民可処分所得なども前年比プラスで正常化しつつある。わずかに社会消費品小売総額がまだマイナスであるが、前述のように独身の日の熱狂ぶりを見れば、第4四半期では回復しているはずである。

このような状況で、今年の中国経済のGDP成長率はIMF（国際通貨基金）の予測値1.9%より高くなることは確実に3%前後に届くのではないかと予測している。一方で同じくIMFの予測では、アメリカは-4.3%、ユーロ圏は-8.3%、日本が-5.3%の後退であり、結果としてはアメリカと中国の経済規模の差は大きく縮小することになる。これらについての具体的なデータは11月20日の第29回華鐘コンサルタント秋季セミナーで提出して説明するが、トランプ政権の中国に対する矢継ぎ早の制裁は、やはり中国の経済規模がひたひたとアメリカに迫りつつあることが背景にあらう。今年初めてフォーチュン500社に入る企業数で中国がアメリカを抜いたように、2030年代には中国の経済規模がアメリカを抜くことがほぼ確実にになって、今後の中国は、ほぼ対等の経済力を持つ国として、アメリカと対峙して行かなければならないことになる。

（董事長 古林恒雄 2020/11/12 記）

## 2020年第3四半期の中国経済実績値

項目	単位	2019年		2019年		2020年	
		通年	前年比	1-9月	前年比	1-9月	前年比
国内総生産(GDP)	億元	990,865	6.1%	697,798	6.2%	722,786	0.7%
第一次産業	億元	70,467	3.1%	43,005	2.9%	48,123	2.3%
第二次産業	億元	386,165	5.7%	277,869	5.6%	274,267	0.9%
第三次産業	億元	534,233	6.9%	376,925	7.0%	400,397	0.4%
工業生産付加価値額	億元	-	5.7%	-	5.6%	-	1.2%
固定資産投資	億元	551,478	5.4%	461,204	5.4%	436,530	0.8%
東部地区投資	億元	-	4.1%	212,730	4.0%	-	2.5%
中部地区投資	億元	-	9.5%	140,282	9.1%	-	-4.3%
西部地区投資	億元	-	5.6%	132,035	5.5%	-	3.3%
第一次産業投資	億元	12,633	0.6%	11,566	-2.1%	11,653	14.5%
第二次産業投資	億元	163,070	3.2%	138,361	2.0%	125,084	-3.4%
第三次産業投資	億元	375,775	6.5%	311,277	7.2%	299,793	2.3%
不動産開発投資	億元	132,194	9.9%	98,008	10.5%	103,484	5.6%
社会消費品小売総額	億元	411,649	8.0%	296,674	8.2%	273,324	-7.2%
小売業	億元	364,928	7.9%	253,524	8.0%	248,098	-5.1%
飲食業	億元	46,721	9.4%	32,565	9.4%	25,226	-23.9%
自動車販売台数	万台	2,577	-8.2%	1,837	-10.3%	1,712	-6.9%
卸売り物価指数(PPI)		-	-0.3% ↓	-	0% ↑	-	-2.0% ↓
消費者物価指数(CPI)		-	2.9% ↑	-	2.5% ↑	-	3.3% ↑
食品		-	7.0% ↑	-	5.1% ↑	-	10.9% ↑
衣服		-	1.6% ↑	-	1.8% ↑	-	-0.2% ↓
全住民可処分所得(実質)	元	30,733	5.8%	22,882	6.1%	23,781	3.9%
都市可処分所得(実質)	元	42,359	5.0%	31,939	5.4%	32,821	-0.3%
農村部純所得(実質)	元	16,021	6.2%	11,622	9.2%	12,297	1.6%
輸出入貿易総額	億ドル	45,753	-1.0%	33,518	-2.4%	32,967	-1.8%
一般貿易	億ドル	27,007	1.0%	19,960	-0.5%	19,852	-0.5%
加工貿易	億ドル	11,528	-9.1%	8,425	-9.0%	7,686	-8.8%
輸出総額	億ドル	24,984	0.5%	18,251	-0.1%	18,114	-0.8%
輸入総額	億ドル	20,769	-2.8%	15,267	-5.0%	14,853	-3.1%
貿易黒字	億ドル	4,215	19.8%	2,984	34.8%	3,261	9.3%
外貨準備高	億ドル	31,079	1.1%	30,924	0.2%	31,426	1.6%
対外債務残高	億ドル	20,573	4.7%	20,325	6.2%	-	-
社会融資増加額	億元	255,752	32.8%	187,378	21.7%	296,201	43.7%
非銀行融資増加額	億元	80,066	99.7%	67,954	76.1%	126,270	85.8%
マネーサプライM2	千億元	1,987	8.7%	1,952	8.4%	2,164	10.9%
外国投資契約件数	件	41,000	-32.3%	30,871	-32.8%	-	-
外国投資実行総額	億ドル	1,381	2.4%	1,008	2.9%	1,033	2.5%
合併・合作	億ドル	-	-	220	-18.8%	-	-
独資	億ドル	-	-	699	5.8%	-	-
対外投資実行総額	億ドル	1,106	-8.2%	870	-2.3%	789	-0.6%
上海株価指数		3,050	556 ↑	2,905	84 ↑	3,218	313 ↑
株式時価総額	億元	592,935	36.3%	545,836	12.2%	721,687	32.2%
株式取引総額の総計	億元	1,274,159	41.3%	999,145	39.2%	1,584,371	58.6%
為替レート 1 US\$	元	6.9762	1.6%	7.0729	2.8%	6.8101	-3.7%
100 円	元	6.4086	3.6%	6.5699	8.2%	6.4429	-1.9%
1 ユーロ	元	7.8155	-0.4%	7.7538	-3.2%	7.9941	3.1%

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 2021年1月1日実施の「中華人民共和国民法典」について(1)

Q:2021年1月1日より実施される「中華人民共和国民法典」について、教えてください。

<政策法規><民法典><物権><契約><権利侵害責任><担保>

A:2020年5月28日、第13期全国人民代表大会（以下、全人代と略）第3回会議にて「中華人民共和国民法典」（以下、「民法典」と略）が可決されました。2021年1月1日より施行されます。中国史上初の「法典」と名の付いた法律であり、「民法典」の発効に伴い、現行の婚姻法、相続法、民法通則、養子縁組法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は廃止されます。

## 1. 「民法典」公布の背景

新中国成立以来、中国政府は1954年、1962年、1979年、2001年の4度、民法制定作業を開始しました。しかしながら、様々な理由により、長きに渉り中国の民事法律は単独法の形式で制定、公布されてきました。

2015年、全人代常務委員会法制工作委员会は民法編纂作業を開始しました。2017年には第12期全人代第5回会議にて民法総則が審議、可決されました。2019年末には、民法総則と改訂された民法典の各編の草案を統合して作成された「民法典草案」を全人代常務委員会が審議し、今回の第13期全人代第3回会議で可決されました。

「民法典」の公布は、中国の法治、特に民事の法治がこれから新たな段階に入ることを示しており、中国の民事分野における基礎的、総合的な法律であり、各種民事主体の様々な人身関係や財産関係を規範化し、社会や経済生活のあらゆる面に関連し、「社会生活の百科事典」と呼べるものです。

## 2. 「民法典」の主要構成及び一部概要

新たに公布された「民法典」は、全7編、1,260箇条、10万余りの文字で作成されており、現在中国で最も長く、条文が最も多い法律です。「民法典」の各編は、順に総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任、付則であり、主な構成は以下の通りです。

## (1) 主要な構成

目次/サブタイトル		章	節
第一編：総則		基本規定、自然人、法人、非法人組織、民事権利、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効、期間計算	
第二編：物権	通則	物権の設定、変更、譲渡及び消滅	不動産登記、動産の引渡し、その他の規定
		物権の保護	
	所有権	国家所有権及び集団所有権、個人所有権、所有者の建築物区分所有権、隣接関係、共有、所有権取得の特別規定	
	使用収益権	土地請負経営権、建設用地使用权、宅地使用权、居住権、地役権	
担保物権		抵当権、質権、留置権	

日刊華鐘通信 No. 4763		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2020年6月12日(金)
	占有	-	
第三編：契約	通則	契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の保全、契約の変更及び譲渡、契約の権利・義務の終了、違約責任	
	典型契約	売買契約、電力・水・ガス・熱供給契約、贈与契約、貸付契約、保証契約、賃貸契約、ファイナンシャルリース契約、ファクタリング契約、請負契約、建設工事契約、輸送契約、技術契約、保管契約、倉庫契約、委託契約、不動産物件サービス契約、コミッション契約、仲介契約、パートナー契約	
	準契約	無合意の管理、不当利益	
第四編：人格権		生命権・身体権及び健康権、氏名権及び名称権、肖像権、名誉権及び栄誉権、プライバシー権と個人情報保護	
第五編：婚姻家庭	結婚		
	家族関係	夫婦関係、親子関係及びその他の近親族関係	
	離婚		
	養子縁組		
第六編：相続		法定相続、遺言相続及び遺贈、遺産の処理	
第七編：権利侵害責任		損害賠償、責任主体の特殊規定、製品責任、自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染及び生態破壊責任、高度危険責任、飼育動物損害責任、建物及び物件損害責任	

## (2) ポイント

本「民法典」の編纂過程で注目されるのは、「人格権」を独立してひとつの編（第四編）にしたこと、セクハラを明確に禁止したことなどです。「民法典」の関連内容は広汎ですので、ここでは会社の経営に関連する可能性のある内容について、以下にご紹介します。

## ① セクハラは賠償責任を負う

近年、セクハラ問題は社会的に大きな注目を集めています。「民法典」は、既存の立法や司法の実践経験の総括を基礎として、セクハラの実定基準を規定しました。その中で特に強調されているのは、従属関係の利用、ハラスメントを受ける側の意思に反することの2点です。

## 第四編 人格権

## 第二章 生命権、身体権及び健康権

第1010条 他人の意思に反し、言語、文字、画像、肢体行為等の方法で他人にセクハラを行った場合、被害者は法に基づいて行為者に民事責任を負うよう請求する権利を有する。

機関、企業、学校等の単位は、合理的な予防、苦情受理、調査処分等の措置を講じて、職権や従属関係などを利用したセクハラの実施を防止、制止しなければならない。

「2021年1月1日実施の『中華人民共和国民法典』について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 2021年1月1日実施の「中華人民共和國民法典」について(2)

Q:2021年1月1日より実施される「中華人民共和國民法典」について、教えてください。

<政策法規><民法典><物権><契約><権利侵害責任><担保>

A:2020年5月28日、第13期全国人民代表大会（以下、全人代と略）第3回会議にて「中華人民共和國民法典」（以下、「民法典」と略）が可決されました。2021年1月1日より施行されます。中国史上初の「法典」と名の付いた法律であり、「民法典」の発効に伴い、現行の婚姻法、相続法、民法通則、養子縁組法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は廃止されます。

「2021年1月1日実施の『中華人民共和國民法典』について(1)」より続く

2. 「民法典」の主要構成及び一部概要

(2) ポイントの続き

② 個人情報の保護

「民法典」は、自然人はプライバシー権を有し、如何なる組織又は個人も、探偵、侵入、漏洩、公開等の方法で他人のプライバシー権を侵害してはならないことを明らかにしています。また、個人情報に過度に処理してはならず、一定の条件を満たすよう規定しています。

第四編：人格権

第六章 プライバシー権と個人情報保護

第1035条 個人情報を処理する場合は、合法、正当、必要の原則に従い、過度に処理してはならず、以下の条件に合致していなければならない。

(一) 当該自然人又はその保護者の同意を得る。但し法律、行政法規が別途規定を有する場合を除く。

(二) 情報処理の規則を公開する。

(三) 情報処理の目的、方式及び範囲を明示する。

(四) 法律、行政法規の規定及び双方の約定に違反しない。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開等が含まれる。

第1038条 情報処理者は、収集、保存した個人情報を漏洩又は改竄してはならない。また、自然人の同意を得ずにその個人情報を他人に不法に提供してはならないが、加工を施し特定の個人を識別できず、且つ復元できないものを除く。

情報処理者は、技術的措置やその他の必要な措置を講じて、収集、保存した個人譲歩の安全を確保し、情報の漏えい、改竄、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏洩、改竄、紛失が発生し、又は発生する可能性がある場合、速やかに救済措置を講じ、規定に基づき自然人に通知し、併せて関連の主管部門に報告しなければならない。

## ③ ネットワーク権利侵害責任の明確化

「民法典」の大きな特徴は、情報化時代の息吹が色濃く感じられることで、個人情報保護、ネットワーク上の仮想財産やデータの保護を規定しています。以下のように、権利侵害責任編において、ネットワーク上の権利侵害責任についても規定されています。

第七編：権利侵害責任

第二章 損害賠償

第1194条 ネットワークユーザー、ネットワークサービス提供者がネットワークを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負わなければならない。法律が別途規定を有する場合は、当該規定に従う。

## (3) 「第三編：契約」の概要

契約制度は、市場経済の基本的法律制度であるため、「民法典」の「第三編：契約」は、企業の運営と最も密接に関連しています。第三編の一部内容について、以下にご紹介します。

## ① 電子契約締結の規則を明確にし、予約契約の具体的な規定を追加

第二章 契約の締結

第491条 当事者が手紙、データ文書等の形式で契約を締結し、締結確認書を要求する場合、確認書を締結した時点で契約が成立する。

当事者の一方がインターネット等の情報ネットワークを通じて公表した商品又はサービスの情報がオファーの条件に合致している場合、相手方が当該商品又はサービスを選択して注文書の提出を完了した時点で契約が成立するが、当事者が別途約定を有する場合を除く。

第495条 当事者が将来一定の期間内に契約を締結すると約定する引受書、注文書、予約書等は、予約契約を構成する。

当事者の一方が予約契約で約定した契約締結の義務を履行しない場合、相手方は、予約契約の違約責任を負うよう請求することができる。

「2021年1月1日実施の『中華人民共和国民法典』について(3)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 2021年1月1日実施の「中華人民共和国民法典」について(3)

Q:2021年1月1日より実施される「中華人民共和国民法典」について、教えてください。

<政策法規><民法典><物権><契約><権利侵害責任><担保>

A:2020年5月28日、第13期全国人民代表大会（以下、全人代と略）第3回会議にて「中華人民共和国民法典」（以下、「民法典」と略）が可決されました。2021年1月1日より施行されます。中国史上初の「法典」と名の付いた法律であり、「民法典」の発効に伴い、現行の婚姻法、相続法、民法通則、養子縁組法、担保法、契約法、物権法、権利侵害責任法、民法総則は廃止されます。

「2021年1月1日実施の『中華人民共和国民法典』について(2)」より続く

## 2. 「民法典」の主要構成及び一部概要

## (3) 「第三編：契約」の概要の続き

## ②情勢変更制度の規定を追加

情勢変更は、司法の実践において既に適用されています。2008年の世界金融危機により多くの契約が履行不能になり、そのために、最高人民法院は司法解釈を制定して情勢変更の適用を確立しました。今年、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、多くの契約の履行が困難になっていますが、これは不可抗力に該当し、また情勢変更による契約履行不能でもあります。これに関し、「民法典」では特に以下のように規定しています。

## 第四章 契約の履行

第533条 契約成立の後、契約の基礎となる条件に、当事者が契約締結時に予見することができず、商業リスクに該当しない重大な変化が発生し、引続き契約を履行することは当事者の一方に明らかに不公平である場合、不利な影響を受けた当事者は、相手方と再協議することができる。合理的な期限内に協議が成立しない場合、当事者は、人民法院又は仲裁機関に契約の変更又は解除を請求することができる。

人民法院又は仲裁機関は、事案の実際の状況に合わせ、公平の原則に基づいて契約を変更又は解除しなければならない。

## ③現行の15種類の典型契約の整備を基礎として、新たな典型契約4種類を追加

現実的なニーズに適応するために、「民法典」は、現行の契約法が規定する売買契約、貸付契約、賃貸契約、輸送契約等15種類の典型契約を整備しました（一部を以下に掲載します）。

- 1) 検査期限に関する規定や所有権の保留規則等を改正することにより、売買契約を整備しました。
- 2) 正常な金融秩序を維持するために、貸付契約では、高利貸付の禁止、貸付利率は国家の関連規定に違反しないことを明確に規定しました。
- 3) 政府が提言した賃貸分譲同権住宅制度構築の要求を実行し、賃貸契約で賃借者の利益を明確に保

護し、住宅賃借者の優先賃借権の規定を追加しました。

- 4) 近年、旅客輸送契約の分野で発生している、旅客が不当に座席に居座り輸送請負者が行う安全輸送措置に協力しない行為など、輸送の秩序を著しく妨害したり、輸送の安全に危害を及ぼしたりする問題に対し、正常な輸送秩序を維持するために、「民法典」は、輸送契約の中で、旅客輸送契約の当事者の権利と義務を細分化しました。

上記の契約を基礎として、以下の4種類を追加しました。

- 1) 担保法の中の保証に関する内容を吸収し、保証契約を追加しました。
- 2) 中国のファクタリング産業の発展と経営環境最適化のニーズに適応するために、ファクタリング契約を追加しました。
- 3) 不動産物件サービスの分野で顕著な問題に対して、不動産物件サービス契約を追加しました。
- 4) パートナー契約を追加し、民法通則の中の個人パートナーに関する規定を移動させました。

#### (4) 「第七編：権利侵害責任」の概要

「民法典」の「第七編：権利侵害責任」は、現行の権利侵害責任法を基礎として、製品の生産販売、自動車交通事故、医療、環境汚染及び生態破壊、高度危険等の分野における権利侵害責任の規則について、それぞれ具体的な規定と整備を行いました。以下が含まれます。

- ① 生産者、販売者が欠陥製品をリコールする責任を整備し、規定を追加しました。関連規定に従ってリコール措置を採る場合、生産者、販売者は、被侵害者がそれにより支出した必要経費を負担する必要があります。
- ② 交通事故の損害賠償の順序を明確にしました。先ず自動車強制保険で賠償を行い、不足部分を自動車商業保険で賠償し、更に不足している場合は権利侵害者が賠償します。
- ③ 患者のインフォームドコンセントの権利を更に保障しました。医療従事者の説明義務を明確にし、医療機関とその医療従事者による患者のプライバシーや個人情報の保護を強化しています。
- ④ 生態文明思想を徹底して実現するために、生態環境の損害に対する懲罰的賠償制度を追加し、生態環境に与えた損害の修復や賠償の規則を明確にしました。
- ⑤ 生物安全管理を強化し、高度危険責任を整備して、高病原性危険物を占有又は使用することにより他人に損害を与えた場合は権利侵害責任を負うことを明確にしました。
- ⑥ 上空放物落下物処理規則を整備しました。

「民法典」の最後の付則部分では、2021年1月1日に正式施行された後、元の民事単独法に代替することを明確にしています。従って、施行後は、「中華人民共和国婚姻法」、「中華人民共和国相続法」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国養子縁組法」、「中華人民共和国担保法」、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国物権法」、「中華人民共和国権利侵害責任法」、「中華人民共和国民法総則」は廃止されます。

完

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 全国及び自貿試験区の2020年版外資参入ネガティブリストについて(1)

**Q:**新たに公布された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><自貿試験区><ネガティブリスト><2020年版>

**A:**2020年6月23日、国家発展改革委、商務部はそれぞれ「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」（第32号令、以下「2020年版全国ネガティブリスト」と略）と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）」（第33号令、以下「2020年版自貿区ネガティブリスト」と略）を公布しました。2020年7月23日より施行されます。元の「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）」は同時に廃止されます。

## 1. 2件の新ネガティブリスト公布の背景

2020年は、新型コロナウイルス感染症の流行が世界の国々の海外投資に大きな打撃を与え、世界経済は深刻な影響を受けました。今回公布された「2020年版全国ネガティブリスト」及び「2020年版自貿区ネガティブリスト」は、中国においてより広い範囲、より広い領域、より深いレベルで全面的な開放を実施する重要な措置であり、また「中華人民共和国外商投資法」及び実施条例の施行後にネガティブリスト管理制度を推進する最新の付帯文書でもあり、中国が外商投資環境を更に整備する決意の表明と言えるでしょう。

今回の改訂は、減らすだけで追加はしないという原則に従って、外商投資参入ネガティブリストを更に削減し、サービス業、製造業、農業の開放レベルを高めています。そのうち、全国ネガティブリストは40箇条から33箇条に削減し（削減率17.5%）、更に2箇条で部分的に開放しました（商用車製造の外資持株比率の制限を緩和、小麦新品種の選別栽培及び種子生産の中国側マジョリティを中国側持分34%以上に緩和）。自貿試験区ネガティブリストは37箇条から30箇条に削減し（削減率18.9%）、更に1箇条で部分的に開放しました。詳細は以下ご参照下さい。

## 2. 新ネガティブリストの主な変更

2020年外資参入ネガティブリストの主な変更は、以下の通りです。

## (1) 2件の新ネガティブリストの説明部分に、免除規定を追加

外商投資の構成は比較的複雑であることから、現行及び今後の法律法規と良好に整合し、また特殊な状況を考慮するために、新ネガティブリストは、説明の中で以下のようなネガティブリスト免除規定を追加し、個別の特殊状況にルートを設けました。

五、國務院関連主管部門の審査を経て國務院に提出し、認可を受けた場合、特定の外商投資は「外商投資参入ネガティブリスト／自貿試験区ネガティブリスト」中の関連領域の規定を適用しなくてもよい。

## (2) サービス業の重点領域における開放の進捗を加速

本「2020年版全国ネガティブリスト」は、特に「2019年版全国ネガティブリスト」中の「第8項 金融業」の項目全体を削除しており、これは金融業界の全面的な開放を示すものです。この他、インフラや交通輸送領域でも一部条項を削除し、重点領域が開放されています。

No.	「2020年版全国ネガティブリスト」のサービス業における開放措置	領域
1	以下の証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資持分比率の制限を全面的に撤廃。 (以下波線箇所は「2019年版全国ネガティブリスト」より抜粋、以下同じ) <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>証券会社の外資持分比率は51%を超えず、証券投資ファンド管理会社の外資持分比率は51%を超えないこと(2021年に外資持分比率の制限を撤廃)。</u></li> <li>▶ <u>先物取引会社の外資持分比率は51%を超えないこと。(2021年に外資持分比率の制限を撤廃)。</u></li> <li>▶ <u>生命保険会社の外資持分比率は51%を超えないこと。(2021年に外資持分比率の制限を撤廃)。</u></li> </ul>	金融領域
2	人口50万人以上の都市の給排水管網の建設、経営は中国側マジョリティに限るという規定を撤廃する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>人口50万人以上の都市の給排水管網の建設、経営は中国側が支配しなければならない。</u></li> </ul>	インフラ
3	外国企業の航空交通管制への投資を禁止する規定を撤廃し、同時に民間空港に関する規定を調整した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>航空交通管制への投資を禁止する。</u></li> </ul>	交通輸送

## (3) 製造業、農業の参入を緩和

「2020年版全国ネガティブリスト」は、製造業分野の中で商用車製造の外資持分比率の制限を緩和しました。また、従来禁止されていた外商投資による放射性鉍物の精錬、加工及び核燃料生産を撤廃しました。更に、農業分野における小麦関連産業の中国側支配についても適切に緩和しました。

No.	「2020年版全国ネガティブリスト」の製造業、農業に関する開放措置	領域
1	商用車製造の外資持分比率の制限を緩和し、「2019年版全国ネガティブリスト」で明確になった「2020年に商用車製造への外資持分比率の制限を撤廃する」という承諾を履行する。	製造業
2	外商投資放射性鉍物の製錬、加工、核燃料生産を禁止する規定を撤廃する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ <u>禁止投資放射性鉍物の精錬、加工、核燃料生産への投資を禁止する。</u></li> </ul>	
3	小麦新品種の選別栽培と種子生産は、中国方マジョリティから、中国側持分比率34%以上までに緩和。	農業

「全国及び自貿試験区の2020年版外資参入ネガティブリストについて(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 全国及び自貿試験区の2020年版外資参入ネガティブリストについて(2)

Q:新たに公布された「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><自貿試験区><ネガティブリスト><2020年版>

A:2020年6月23日、国家発展改革委、商務部はそれぞれ「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(第32号令、以下「2020年版全国ネガティブリスト」と略)と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020年版)」(第33号令、以下「2020年版自貿区ネガティブリスト」と略)を公布しました。2020年7月23日より施行されます。元の「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版)」は同時に廃止されます。

「全国及び自貿試験区の2020年版外資参入ネガティブリストについて(1)」より続く

## 2. 新ネガティブリストの主な変更の続き

## (4) 自貿試験区における試験実施の開放を継続

全国における開放措置を基礎として、「2020年版自貿区ネガティブリスト」は、引続き自貿試験区の一部政策の先行試験実施を強化します。例えば医薬及び教育の領域では、全て相応に試験実施を開放し、特に外国企業独資による学校制職業教育機関の設立を許可します。試験実施の状況が成熟すれば、全国に普及して実施されると思われます。

No.	「2020年版自貿区ネガティブリスト」の医薬、教育領域における試験実施の開放	領域
1	漢方薬タブレットへの外商投資を禁止する規定を撤廃する。 (以下波線箇所は「2019年版自貿区ネガティブリスト」より抜粋) ▶ <u>漢方薬タブレットの蒸す、炒める、炙る、焼く等の精製技術の応用及び漢方薬製造の守秘処方製品の生産への投資を禁止する。</u>	医薬
2	外商独資による学制類職業教育機関の設立を許可する。 (以下下線箇所は「2020年版自貿区ネガティブリスト」より抜粋) ✚ <u>外国教育機関、その他の組織又は個人は、単独で、中国公民を主たる学生募集対象とする学校及びその他の教育機関(非学制類職業訓練機関、学制類職業教育機関を含まない)を設立してはならないが、外国教育機関は、中国の教育機関と合作して、中国公民を主たる学生募集対象とする教育機関を開設することができる。)</u>	教育

## 3. 2件の新ネガティブリストと「外商投資法」及びその実施条例との連携

「2020年版全国ネガティブリスト」と「2020年版自貿区ネガティブリスト」は、「外商投資法」及びその実施条例施行後の新ネガティブリストとして、開放を更に拡大するほか、法律法規の関連規定との接続を図っています。

## (1) 外資参入管理の実施

ネガティブリストの前段部分の説明では、関連の主管部門が法に基づき職責を履行する過程において、国外投資者がリスト内の領域に投資しようとしているもののリストの規定に合致しない場合、許可、企業登録登記等の関連事項の処理を行わず、固定資産投資プロジェクトの承認に関する場合は、関連の承認事項を処理しないと規定しています。

## (2) 中外合作経営の制限性規定の調整

「外商投資法」の実施後、「中外合作経営企業法」は既に廃止されましたので、「2020年版全国ネガティブリスト」と「2020年版自貿区ネガティブリスト」の一部項目において中外合作経営企業による投資に限定する規定は、既に時代遅れであり、今後は保留されません。例えば、「医療機関は合弁、合作に限る」という項目は、「医療機関は合弁に限る」のように調整されます。

No.	「2020年版全国ネガティブリスト」と「2020年版自貿区ネガティブリスト」の調整内容	領域
1	(以下の <del>二重取消線</del> 部分は、今後保留されない。以下同じ) ◇ 市場調査は、合弁 <del>、合作</del> に限る。そのうちラジオ・テレビの視聴、視聴率調査は中国側がマジョリティをとること。	商業サービス
2	◇ 医療機関は合弁 <del>、合作</del> に限る。	衛生

前述のように、「2020年版全国ネガティブリスト」と「2020年版自貿区ネガティブリスト」は2020年7月23日から施行されます。施行時には、国家発展改革委が商務部等の部門及び各地方と共同で、「外商投資法」及びその実施条例の要求に厳格に基づいて、外商投資参入ネガティブリストを確実に実施し、新たな開放措置が速やかに着地できるようにし、各項政策との一致性を向上させます。ネガティブリスト以外の領域では、内資・外資企業に平等な待遇を与え、いかなる単位も単独で外資に対する参入制限を設けることはできません。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 中外合弁企業の『外商投資法』対応について

Q: 弊社は、2010年に中国資本の会社と合弁で生産型企業を設立し、中国の生産拠点として稼働を続けています。今年から施行された『外商投資法』について、特にこれといった対応はしていませんが、大丈夫でしょうか。これからどのような対応が必要でしょうか。

<外商投資法><中外合弁企業><会社法>

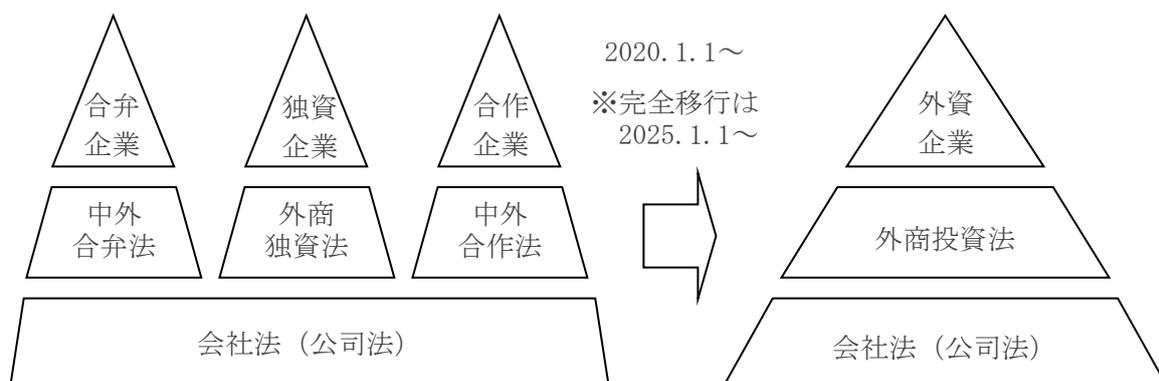
A: 合弁企業（中外合弁企業）は、『外商投資法』施行による影響が比較的大きい企業形態といえます。設立根拠となる法令が変わるために、具体的には、会社定款を変更して中国政府において届出を行う必要があります。しかし、5年間（2024年末まで）は、経過措置として「従来の状態を引き続き維持できる」と定められているため、必ずしも、すぐに対応が必要というわけではありません。『外商投資法』施行の前・後で、どのような事項に変化があるかということを理解したうえで、まずは、中国側の合弁パートナーと、対応について話し合うことをおすすめします。

## 1. 中国における外資系企業の設定形態と根拠法

中国で外資企業を設立する場合、出資形態に応じて根拠法が異なっていました。中国資本と、国外資本（日本企業等）が共同出資で設立する場合は「中外合弁企業」（以下、「合弁企業」）で、根拠法は『中外合弁経営企業法』（以下、『合弁法』）でした。また、国外資本のみで設立する場合（外国資本が複数社で合弁する場合も含む）の企業は通称「(外商)独資企業」で、根拠法は『外資企業法』でした。主にはこの2種類ですが、「中外合作企業」という企業形態もあり、『中外合作企業法』という法律が根拠法でした。これら3種類の企業は、中国語で「三資企業」と総称され、根拠法は『外資三法』と呼ばれていました。また、同時に有限責任会社でもある「合弁企業」・「独資企業」には、『会社法』（中国語：公司法）も適用されます。ただ、会社法は内・外資ともに適用されるため、『外資三法』と『会社法』の内容が異なる場合は、別法規の規定により『外資三法』が優先適用されて来ました。

しかし、2020年1月1日からは、『外商投資法』が施行され、併せて『外資三法』が廃止されたことで、中国企業との合弁であるか、日本からの単独出資であるかを問わず、共通して『外商投資法』と『会社法』が適用されるようになっていきます。

## —中国における外資系企業の種類と根拠法の変化（イメージ）—



## 2. 『会社法』と『合弁法』の違い

『会社法』と「合弁企業」に適用される『合弁法』との最大の違いは、会社の最高意思決定機関と重要事項の決議方法が異なることです。ここでいう重要議事とは、「会社定款の修正、増減資、会社の合併・分割・解散、または会社組織の変更」を指します。『会社法』の下では、出資者＝株主が構成する「株主会」（中国語：股东会）を会社組織の頂点として、各出資者は出資比率に応じて議決権を行使します（重要議事については株主会の2/3以上の賛成で決議されます）。一方、『合弁法』では、日本でいう取締役会に相当する「董事会」を最高意思決定機関として、重要議事の決議においては董事会の全会一致決議が要求されます。また、中外双方の出資者は出資比率に応じて董事を任命しますが、マイナー出資であっても、中外出資者からは最低1名の董事が任命されなければならないので、例えば、メジャー出資の日本側董事が、業績不振を理由に合弁会社の解散・清算を董事会で提案しても、マイナー出資の中国側董事が反対票を投じれば何も決議できない状態に陥ってしまい、これが合弁会社経営を難しくする大きな要因となって来た面があります。

上記を踏まえての『外商投資法』対応としては、外商投資企業の会社運営は『会社法』の規定に従う旨が『外商投資法』に規定されていますので、以下に挙げる項目を中心として合弁会社の定款（中国語：章程）及び合弁契約を『会社法』ベースに変更することと言える訳です。

項目	中外合弁企業法	会社法
最高意思決定機関	董事会	株主会
重要事項決議の方法	董事会の全会一致	株主会の2/3以上の表決
法定代表者	董事長	董事長（/執行董事）又は總經理
董事選出方法	出資者がそれぞれ任命	株主会が選出
董事会人数	3名以上	3～13名（1名の執行董事も可）
董事任期	4年	3年以内
配当の基準となる出資比率	登録資本ベース	払込み済み資本額ベース※
出資持分譲渡の条件	全株主の同意	他の株主の過半数同意※

※は定款で別途定めることが可能。

## 3. 具体的な対応方法

冒頭のA.（回答）においても記載していますが2024年末までの5年間は、経過措置として「従来の状態を引き続き維持できる」と定められているため、『外商投資法』施行後も、暫くは従来の『合弁法』に基づく企業運営を行うこととなり、意思決定も従来のルールに則って行われます。そして、定款の変更は、『合弁法』に従い、董事会の全会一致が必要な重要決議事項に該当します。

従って、経過措置期間の5年間に、董事（実際には、董事を任命する各出資者）の意見がまとまらなければ、定款は変更できません。中国政府の登記機関である市場監督管理局の通達によれば、「2025年1月以降、『会社法』の強制規定に反する場合、変更登記を認めない」という方針が打ち出されているものの、逆に言えば5年間は定款変更を行う義務が無いということになります。これにより、例えばマイナー出資（少数株主）の場合は、これまでの制度によれば、董事会での重大事項決議における拒否権があるために、従来の形式のほうが有利として、定款変更に対抗するケースが多いと考えられます。

2025年からは、『会社法』に沿った定款に変更する義務が生じるため、情報を整理しておき、変更の時期や内容については、合弁パートナーとの話し合いを進めていくことが求められます。

以上

（作成：法務部 長谷川）

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 「外商投資企業苦情工作暫定弁法」について（1）

Q: 商務部が改正、公布した「外商投資企業苦情工作弁法」について、教えてください。

<政策法規><外商投資企業><苦情メカニズム><外商投資保護>

A: 2020年8月25日、商務部が「外商投資企業苦情工作弁法（中国語：外商投資企業投訴工作弁法）」（商務部令2020年第3号、以下「暫定弁法」）を改正、公布しました。2020年10月1日より施行されます。これに伴い、商務部が2006年9月1日公布した「商務部外商投資企業苦情工作暫定弁法（中国語：商務部外商投資企業投訴工作暫行弁法）」は廃止されます。

1. 「暫定弁法」改正の背景及び全国外商投資企業苦情センターについて

(1) 改正の背景

2006年、商務部は第一版「外商投資企業苦情工作暫定弁法」を公布し、行政行為により侵害を受けた外商投資企業の受理、協調及び処理を行い、積極的な役割を果たしました。中国の外資利用の発展に伴い、外商投資企業、外国投資者は、投資環境が改善され、企業や投資者の合法的權益がよりよく保護されることに高い期待を抱くようになりました。また、国家の一連の外資導入政策の公布に伴い、外商投資企業の苦情を処理するメカニズムの構築が明確に要求されることとなりました。例えば、2019年3月に可決された「中華人民共和国外商投資法」（以下、「外商投資法」という）では、「国家は外商投資企業苦情処理メカニズムを構築し、外商投資企業又はその投資者から提起された問題を速やかに処理し、関連の政策措置を協調的に整備する」と明確に規定しています。また、2019年12月に國務院が公布した「中華人民共和国外商投資法実施条例」（以下、「実施条例」という）では、外商投資企業の苦情処理に関する制度を更に細分化して、「國務院商務主管部門は、國務院関連部門と共同で外商投資企業の苦情を扱う部門間連絡会議制度を構築する」よう求め、「國務院商務主管部門、県級以上の地方人民政府が指定する部門又は機関は、苦情の取扱規則を整備し、苦情提起の方式を健全化し、苦情処理の期限を明確にしなければならない」と定めています。

「暫定弁法」は、中国の新たな外商投資法律法規体系の重要な構成部分として、操作レベルでの具体的な規則を整備し、「外商投資法」及びその「実施条例」の、投資保護の分野における関連制度が着実に実施されることを保障するものです。

(2) 全国外商投資企業苦情センターの設置

「暫定弁法」第六条に基づき、全国外商投資企業苦情センターが、商務部投資促進事務局に設置されました。その職責や権限は以下のように新たに定義され、位置づけがより明確になりました。現在の苦情センターの主な機能は、外商投資企業の中国での苦情の受理、苦情の予防、苦情処理の管理、政策提案の送達の4分野であり、外商の苦情中の各項合法的權益をよりよく保護するとのことです。（以下は「暫定弁法」からの抜粋で、太字下線部分は重点箇所です）

**第六条** 商務部は以下の苦情事項の処理に責を負う。

- (一) 國務院関連部門、省、自治区、直轄市人民政府及びその職員の行政行為に関するもの
- (二) 國務院関連部門、省、自治区、直轄市人民政府への関連の政策措置の整備の提案
- (三) 全国範囲又は国際的に重大な影響があり、商務部が自ら処理できると認めるもの

**商務部は全国外商投資企業苦情センター（以下、全国外資苦情センターという。暫時商務部投資促**

進事務局に設置)を設立し、前項に規定する苦情事項の具体的な処理に責を負う。

全国外資苦情センターは、外商投資に関する政策法規の宣伝を計画し、外商投資企業の苦情処理の研修を実施し、苦情の処理経験を普及させ、関連の政策提案を提出し、地方に対して外商投資企業の苦情処理作業をしっかりと実施するよう促し、苦情の発生を積極的に予防する。

## 2. 新「暫定弁法」と2006年版「暫定弁法」の主な相違

今回公布された新「暫定弁法」は、総則、苦情の提出と受理、苦情の処理、苦情工作管理制度、付則の全五章、33箇条からなり、2006年の旧版を基礎として、2019年公布の「外商投資法」及びその「実施条例」の関連規定に従い、苦情処理の制度を更に整備しました。改善、整備されたのは、主に以下の内容です。

### (1) 苦情の主体及び苦情内容の範囲をより全面的にし、明確化

新「暫定弁法」は、まだ企業を設立していないものの投資を行う外国投資者を、初めて苦情の主体に組み入れました。あわせて、商工会議所や協会も、苦情処理機関に投資環境面の問題をフィードバックすることができるという条項を追加しました。その他、苦情の内容には以下の2つの分類が含まれることを明確にしており、例えば投資環境の面で問題があることがフィードバックされた場合、関連の政策措置の整備を提案することができます。

**第二条** 本弁法でいうところの外商投資企業の苦情とは、以下を指す。

(一) 外商投資企業、**外国投資者**（以下、苦情申立人と総称する）が、行政機関（法律法規が授権した、公共事務管理機能を有する組織を含む）及びその職員（以下、被申立人と総称する）の行政行為がその合法的權益を侵害していると見なし、苦情工作機関に対して協調や解決を申請する行為。

(二) 苦情申立人が苦情工作機関に対して投資環境の分野に存在する問題をフィードバックし、関連の政策措置の整備を提案する行為。

**第九条** 「中華人民共和国外商投資法」第二十七条に規定する**商工会議所、協会は、本弁法を参照して、苦情工作機関に対し、会員が提出した投資環境面に存在する問題をフィードバックし、具体的な政策措置提案を提出することができる。**

### (2) 苦情工作メカニズムを更に健全化

新「暫定弁法」は、中央レベルで、商務部が関連部門と共同で外商投資企業苦情工作部級連絡会議制度を構築し、国務院関連部門及び省、自治区、直轄市人民政府に関する苦情事項、及び全国範囲内又は国際的に重大な影響がある苦情事項の処理に責を負うことを明確にしています。また、商務部は全国外商投資企業苦情センターを設置し、同センターが具体的な処理を担当します。（上記第六条）

一方地方レベルでは、県級以上の地方人民政府が、関連部門又は機関を指定して、地元の苦情工作に責を負うことを明らかにしています。中央と地方の各レベルの苦情工作を良好に推進するために、新「暫定弁法」は、苦情処理の檔案（記録）の管理、状況の報告、定期的な監督検査、權益保護の提案書などの制度を詳細に規定しました。（詳細は「暫定弁法」の「第四章 苦情工作管理制度」を参照）。

### (3) 苦情工作の規則を更に明確化

苦情申立人の苦情提出を便利にするために、新「暫定弁法」は、苦情の提出、受理、処理方式、処理期限、処理結果、異議などの面での作業規則を明確に規定しています。新「暫定弁法」は苦情工作機関に対し、苦情申立人や被申立人と十分な意見交換を行い、苦情事項の状況別に、対応する方式を採用して協調、処理を実施し、苦情事項の適切な解決を積極的に推進するよう求めています。

「外商投資企業苦情工作暫定弁法」について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 「外商投資企業苦情工作暫定弁法」について（2）

**Q: 商務部が改正、公布した「外商投資企業苦情工作弁法」について、教えてください。**

<政策法規><外商投資企業><苦情メカニズム><外商投資保護>

**A: 2020年8月25日、商務部が「外商投資企業苦情工作弁法（中国語：外商投資企業投訴工作弁法）」（商務部令2020年第3号、以下「暫定弁法」）を改正、公布しました。2020年10月1日より施行されます。これに伴い、商務部が2006年9月1日公布した「商務部外商投資企業苦情工作暫定弁法（中国語：商務部外商投資企業投訴工作暫行弁法）」は廃止されます。**

「外商投資企業苦情工作暫定弁法」について（1）」より続く

(3) 苦情処理の規則を更に明確化の続き

① 苦情の提出と受理

新「暫定弁法」は、苦情工作機関の告知義務を明確にしました。

**第十条** 苦情申立人は、苦情事項を提出する場合、書面で苦情資料を提出しなければならない。苦情資料は、現場で提出することも、郵便、ファックス、電子メール、オンライン申請などの方法により提出することもできる。

**第十一条** 本弁法第二条第一項第（一）目に規定する苦情に該当する場合、苦情資料には以下の内容を含む。

（一）苦情申立人の氏名又は名称、郵送先住所、郵便番号、連絡担当者及び連絡方法、主体資格証明資料、苦情提出日

（二）被申立人の氏名又は名称、郵送先住所、郵便番号、連絡担当者及び連絡方法

（三）明確な苦情事項及び苦情請求

（四）関連の事実、証拠及び理由。関連の法的根拠がある場合は、一括して提出することができる。

苦情資料は、中国語で記載しなければならない。関連の証拠及び資料の原本が外国語で書かれている場合、正確で完全な中国語翻訳版を提出しなければならない。

**第十五条** 苦情工作機関は、完全に一式整った苦情資料を受け取った場合、7営業日以内に受理可否の決定を下さなければならない。

苦情の受理条件に合致する場合、受理し、苦情申立人に対して苦情受理通知書を発行しなければならない。

苦情の受理条件に合致しない場合、苦情工作機関は、7営業日以内に、苦情申立人に対して不受理通知書を発行し、かつ、不受理の理由を説明しなければならない。

② 苦情の処理

新「暫定弁法」は、苦情不受理の決定又は苦情処理の結果に異議がある場合には、級を追って上級の苦情工作機関に苦情を提起できると明確に規定し、国際的に認可された基準に更に合致するようになりまし。

**第十八条** 苦情事項の状況に応じて、苦情工作機関は以下の方式を採用して処理することができる。

（一）苦情申立人と被申立人との折り合いを促す（和解合意を含む）

（二）被申立人と調整を図る

（三）県級以上の人民政府及びその関連部門に、関連政策措置の整備の提案を提出する

（四）苦情工作機関が適切と認めるその他の処理方法

苦情申立人と被申立人が和解協議に署名した場合、和解に至った事項と結果を明記しなければならない。法に基づき締結した和解協議は、苦情申立人と被申立人に対して拘束力を有する。効力を生じた和解協議を被申立人が履行しない場合、「中華人民共和国外商投資法实施条例」第四十一条の規定に従って処理する。

**第十九条** 苦情工作機関は、苦情を受理した日から60営業日以内に、受理した苦情事項の処理を完了しなければならない。関連する部門が多く、状況が複雑な苦情事項は、処理期限を適切に延長することができる。

**第二十二條** 苦情申立人は、地方の苦情工作機関が下した不受理の決定又は苦情処理の結果に異議がある場合、当初の苦情事項について、級を追って上級の苦情工作機関に苦情を提起することができる。

#### (4) 権益保護制度の力を更に引き上げ

新「暫定弁法」は、苦情処理過程における苦情申立人の権益保護の問題をより重視しています。

① 苦情が、苦情申立人が法に基づき提起する行政再議や行政訴訟の権利に影響を及ぼさないことを規定しました。

**第八条** 苦情申立人が、本弁法の規定に基づいて、行政機関との間の争議の協調、解決を申請する場合、法定期限内に行政再議、行政訴訟などの手続を提起する権利に影響を及ぼさない。

② 苦情申立人が苦情処理手続きに参加する権利を十分に保障し、苦情申立人は、自ら苦情を提出することも、他者に委託して苦情を提出することもできます。苦情申立人は、苦情工作機関に資料を提出し、状況を説明し、意見陳述を行うことができ、苦情工作機関は法に基づき協調、処理し、苦情事項の適切な解決を推進する必要があります。

**第十二条** 苦情申立人は、他者に委託して苦情を提出することができる。苦情申立人が他者に委託して苦情を提出する場合、本弁法第十一条に規定する資料のほか、更に、苦情申立人の身分証明、発行した授權委託書及び受託者の身分証明を、苦情工作機関に提出しなければならない。授權委託書には、委託事項、権限及び期限を記載しなければならない。

③ 苦情工作機関に対し、効果的な措置を講じて苦情処理過程において知り得た苦情申立人の商業秘密を保護し、ビジネス情報や個人のプライバシー守秘を要求しました。

**第二十三条** 苦情工作機関は、健全な内部管理制度を確立し、法に基づき効果的な措置を講じて苦情処理過程において知り得た苦情申立人の商業秘密を保護し、ビジネス情報や個人のプライバシーを守秘しなければならない。

④ 如何なる企業や個人も、苦情申立人に圧力を加えたり、報復攻撃をしたりしてはならないことを明確化しました。

**第三十条** 苦情申立人が外商投資苦情工作メカニズムを通じて問題の協調、解決をフィードバックまたは申請した場合、如何なる企業や個人も、圧力を加えたり報復攻撃したりしてはならない。

### 3. 新「暫定弁法」の実施

新「暫定弁法」は2020年10月1日より実施されます。これに伴って、2006年に公布された「商務部外商投資企業苦情工作暫定弁法」は廃止されます。

新「暫定弁法」を実行するために、このほど全国外資苦情センターが、苦情取扱いガイドを制定し、苦情受理の流れを更に明確にしました。これにより、10月1日の「暫定弁法」の順調なスタートを確保します。また、苦情工作を担当する行政レベルに関する規定に基づいて、政府も全国外資苦情センター及び地方の苦情工作機関に対しできるだけ早く苦情処理の流れ、苦情処理の方法及びルートを発表し提出、苦情申立人が適時所在地の苦情工作機関に問題を提出できるようにし、各レベルの担当が明確で、高効率かつ便利な苦情工作ネットワークの形成を加速するとしています。

今後、全国外資苦情センターは、各地から提起された政策提案や措置（外商投資企業と投資者、商工会議所、協会、地方及び部門からフィードバックされた典型的な事例、重大な問題、政策措置の提案のまとめを含む）を総括して報告し、投資保護の強化、投資環境の改善に関する提案を提出し、外商投資企業の権益保護提案書を作成して、真に良質で、公平公正な経営環境を構築していきます。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(1)

**Q:上海市が新たに公布した「上海市外商投資条例」について、教えてください。**

<政策法規><外商投資><上海市>

**A:2020年9月25日、上海市人民代表大会常務委員会は「上海市外商投資条例」（以下、「条例」）を審議、可決しました。11月1日から実施されます。これは「中華人民共和国外商投資法」の施行後に地方の人民代表大会が公布した初の外商投資条例です。今回の立法は、上海の全方位的な開放拡大の決意をより明らかにしており、上海は、全国ひいてはアジア太平洋地域の外商投資の第一選択地、集積地を構築していくとしています。**

1. 「条例」公布の背景

上海は従来から中国に投資する外国企業の重要な目的地であり、統計によると、2020年6月末までに上海市が誘致した外国企業による実際の投資額は累計で2,700億米ドル近く、進出した多国籍企業の地域本部は累計746社（うちアジア太平洋地域本部は129社）、外資研究開発センターは累計471社です。5万9,000社の外商投資企業が、全市のGDPの1/4以上、税収の1/3以上、対外貿易輸出入及び一定規模以上の工業総生産の約2/3、就業者数の約1/5、一定規模以上の工業企業の研究開発投資の約50%に貢献しています。

そのため、2020年1月1日に「中華人民共和国外商投資法」及び「中華人民共和国外商投資法実施条例」が正式に実施された後、上海は、中国における外資の高地として、上位法に合致し、また外資業務促進のための実際の必要性を満たす地方性法規を制定しました。これは、上海の改革開放を更に推進し、外国投資者の自信を一層高めるうえで欠かせないものと言えるでしょう。

2. 「条例」の概要

「条例」は、総則、開放の拡大、投資の促進、投資の保護、投資の管理及びサービス、付則の全6章計51箇条からなり、その概要は以下の通りです。（太字下線部分は「条例」から引用した重点内容です。以下同じ）

(1) 全方位的でハイレベルな対外開放の推進

「条例」は、初めて「開放の拡大」という章を特別に設定し、上海が、高標準の国際投資貿易通用規則を実施することを明らかにしました。

① 全方位的な開放拡大

ハブの門戸としての機能を更に強化・開放し、商品や要素の流動型開放から規則、規制、管理、標準などの制度型開放への展開を推進し、金融領域の率先開放を推し進め、電気通信、インターネットなどの重点領域の開放拡大を秩序立てて推進するとともに、開放拡大の政策措置の先行的な実施に主体的に取り組みます。

第九条 本市は、国家の関連サービス業領域の対外開放の配置に基づいて、銀行、証券、保険、先物、信託投資、資産管理、信用格付け等の金融領域の率先開放を推進し、電気通信、インターネット、医

療、交通運輸、文化、教育等の領域の開放拡大を秩序立てて推進し、国家のその他のサービス業の開放拡大政策措置の当市における先行した試験実施に積極的に取り組む。

### ② 重要地域やプラットフォームによる開放

「条例」は、上海自貿試験区が開放拡大の試験田の役割を發揮すること、臨港新片区は差別化の探究を行うこと、長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の建設を重点及びプラットフォームとして、虹橋国際開放ハブを構築すること、輸入博覧会が開放拡大にもたらす波及効果を十分に發揮することなどを明確にしています。

第十条 中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿易試験区という)は、開放試験田を拡大する役割を發揮し、対外開放の力を強化し、最高標準、最高水準に到達させなければならない。国家の配置に基づいて、外商投資試験的政策措置を執行し、開放圧力の試験任務を担当し、複製可能、普及可能な経験を積み重ねなければならない。

外商投資の試験的政策措置については、当市が自貿試験区以外のより広い地域範囲に適用することができるが、国家が自貿試験区にのみ適用することを明確にしている場合を除く。

第十一条 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区(以下、臨港新片区という)は、国家戦略に合致し、国際市場のニーズが大きく、対外開放度の要求が高い重点領域を選択して、差別化の探究を行い、より開放的な外商投資の自由化、利便化政策及び制度を実施し、投資経営の利便性、貨物の自由な出入、資金流動の利便性、運輸の高度な開放、人員の自由な就業、情報の迅速な疎通の実現を推進し、国家規定に基づいて国際競争力のある税収制度や政策を実施して、より国際市場の影響力や競争力を有する特殊経済機能区を構築しなければならない。

第十二条 当市は、揚子江デルタ(以下、長江デルタという)地域の一体化発展の国家戦略に基づいて、長江デルタ地域の作業協力メカニズムにより、重点領域の対外開放を協同で推進し、長江デルタ地域の高品質な対外開放の全体レベルを不断に向上させる。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の建設を重点ならびにプラットフォームとして、革新的発展制度の優勢の形成を探究し、開放の連動効果を強化し、外商投資の産業の合理的な配置を誘導する。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区政府が承認する、統一的な投資プロジェクト目録の整備を推し進め、目録以外の外商投資プロジェクトには届出を実施する。外商投資企業の登記基準、手続の流れ及び手続方法の統一を推進する。外国のハイエンド人材の工作許可の相互認定やサービスの制度を統一的に構築する。

虹橋ビジネス区の国際連携機能を更に強化し、現代サービス業の発展に焦点をあて、長江デルタとの協同、連動を深化させ、虹橋国際開放ハブを構築する。

### ③ 開放拡大のための法律調整の保障

「条例」は、上海市の開放拡大に関連する事項については、国家関係部門とのコミュニケーションを強化し、関連の法律、行政法規、国務院決定及び部門規則などの調整、適用を強化することを明確にしました。

「外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(2)

Q: 上海市が新たに公布した「上海市外商投資条例」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><上海市>

A: 2020年9月25日、上海市人民代表大会常務委員会は「上海市外商投資条例」（以下、「条例」）を審議、可決しました。11月1日から実施されます。これは「中華人民共和国外商投資法」の施行後に地方の人民代表大会が公布した初の外商投資条例です。今回の立法は、上海の全方位的な開放拡大の決意をより明らかにしており、上海は、全国ひいてはアジア太平洋地域の外商投資の第一選択地、集積地を構築していくとしています。

「外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(1)」より続く

(2) 外資に対する平等な保護をさらに強調

① 上海市は、外商投資参入前の国民待遇とネガティブリスト管理制度を全面的に実施

第四条 本市は、外商投資参入前の国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を全面的に実施する。本市の各級人民政府及びその部門は、外商投資参入ネガティブリスト以外の領域において、外商投資に対して参入制限を設けてはならない。

本市は、国家规定に基づき、設立、運営、処置等の各段階において、外国投資者及びその投資に対し、類似の状況で自国の投資者及びその投資に与える待遇を下回らない待遇を与える。

② 外資に対する収用の補償基準を法に基づき明確化し、収用を受けた外資の合法的權益を保護

「条例」は、外資の自由な出入り、知的所有権の保護、商業秘密の保護、政府調達への参加、政策文書の制定、政策の承諾、地方基準の制定、許可経営活動への参加等に対して、全て平等な適用と保護を行うことを具体的に規定しています。

第二十七条 本市は、外国投資者の投資に対し、法律に基づき収用を行わない。特殊な状況において、公共の利益の必要性のために、法律規定に従って外国投資者の投資に対して収用を実施する場合は、法定の手続きを厳格に遵守し、非差別的な方式で実施し、かつ、収用された投資の市場価値に応じて速やかに補償を与えなければならない。

第二十八条 外国投資者の中国国内での出資、利益、資本収益、資産処分による所得、取得した知的所有権の使用許可費用、法に基づき取得した補償又は賠償、清算所得等は、法に基づいて人民元又は外貨で自由に入金、送金することができる。外商投資企業の外国籍従業員及び香港、マカオ、台湾籍従業員の給与所得やその他の合法的所得は、法に基づき自由に送金することができる。如何なる単位や個人に対しても、違法に通貨の種類、金額及び入金、送金の回数などを制限してはならない。

第二十九条 本市は、法に基づいて外国投資者、外商投資企業の知的所有権を厳格に保護し、地域や部

門を跨ぐ知的所有権の快速協同保護メカニズムの構築を推進し、司法や行政の知的所有権法執行保護システムを不断に整備し、外国投資者、外商投資企業の知的所有権を侵害する行為を法に基づき処罰する。

当市の各級人民法院は、外国投資者、外商投資企業が知的所有権に関する証拠保全、行為保全を申請した場合、迅速に受理して審査し、法に従って裁定し、かつ、直ちに執行しなければならない。重複した権利侵害、悪意をもった権利侵害、及び深刻な権利侵害状況のあるその他の権利侵害行為に対しては、法に基づき懲罰的賠償等の処罰措置を適用する。関連の法律適用指針を適時発表し、知的所有権についての司法保護の典型的な事例を中国語と英語で公布する。

第三十四条 市、区人民政府及びその関係部門は、その法定権限内で外国投資者、外商投資企業に対し法に基づき下した書面の政策承諾、及び法に基づき締結した各種契約を厳格に履行しなければならない、行政区画の調整、政府の交代、機関又は職能の調整及び関連の責任者の交代等を理由に、違約したり約束を破棄したりしてはならない。

市、区人民政府及びその関係部門が法定の権限を逸脱したことにより承諾や契約が無効になり、又は実施できなくなった場合、法に基づき法的責任を負わなければならない。

また、「条例」は更に、外資苦情メカニズムの具体的な処理の流れを明らかにし、外資の紛争解決に関する仲裁、再議、訴訟などのメカニズムについて規定しています。

第三十七条 外商投資企業又はその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為がその合法的權益を侵害すると考える場合、市商務部門、区人民政府が指定する外商投資部門又は機関(以下、苦情工作機関という)に苦情を述べることができる(※)。苦情工作機関は、等級別責任の原則に従って、関係部門と共同で苦情申立者が提出した問題を処理しなければならない。

市商務部門は、関係部門と共同で、外商投資企業苦情工作合同会議制度を構築し、市レベルの外商投資企業苦情工作に協調、推進し、各区の外商投資企業苦情工作进行を指導、監督しなければならない。市商務部門は、苦情工作規則を整備し、苦情申立方式を健全化し、苦情処理期限を明確にし、かつ、対外的に公布しなければならない。

第三十八条 当市は、多元化された紛争解決プラットフォームにより、調停、商事仲裁、行政裁決、行政再議、訴訟等を有機的にリンクさせ、相互協調する多元化紛争解決メカニズムを構築して整備し、外商投資企業に対して高効率で便利な紛争解決チャンネルを提供する。

※2020年8月25日、商務部が「外商投資企業苦情工作弁法」を改訂して公布し、2020年10月1日より実施されています。同弁法については、弊社サイト(www.shcs.com.cn)のビジネスQ&A欄でご参照いただけます。

「外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(3)」へ続く  
(作成：公関部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(3)

Q:上海市が新たに公布した「上海市外商投資条例」について、教えてください。

<政策法規><外商投資><上海市>

A:2020年9月25日、上海市人民代表大會常務委員会は「上海市外商投資条例」（以下、「条例」）を審議、可決しました。11月1日から実施されます。これは「中華人民共和國外商投資法」の施行後に地方の人民代表大會が公布した初の外商投資条例です。今回の立法は、上海の全方位的な開放拡大の決意をより明らかにしており、上海は、全国ひいてはアジア太平洋地域の外商投資の第一選択地、集積地を構築していくとしています。

「外商投資に関する全国初の地方法規「上海市外商投資条例」の公布について(2)」より続く

(3) より質の高い外資誘致に照準

① 健全な外商投資促進サービスシステムの構築

「条例」は、上海市、区人民政府が健全な外商投資促進サービスシステムを構築し、統一的な外商投資促進サービスプラットフォームを確立して、国外の都市、地域との提携・交流を強化することを明らかにしました。

② 外商投資産業指導及び優遇政策の実施を強化

「条例」は、上海市商務部門などが定期的に外商投資ガイドを作成するよう明確に決めました。「外商投資奨励産業目録」及び上海市重点發展領域内のプロジェクトへの投資や国内での再投資などに対し、税収、用地などの優遇政策や措置が与えられます。

「条例」に従って、多国籍企業の地域本部や外資研究開発センターのアップグレードを推進します。また、条件を満たす多国籍企業の地域本部、外資研究開発センターなどに対して、相応の支援または利便化政策が与えられます。あわせて、区政府は法に基づいて外商投資企業及び外商投資の促進に突出した貢献のある機関や人員に奨励を与えることができると規定しました。

第二十条 外国投資者が、国家「外商投資奨励産業目録」及び当市の重点發展領域内で投資を行うことを奨励し、誘導する。

外国投資者が「外商投資奨励産業目録」内のプロジェクトに投資する場合、規定に従って税収、用地などの優遇政策を享受する。外商投資奨励類プロジェクトの確認手続きは、投資プロジェクトのオンライン審査認可監督管理プラットフォームを通じて行う。

外国投資者が市、区の重点發展領域内のプロジェクトに投資する場合、市、区人民政府は、権限の範囲内で関連費用の減免、用地指標の保障などの奨励措置を制定することができる。

第二十五条 区人民政府は、法定の権限内で、外商投資促進のインセンティブ措置を制定し、当地域の経済社会への総合貢献度が高い外商投資企業、及び外商投資促進作業に突出した貢献があった機関や人員に対し、奨励を与えることができる。

(4) より便利で効率的な政府サービスの提供

「条例」は、上海市、区人民政府は、外商投資に関連する議事協調メカニズムを構築して健全化する

こと、市、区商務部門は、先頭に立って外国投資者、外商投資企業が提言した部門、地域を跨ぐ問題の協調にあたることを明確にしました。

また、外商投資企業の登録登記手続き、プロジェクト承認届出手続きに対しては、利便化サービスを提供し、外商投資情報の提出は、確たる必要がある場合という原則に則って、共有により入手できる情報については再度提出を求めてはならないとしています。

更に今回の立法では、重大外商投資プロジェクトサービス制度を構築して健全化すること、重大外商投資プロジェクトリストに入ったものに対しては、グリーンレーンを設置し、“ワンストップ”サービスなどの方法を提供することにより、参入、計画、土地使用、環境保護などの事項を統一的に推進すること、外商投資企業との間に行政と企業のコミュニケーションメカニズムを構築して健全化することを明確にしました。

第四十五条 市発展改革、商務、経済情報化部門は、関係部門、関連の区人民政府と共同で、重大な外商投資プロジェクトサービス制度を構築して健全化しなければならない。重大な外商投資プロジェクトリストに入ったものに対しては、グリーンレーンを設置し、“ワンストップ”サービスなどの方法を提供することにより、参入、計画、土地使用、環境保護、エネルギー使用、建設、外貨などの事項を統一的に推進し、かつ、プロジェクトの実施をサポートする。そのうち、当市の重大工程プロジェクトの規定に合致するものについては、市級重大工程建設協調メカニズムに組み入れて推進する。

第四十六条 当市は、外商投資企業との間で、行政企業コミュニケーションメカニズムを構築して健全化する。

市、区人民政府及び関係部門は、定期的に“円卓会議”を開催し、又は実地訪問、アンケート調査、オンラインでの意見聴取等さまざまな方法を通じて、外商投資企業の意見や提案を聴取し、企業が生産経営において遭遇した問題を速やかに把握、かつ解決を援助し、関連の政策措置の整備を検討しなければならない。

外国投資者、外商投資企業は「12345」ホットライン、企業サービスクラウド、外商投資促進サービスプラットフォーム、商工会議所、協会などのチャンネルを通じて関連の訴えや意見、提案をフィードバックすることができ、関係部門は速やかに検討し、処理しなければならない。

第四十七条 当市の科学技術、出入国管理部門は、外商投資企業の外国人従業員の工作許可や出入国、滞在などに対して便宜を提供し、「外国人工作、居留単一窓口」を通じて工作許可や居留許可の手続きする場合は、7営業日以内に一括で手続きを完了させなければならない。

「条例」の先頭責任部門として、次の段階で上海市商務委員会は外商投資企業苦情工作合同会議制度、外商投資企業苦情センターを確立し、「上海市外商投資企業苦情工作弁法」を制定、公布。また「上海外商投資促進サービスプラットフォーム」の調整や整備を行い、更に外商投資企業の苦情処理、合法的權益の保護などに十分なサービスを提供するとされています。あわせて、「条例」は英語版、日本語版など複数の言語で作成し、公布されます。

新型コロナウイルスの影響を受けて、多国籍企業のグローバル展開も深刻な打撃を受けていますが、このような状況下で、上海市は外商投資法を実行する地方性法規の制定を加速し、外国投資者の信用の向上を図り、外資分野におけるリーダー的役割、ベンチマーク的作用を十分に発揮することでしょう。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 「対中小企業金銭支払保障条例」について（1）

Q: この度、中小企業保護に関する新たな法令が制定されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

<法令><法律法規><中小企業保護>

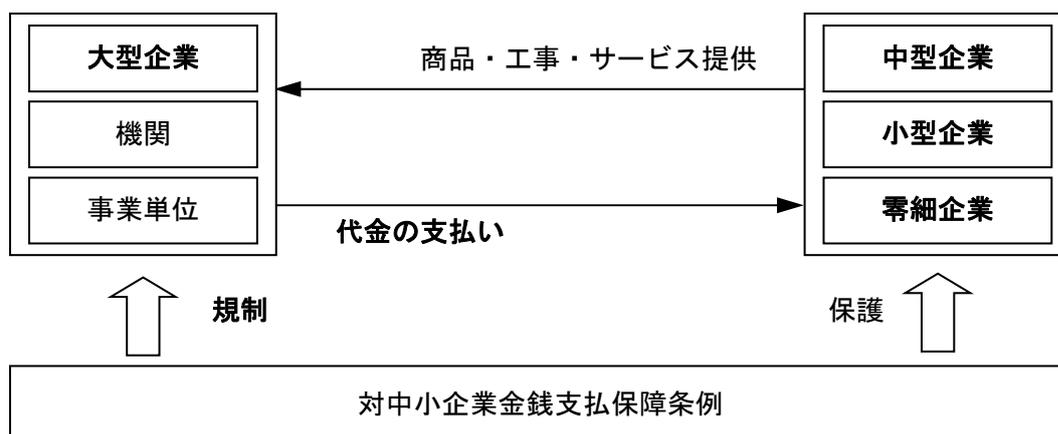
A: 「対中小企業金銭支払保障条例」（中国語：保障中小企業款項支付条例）が、2020年7月14日に公布され、2020年9月1日から施行されています。ポイントについて、以下にまとめます。

## 1. 概要

2020年9月1日から、「対中小企業金銭支払保障条例」（中国語：保障中小企業款項支付条例）が施行されています。これは、比較的規模の小さな中小企業を、取引条件において大企業等に大きく譲歩することを余儀なくされる等の状況から守るために、代金支払いの面で中小企業にとって不利な条件を制限するものです。本条例は、国务院が制定する「行政法規」ですが、法律レベルでも、2019年に「中華人民共和国中小企業促進法」が制定されており、今回の条例は、同法を根拠として制定されました。

## 2. 目的

本条例において、規制の対象となるのは、「大型企業」や「機関・事業単位」です。大型企業・機関・事業単位が「中小企業」から商品を購入し、又は工事やサービスの提供を受ける場合に、中小企業に対価を支払う行為が遅滞なく行われるよう、一定の制限を規定することで、中小企業の利益を保護することを目的としています。



## 3. 大型企業と中小企業の定義

まずは、自社と取引相手が、保護対象となる「中小企業」に該当するのか、それとも規制対象となる「大型企業」に該当するのかを判断する必要があります。

規制対象となる「大型企業」と、保護対象となる「中型企業」・「小型企業」・「零細企業（中国語：微型企業）」の定義については、「中小企業区分基準規定（中国語：中小企業画型標準規定/工信部聯企業〔2011〕第300号）」を参照します。業界ごとに基準が設けられており、次のとおり業界ごとの基準をまとめます。

業界	指標	分岐点 ＜ ↓ ≤	分岐点 ＜ ↓ ≤	分岐点 ＜ ↓ ≤
工業	従業員	20人	300人	1千人
	営業収入	300万元	2千万元	4億元
卸売業	従業員	5人	20人	200人
	営業収入	1千万元	5千万元	4億元
小売業	従業員	10人	50人	300人
	営業収入	100万元	500万元	2億元
ソフトウェア ITサービス業	従業員	10人	100人	300人
	営業収入	50万元	1千万元	1億元
飲食業	従業員	10人	100人	300人
	営業収入	100万元	2千万元	1億元
リース・ 商業サービス業	従業員	10人	100人	300人
	資産総額	100万元	8千万元	12億元
建築業	営業収入	300万元	6千万元	8億元
	資産総額	300万元	5千万元	8億元
交通運輸業	従業員	20人	300人	1千人
	営業収入	200万元	3千万元	3億元
農・林・牧・漁業	営業収入	50万元	500万元	2億元
倉庫業	従業員	20人	100人	200人
	営業収入	100万元	1千万元	3億元
郵政業	従業員	20人	300人	1千人
	営業収入	100万元	2千万元	3億元
不動産開発経営	営業収入	100万元	1千万元	20億元
	資産総額	2千万元	5千万元	1億元
不動産管理	従業員	100人	300人	1千人
	営業収入	500万元	1千万元	5千万元
情報通信業	従業員	10人	100人	2千人
	営業収入	100万元	1千万元	10億元
宿泊業	従業員	10人	100人	300人
	営業収入	100万元	2千万元	1億元
その他	従業員	10人	100人	300人

零細企業（微型企業）※2つの指標が有る場合、いずれかの指標が分岐点に届かない企業

小型企業 ※2つの指標が有る業界の場合、両指標ともに分岐点の範囲内にある企業

中型企業 ※2つの指標が有る業界の場合、両指標ともに分岐点の範囲内にある企業

大型企業 ※2つの指標が有る業界の場合、いずれかの指標が分岐点を超える企業

本条例は、「大型企業」と「中小企業」（＝大型企業以外の、中型企業・小型企業・零細企業）を分けているのみですので、一番右の分岐点のみに注目すれば足够了。例えば、工業企業の場合、「従業員1,000人以上」又は「営業収入4億人民元以上」であれば（＝いずれかを満たす場合）大型企業に分類されますが、いずれかを満たさない場合（大型企業ではない場合）は、中小企業に該当します。

「対中小企業金銭支払保障条例」について（2）」へ続く

（作成：法務部 長谷川）

★ 中国ビジネス相談Q&A

## ■ 「対中小企業金銭支払保障条例」について（2）

**Q:** この度、中小企業保護に関する新たな法令が制定されたと聞きましたが、どのような内容ですか。

<法令> <法律法規> <中小企業保護>

**A:** 「対中小企業金銭支払保障条例」（中国語：保障中小企業款項支付条例）が、2020年7月14日に公布され、2020年9月1日から施行されています。ポイントについて、以下にまとめます。

「対中小企業金銭支払保障条例」について（1）」より続く

#### 4. 大企業側への要求

規制対象となる「大型企業」・「機関」・「事業単位」に対する具体的な規制内容には、主に次のようなものがあります。

中小企業に該当する場合は、大型企業・機関・事業単位と取引を行う場合、これを根拠に対抗することができます。

もし大型企業に該当する場合は、違反しないよう、注意する必要があります。

**(1) 支払期限は原則 30 日。最大でも 60 日。**

機関、事業単位は、中小企業から貨物、工事、役務を調達する場合、貨物、工事、役務の引渡しから 30 日以内に金銭を支払わなければならない。契約に別途約定が有る場合、支払期限は最大でも 60 日を超えてはならない。（第 8 条）

**(2) 現金以外の支払方法（手形等）を強制してはならない。**

機関、事業単位及び大型企業が商業手形等の現金以外の支払方法を用いて中小企業に金銭を支払う場合、契約において明確かつ合理的に約定しなければならず、中小企業に商業手形等の現金以外の支払方法の受け入れを強制してはならず、商業手形等の現金以外の支払方法を利用し、形を変えた支払期限の延長を行ってはならない。（第 10 条）

**(3) 内部事情（支払決裁手続き等）を支払遅延の理由としてはならない。**

機関、事業単位及び大型企業は、法定代表者若しくは主要責任者の変更、内部支払手続の履行、又は契約において約定されていない場合における竣工検収回答、決算監査等を理由として、中小企業への金銭支払いを拒絶し、又は遅延させてはならない。（第 13 条）

**(4) 支払遅延利子を支払う。利率は、約定が無い場合、0.05%/日。**

機関、事業単位及び大型企業は、中小企業への金銭支払いを遅延させる場合、期限超過利子を支払わなければならない。双方が期限超過利子の利率を約定している場合、約定利率は契約締結時の 1 年期限ローンの市場見積り利率を下回ってはならない。約定していない場合は、1 日あたり 0.05% として期限超過利子を支払う。（第 15 条）

## 5. 中小企業の義務

自らの利益を保護するために、中小企業側に課される義務として、次のようなものがあります。

### (1) 告知義務

中小企業は、機関、事業単位又は大型企業と契約を締結する場合、自らが中小企業に該当することを主体的に告知しなければならない。(第3条)

### (2) 供給物の要求合致義務

中小企業は、適法に経営し、誠実に信義を守り、契約の約定に基づき、要求を満たす貨物、工事及び役務を提供しなければならない。(第6条)

## 6. 通報制度

本条例においては、中小企業を保護するための「通報制度」が用意されることを規定しています。また、大型企業側が中小企業に対して代金を支払わない場合に、程度に応じて、信用喪失会社としての公示を行われるものとされています。また、通報をおこなった場合に、報復がおこなわれてはならないという規定もあります。

- 省級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、便利で円滑な経路を構築し、機関、事業単位及び大型企業が中小企業に金銭を支払うことを拒絶し、又は遅延することについての通報を受理しなければならない。(第17条)
- 通報受理部門は、「属地管理、級別の責任負担、主管が責任を負う」という原則により、通報を関連部門、地方人民政府に速やかに引き渡して処理させなければならない。関連部門、地方人民政府は、法に基づいて速やかに処理し、且つ処理結果を通報社に告知し、同時に通報受理部門にフィードバックしなければならない。(第17条)
- 機関、事業単位及び大型企業が遅滞なく中小企業に金銭を支払う義務を履行せず、情状が重い場合、通報受理部門は、法律法規に基づき、その信用喪失情報を全国信用情報共有プラットフォームに掲載し、且つ関連する企業情報を企業信用情報公示システムにおいて社会に公示し、法に基づき、信用喪失懲戒を実施することができる。(第17条)
- 通報された機関、事業単位及び大型企業並びにその従業員は、いかなる形式においても、通報者に対して恐喝や報復攻撃を行ってはならない。(第18条)

## 7. 罰則規定

本条例中に具体的な罰則は規定されておらず、機関、事業単位による本条例への違反については、先ず改善を命令し、これを拒絶する場合には、責任者を法に基づいて処分する旨が規定(第25条)され、大型企業が本条例に違反した場合についても、企業年度報告中での情報公開要求とこれを怠った場合の市場監督管理部門による法に基づく処理のみが規定(第27条)されるに止まっています。

以上

(作成：法務部 長谷川)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 「固体廃棄物環境汚染防止法」（2020年改訂版）について（1）

Q:2020年9月1日施行の改訂版「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」について、旧版との違いなどについて教えてください。

<政策法規><固体廃棄物><危険廃棄物>

A:2020年4月29日、第13期全国人民代表大会にて「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法（中国語：中華人民共和国固体废物污染环境防治法）」（以下、「固廃防治法」（2020改訂版と略））の改訂が審議、可決されました。2020年9月1日より施行されます。

2014年「中華人民共和国環境保護法」（2014改訂版）の公布以降、「中華人民共和国大気汚染防止法」（2015改訂版）、「中華人民共和国水汚染防止法」（2017改訂版）、「中華人民共和国環境騒音汚染防止法」（2018改訂版）、「中華人民共和国環境影響評価法」（2018改訂版）、「建設プロジェクト環境保護管理条例」（2017改訂版）など、環境保護に関する主要な法律法規がいずれも改訂されました。本「固廃防治法」（2020改訂版）の公布と実施は、環境汚染の防止に関する法律法規を整備し、補完する上で重要な土台となるものです。

元の「固廃防治法」は1995年に制定され、2004年に第1回改訂が行われました。その後、2013年、2015年、2016年にそれぞれ特定条項が改正されています。今回の改訂は従来の全6章91箇条から全9章126箇条に改訂され、多くの内容が改正、追加されました。概要は以下の通りです。

## 1. 「固廃防治法」（2020改訂版）の主要な改訂原則

No.	改訂原則	関連の内容
1	固体廃棄物の環境汚染の防止、減量化、資源化及び無害化の原則堅持を明確にする。	-
2	政府及び関連部門の監督管理責任を強化する。	目標責任制、信用記録、共同での防止及び管理、全プロセスのモニタリング及び情報化トレースなどの制度を明確にし、国家が固体廃棄物ゼロ輸入を段階的に実現することを明らかにした。
3	工業固体廃棄物の環境汚染防止制度を完備する。	発生者の責任を強化し、汚染排出許可、管理台帳、資源総合利用の評価などの制度を追加する。
4	生活ごみの環境汚染防止制度を完備する。	国家は生活ごみ分類制度を推進し、生活ごみの分別原則を確立することを明らかにした。都市と農村について統一的に計画し、農村の生活ごみの環境汚染防止を強化する。地方は実情に合わせて生活ごみの具体的な管理弁法を制定できると規定した。
5	建築ごみ、農業固体廃棄物などの環境汚染防止制度を完備する。	建築ごみの分別処理、全プロセス管理制度を確立する。わら、廃棄農業用フィルム、家畜の糞などの農業固体廃棄物の環境汚染防止制度を健全化する。国家が電器・電子、鉛蓄電池、車両用動力電池などの製品の生産者責任延伸制度を構築することを明確にした。過剰包装、プラスチック汚染の防止を強化する。汚泥の処理、実験室の固体廃棄物の管理などの基本的な要求を明確にした。
6	危険廃棄物の環境汚染防止制度を完備する。	危険廃棄物の等級別、種類別管理、情報化監督管理システム、地域別の集中処分施設場所の建設などの内容を規定した。危険廃棄物の省を跨ぐ移動の管理を強化し、情報化手段を通じて移動の

日刊華鐘通信 No. 4807		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2020年8月17日(木)
		データや情報を管理、共有し、複数枚綴りの電子移動伝票を定めて、危険廃棄物の移動の管理を全プロセスで行い、効率を高めることを明確にした。	
7	保障メカニズムを健全化する。	保障措置の章を追加し、土地の使用、施設場所の建設、経済技術政策及び措置、従業員の訓練と指導、産業の専門化と大規模化発展、汚染防止技術の進歩、政府資金の手配、環境汚染責任保険、社会の力の参加、税収優遇などの面から、固体廃棄物の環境汚染防止作業を全方位的に保障している。	
8	法的責任を厳格化する。	違法行為に対して厳罰を実行し、罰金の額を引き上げ、処罰の種類を増やし、人まで処罰するよう強化すると共に、一部の違法行為に対する法的責任を補充した。例えば、承認を得ずに無断で危険廃棄物を移動させるなどの違法行為があった場合、法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管人員、及びその他の責任者に対し、法に基づき罰金、行政拘留処罰を科す。	

## 2. 「固廃防治法」（2020 改訂版）の主な改訂内容

### (1) 固体廃棄物防止施設も、統一的に建設単位が実施を計画し、完成させる

「中華人民共和国環境保護法」（2014 改訂版）で、環境保護施設は環境部門の検収に合格した上ではじめて生産や使用に用いることができるという内容が削除されたため、その後、「水污染防治法」、「建設プロジェクト環境保護管理条例」、「大気污染防治法」、「環境騒音污染防治法」なども相次いで改訂され、環境部門による検収の内容が削除されました。また廃水、排ガス、騒音などの汚染防止施設は建設単位が検収することに変更されました。

「中華人民共和国環境保護法」によりよく適合させるために、本「固廃防治法」（2020 改訂版）は、固体廃棄物環境汚染防止施設の検収を行う主体についても改訂し、「当初、環境影響評価文書を審査認可した環境保護行政主管部門の検収に合格しなければならず、合格した上で当該建設プロジェクトを生産又は使用に投じることができる。」という内容は、下表の太字波線箇所のように変更されました。

これにより、2020年9月1日の「固廃防治法」（2020 改訂版）施行後は、廃水、排ガス、騒音、固体廃棄物などを含む全ての環境保護施設の検収は、建設単位による実施、完了に統一されます。

改訂前	「固廃防治法」（2020 改訂版）
第14条 建設プロジェクトの環境影響評価文書が、付帯建設を要する固体廃棄物環境汚染防止施設を定める場合、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用に投じなければならない。固体廃棄物環境汚染防止施設は、当初、環境影響評価文書を審査認可した環境保護行政主管部門の検収に合格しなければならず、合格した上で、当該建設プロジェクトを生産又は使用に投じることができる。固体廃棄物環境汚染防止施設に対する検収は、主体工事に対する検収と同時に実施しなければならない。	第18条 建設プロジェクトの環境影響評価文書が、付帯建設を要する固体廃棄物環境汚染防止施設を定める場合、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用に投じなければならない。建設プロジェクトの初期的な設計は、環境保護設計規範の要求に従って、固体廃棄物の環境汚染を防止する内容を環境影響評価文書に組み入れ、固体廃棄物の環境汚染や生態破壊を防止する措置及び固体廃棄物環境汚染防止施設の投資の概算を実施しなければならない。 <u>建設単位は、関連法律法規の規定に従って、付帯建設する固体廃棄物環境汚染防止施設の検収を行い、検収報告を作成して、社会に公開しなければならない。</u>

『固体廃棄物環境汚染防止法』（2020年改訂版）について（2）」へ続く

（作成：会員部 許歆鍾）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 「固体廃棄物環境汚染防止法」(2020年改訂版)について(2)

Q:2020年9月1日施行の改訂版「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」について、旧版との違いなどの状況を教えてください。

<政策法規><固体廃棄物><危険廃棄物>

A:2020年4月29日、第13期全国人民代表大会にて「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法(中国語:中華人民共和国固体废物污染环境防治法)」(以下、「固廃防治法」(2020改訂版と略))の改訂が審議、可決されました。2020年9月1日より施行されます。

『固体廃棄物環境汚染防止法』(2020年改訂版)について(1)」より続く

2. 「固廃防治法」(2020改訂版)の主な改定内容の続き

(2) 固体廃棄物発生企業の義務及び責任の強化

本「固廃防治法」(2020改訂版)は、固体廃棄物発生企業の義務や責任について補足し、強化しており、生産型企业、実験室及び生産経営プロセスにおいて固体廃棄物が発生する可能性のあるその他の企業はみな特に注意して遵守する必要があります。主たる内容は以下の通りです。(下表の内容は「固廃防治法」(2020改訂版)より抜粋。太字下線箇所は重点部分、以下同じ)

① 固体廃棄物の発生、輸送などの企業は、必要な措置を講じ、固体廃棄物の不当な処理を防止すべきであることを明確化。

第20条 固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分する企業及びその他の生産経営者は、飛散防止、流失防止、遺漏防止又は環境汚染を防止するその他の措置を講じなければならない、無断で固体廃棄物を投棄、堆積、廃棄、遺棄してはならない。

如何なる企業又は個人も、河川、湖沼、運河、水路、ダム及びその最高水位線以下の灘地や堤、及び法律法規が規定するその他の地点に固体廃棄物を投棄、堆積、貯蔵してはならない。

② 工業固体廃棄物発生企業は、工業固体廃棄物の全プロセス環境汚染防止責任制度を制定して健全化すべきであることを明確化。

第36条 工業固体廃棄物発生企業は、工業固体廃棄物の発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分の全プロセスの環境汚染防止責任制度を制定して健全化し、工業固体廃棄物管理台帳を作成して、発生した工業固体廃棄物の種類、数量、流れの方向、貯蔵、利用、処分等の情報を事実のとおり記録し、工業固体廃棄物のトレーサビリティ、アクセシビリティを実現し、かつ、工業固体廃棄物の環境汚染を防止する措置を講じなければならない。

生活ごみ収集施設へ工業固体廃棄物を投入することを禁止する。

③ 工業固体廃棄物発生企業と、輸送、利用、処分の委託を受けた企業との間の各々の責任を明確化。

第37条 工業固体廃棄物発生企業が、工業固体廃棄物の輸送、利用、処分を他者に委託する場合、受託者の主体資格及び技術力について確認し、法に基づき書面の契約を締結して、契約の中で汚染防止の要求を約定しなければならない。

受託者は、工業固体廃棄物を輸送、利用、処分する際、関連法律法規の規定及び契約の約定に従って汚染防止の要求を履行し、かつ、工業固体廃棄物発生企業に対し、輸送、利用、処分の状況を通知しなければならない。

工業固体廃棄物発生企業が本条第1項の規定に違反した場合、関連法律法規の規定により処罰する他、更に、環境汚染や生態破壊をもたらした受託者と連帯責任を負わなければならない。

- ④ 工業固体廃棄物発生企業は、クリーン生産を実施し、汚染排出許可証を取得する必要があることを明確化。

第38条 工業固体廃棄物発生企業は、法に基づきクリーン生産の審査を実施し、原材料、エネルギー及びその他の資源を合理的に選択、利用し、先進的な生産技術や設備を採用して、工業固体廃棄物の発生量を減らし、工業固体廃棄物の有害性を低下させなければならない。

第39条 工業固体廃棄物発生企業は、汚染排出許可証を取得しなければならない。汚染排出許可の具体的な弁法と実施手順は、国務院が規定する。

工業固体廃棄物発生企業は、所在地の生態環境主管部門に対し、工業固体廃棄物の種類、数量、流れの方向、貯蔵、利用、処分等に関する資料、及び工業固体廃棄物の発生を減らし、综合利用を促進する具体的な措置を提出しなければならない。かつ、汚染排出許可管理制度の関連規定を実施しなければならない。

- ⑤ 工業固体廃棄物及び危険廃棄物発生企業は、固体廃棄物を利用し、かつ、固体廃棄物を適切に貯蔵すべきであることを明確化。

第40条 工業固体廃棄物発生企業は、経済的、技術的条件に基づいて工業固体廃棄物の利用を進めなければならない。暫時利用せず、又は利用できない場合は、国務院生態環境等主管部門の規定に基づいて、貯蔵施設や場所を建設し、安全に分類して保管し、又は無害化処理の措置を講じなければならない。工業固体廃棄物の貯蔵は、国家環境保護基準に合致する防護措置を講じなければならない。

工業固体廃棄物を貯蔵、処分する施設、場所を建設する場合は、国家環境保護基準に適合しなければならない。

第79条 危険廃棄物発生企業は、国家関連規定及び環境保護基準の要求に従って危険廃棄物を貯蔵、利用、処分するものとし、無断で投棄、堆積してはならない。

- ⑥ 生活ごみを発生させる企業、家庭及び個人は、生活ごみ発生者の責任を負うべきであることを明確化。

第49条 生活ごみを発生させる企業、家庭及び個人は、法に基づき生活ごみの根本からの減量や分別廃棄の義務を履行し、生活ごみ発生者の責任を負わなければならない。

如何なる企業や個人も、法に基づき指定された場所に、生活ごみを分別して廃棄しなければならない。生活ごみを勝手に廃棄、投棄、堆積又は焼却することを禁止する。

機関、事業単位等は生活ごみの分類作業において、模範的な作用を率先して行う役割を果たさなければならない。

分別して廃棄された生活ごみは、規定に従って分別収集し、分類輸送し、分別処理しなければならない。

『固体廃棄物環境汚染防止法』（2020年改訂版）について（3）」へ続く

（作成：会員部 許歆鐺）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 「固体廃棄物環境汚染防止法」（2020年改訂版）について（3）

Q:2020年9月1日施行の改訂版「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」について、旧版との違いなどの状況を教えてください。

<政策法規><固体廃棄物><危険廃棄物>

A:2020年4月29日、第13期全国人民代表大会にて「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法（中国語：中華人民共和国固体废物污染环境防治法）」（以下、「固廃防治法」（2020改訂版と略））の改訂が審議、可決されました。2020年9月1日より施行されます。

『固体廃棄物環境汚染防止法』（2020年改訂版）について（2）』より続く

2. 「固廃防治法」（2020改訂版）の主な改定内容

(2) 固定廃棄物発生企業の義務及び責任の強化

⑦実験室の固体廃棄物の管理を明確化

第73条 各グレード、各種類の実験室及びその設置企業は、実験室で発生した固体廃棄物の管理を強化し、法に基づき実験室の固体廃棄物を収集、貯蔵、輸送、利用、処分しなければならない。実験室の固体廃棄物が危険廃棄物に該当する場合は、危険廃棄物に従って管理するものとする。

⑧危険廃棄物発生企業は、危険廃棄物管理計画を制定し、危険廃棄物管理台帳を作成して、危険廃棄物に関する資料を申告する必要あり。

第78条 危険廃棄物発生企業は、国家関連規定に従って危険廃棄物管理計画を制定するものとする。危険廃棄物管理台帳を作成して、関連情報を事実の通りに記録し、かつ、国家危険廃棄物情報管理システムを通じて所在地の生態環境主管部門に危険廃棄物の種類、発生量、流れの方向、貯蔵、処分等に関する資料を申告する。

前項で言うところの危険廃棄物管理計画には、危険廃棄物発生量の減少、危険廃棄物の有害性低減措置、及び危険廃棄物の貯蔵、利用、処分措置を含むものとする。危険廃棄物管理計画は、危険廃棄物発生企業所在地の生態環境主管部門に届け出なければならない。

危険廃棄物発生企業が既に汚染排出許可証を取得している場合、汚染排出許可管理制度の規定を実施する。

⑨危険廃棄物発生企業は、突発事故防止措置及び応急対策案を制定し、かつ、届け出る必要あり。

第85条 危険廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分する企業は、法に基づき突発事故の防止措置及び応急対策案を制定し、かつ、所在地の生態環境主管部門及び固体廃棄物の環境汚染防止の監督管理職責を担う部門に届け出なければならない。生態環境主管部門及び固体廃棄物の環境汚染防止の監督管理職責を担う部門は検査を実施しなければならない。

⑩規定違反に対する罰金の額が大幅に引き上げられ、1日単位で連続処罰が実施。

第102条 本法の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、生態環境主管部門が改善を命じ、罰金を科し、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、認可権を有する人民政府に提出して認可を得た上で、休業又は閉鎖を命じることができる。

- (1) 固体廃棄物を発生、収集、貯蔵、輸送、利用、処分する企業が法律どおりに速やかに固体廃棄物環境汚染情報を公開していない場合。
- (2) ～ (4) … (一部省略、以下同じ)
- (5) 固体廃棄物を、省、自治区、直轄市の行政区域から移転させて貯蔵し、処分が承認を受けていない場合。
- (6) 固体廃棄物を省、自治区、直轄市の行政区域から移転させて利用し、届出をしていない場合。
- (7) 工業固体廃棄物を無断で投棄、堆積、廃棄、散布し、又は相応の防止措置を採らずに工業固体廃棄物の飛散、流失、遺漏若しくはその他の環境汚染を招いた場合。
- (8) ～ (11) …。

前項第1項、第8項の行為のうちひとつに該当する場合、5万元以上20万元以下の罰金を科す。前項第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第9項、第10項、第11項の行為のうちひとつに該当する場合、10万元以上100万元以下の罰金を科す。前項第7項の行為に該当する場合、必要な処分費用の1倍以上3倍以下の罰金を科し、必要な処分費用が10万元に満たない場合は、10万元として計算する。

第112条 本法の規定に違反し、以下の行為のうちひとつに該当する場合、生態環境主管部門が改善を命じ、罰金を科し、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、認可権を有する人民政府に報告して認可を得た上で、休業又は閉鎖を命じることができる。

- (1) 規定通りに危険廃棄物識別表示を設置していない。
- (2) ～ (4) …
- (5) 国家関連規定通りに危険廃棄物移転伝票を作成、実施せず、又は許可を得ずに無断で危険廃棄物を移転した。
- (6) ～ (8) …
- (9) 汚染除去処理をせずに、危険廃棄物を収集、貯蔵、輸送、処分する場所、施設、設備及び容器、包装物及びその他の物品を他の用途に転用した。
- (10)、(11) …
- (12) 危険廃棄物の突発事故防止措置及び応急対応案が制定されていない。
- (13) 国家関連規定通りに危険廃棄物管理台帳を作成して事実の通りに記録していない。

前項第1項、第2項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第12項、第13項の行為のうちひとつに該当する場合、10万元以上100万元以下の罰金を科す。前項第3項、第4項、第10項、第11項の行為のうちひとつに該当する場合、必要な処分費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、必要な処分費用が20万元に満たない場合は、20万元として計算する。

第118条 本法の規定に違反し、固体廃棄物の環境汚染事故を引き起こした場合、法に基づき賠償責任を負うほか、生態環境主管部門が本条第2項の規定に基づいて罰金を科し、期限を定めて処理措置を講じるよう命令する。重大又は特大な固体廃棄物環境汚染事故を招いた場合は、更に認可権を有する人民政府に提出して認可を受けた上で、閉鎖を命じることができる。

一般的又は比較的大きい固体廃棄物環境汚染事故をもたらした場合、事故による直接的経済損失の1倍以上3倍以下で罰金を計算する。重大又は特大の固体廃棄物環境汚染事故をもたらした場合、事故による直接的経済損失の3倍以上5倍以下で罰金を計算し、かつ、法定代表者、主要責任者、直接責任を負う主管人員及びその他の責任者に対し、前年度に同社から取得した収入の50%以下の罰金を科す。

第119条 企業及びその他の生産経営者が本法の規定に違反して固体廃棄物を排出し、罰金の処罰を受け、改善を命じられた場合、法に基づき処罰の決定を下した行政機関は、再検査を実施するものとし、引き付き違法行為を実施していることが発覚した場合は、「中華人民共和国環境保護法」の規定に基づいて1日単位で連続して処罰しなければならない。

『固体廃棄物環境汚染防止法』（2020年改訂版）について（4）」～続く

（作成：会員部 許歆鍾）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■ 「固体廃棄物環境汚染防止法」（2020年改訂版）について（4）

Q:2020年9月1日施行の改訂版「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」について、旧版との違いなどの状況を教えてください。

<政策法規><固体廃棄物><危険廃棄物>

A:2020年4月29日、第13期全国人民代表大会にて「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法（中国語：中華人民共和国固体废物污染环境防治法）」（以下、「固廃防治法」（2020改訂版と略））の改訂が審議、可決されました。2020年9月1日より施行されます。

『固体廃棄物環境汚染防止法』（2020年改訂版）について（3）』より続く

(3) 今回の改訂のその他の変化

① 危険廃棄物リストの動態調査実施を明確化。

第75条 国務院生態環境主管部門は、国務院関連部門と共同で国家危険廃棄物リストを制定し、統一した危険廃棄物の鑑別基準、鑑別方法、識別表示及び鑑別単位の管理要求を規定しなければならない。国家危険廃棄物リストは動的に調整しなければならない。

国務院生態環境主管部門は、危険廃棄物の危害特性や発生数量、環境リスクの科学的評価に基づいて、等級別、種類別の管理を実施し、情報化監督管理システムを確立し、かつ、情報化手段を通じて危険廃棄物の移転データ及び情報を管理、共有する。

② 環境汚染責任保険の加入対象企業を明確化。

第99条 危険廃棄物を収集、貯蔵、輸送、利用、処分する企業は、国家の関連規定に従って、環境汚染責任保険に加入しなければならない。

③ 建築ごみの管理を強化し、工事施工業者は処理案を作成して届出る。

第63条 工事施工企業は、建築ごみ処理案を作成し、污染防治措置を講じ、 県級以上の地方人民政府環境衛生主管部門に届け出なければならない。

工事施工企業は、工事施工過程で発生した建築ごみなどの固体廃棄物を速やかに除去し、かつ、環境衛生主管部門の規定に従って利用又は処分しなければならない。

工事施工企業は、工事の施工過程で発生した建築ごみを無断で投棄、散布又は堆積してはならない。

④ 電器・電子等の製品の生産者責任延伸制度を制定し、同時に廃棄電器電子製品の回収と集中処理制度を実施するよう明確化。

第66条 国家は、電器・電子、鉛蓄電池、車両用動力電池等の製品の生産者責任延長制度を確立する。

電器・電子、鉛蓄電池、車両用動力電池等の製品の生産者は、規定に従って、自主建設又は委託などの方式で、製品販売量に合わせた廃棄製品回収システムを構築して社会に公開し、効果的な回収や利用を実現しなければならない。

国家は、製品の生産者が生態設計を実施し、資源回収利用を促進することを奨励する。

第 67 条 国家は、廃棄電器電子製品等に対し、複数ルートでの回収及び集中処理制度を実行する。  
 廃棄の自動車や船等を、規定の条件に合致しない企業又は個人から回収、解体することを禁止する。  
 廃棄電器・電子製品、廃棄自動車及び船などを解体、利用、処分する場合、関連の法律法規の規定を遵守し、環境汚染防止措置を講じなければならない。

⑤ 汚泥処分の責任と義務を明確化。

第 71 条 都市污水处理施設の保全運営企業又は汚泥処理企業は、汚泥を安全に処理し、処理後の汚泥が国家関連基準に合致することを保証しなければならず、汚泥の流れの方向、用途、用量などを追跡、記録し、かつ、都市排水主管部門、生態環境主管部門に報告しなければならない。

第 72 条 都市污水处理施設で発生する汚泥や処理後の汚泥を、無断で投棄、堆積、廃棄、散布することを禁止する。

重金属又はその他の有毒有害物質の含有量が基準を超えた汚泥を、農業用地へ持ち込むことを禁止する。

水の浚渫に従事する場合は、国家の関連規定に従って浚渫過程で発生した底泥を処理し、環境汚染を防止しなければならない。

このほか、2020年初頭の新型コロナウイルスの防疫管理と結合して、「固廃防治法」（2020改訂版）も、医療廃棄物、特に重大伝染病の防疫過程における医療廃棄物の管理を確実に強化しています。

また、現在急速に発展している電子商取引、デリバリー及び宅配に対し、「固廃防治法」（2020改訂版）は特に過剰包装、プラスチック汚染処理などについて明らかな要求を出しており、電子商取引、宅配、デリバリーなどの産業は、重複使用でき、回収利用しやすい包装物を優先的に採用し、物品の包装を最適化して包装物の使用を減らし、包装物を積極的に回収、利用するよう規定しました。更に、国家は法に基づき分解できないプラスチック袋などの使い捨てプラスチック製品の生産、販売、使用を禁止、制限することを明確にしました。

本「固廃防治法」（2020改訂版）は、全方位、全角度から、固体廃棄物の環境汚染防止に対し長期的効果のあるメカニズムを確立して健全化し、最も厳格な制度、最も厳密な法治を用いて、生態環境を保護しようとしています。

以上

（作成：会員部 許歆鐳）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(1)

**Q:** このほど中国政府が認可した、六大都市で建設される日中地方発展協力モデル区について教えてください。

<中日合作モデル区><重点産業><上海><蘇州><成都><天津><大連><青島>

**A:** 2020年4月、国家発展改革委員会は、上海、蘇州、成都、天津、大連、青島の国内六都市における日中地方発展合作モデル区（以下、「モデル区」）の建設に対して認可回答を出し、日中地方合作の新たなモデルの創造に努め、ハイレベルの開放を促進するとしました。5月以降、上海以外の各地のモデル区は次々と除幕して起動、又は初期的な計画案を公布しているようです。関連の情報は以下の通りです。

1. 六大合作モデル区は、各自の産業的特色にフォーカス

今回認可された六大都市のモデル区と産業の特色は、以下の通りです。いずれも、日本企業の産業投資や合作に相応しい基盤を持っていることがわかります。

エリア的に見ると、四川の成都だけが内陸で、その他は全て沿海部の発展地域にあります。それぞれに特色があります。また、上海と天津は直轄市ですが、その他は地級市です。各地区の中心に置いている産業を見ると、各モデル区に対して政府が指定している産業計画がわかり、また同質化競争を避け、各都市で強みのある産業と極めて直接的な対応関係にあることもわかります。

そのため、日本企業が中国市場に進出して投資するエリアを選択する際にも、地域の中心産業を参考にすれば、対応する川上・川下の産業チェーンを探しやすく、より早く中国市場に適応できると言えるでしょう。また、相次いで正式発表されるモデル区については、地元政府も適時に主導産業に関連する企業優遇関係政策を公布し、より多くの日本企業を誘致して、共同で日系企業集積地を作ることが期待されます。

承認を得た六大合作モデル区

No.	モデル区名称	省/直轄市	中心となる産業	入選の特徴
1	日中（上海）地方発展合作モデル区	上海	未公布	唯一入選した一線都市
2	日中（蘇州）地方発展合作モデル区	江蘇	スマート製造産業	-
3	日中（成都）地方発展合作モデル区	四川	文化クリエイティブ産業	唯一入選した内陸都市
4	日中（天津）健康産業発展合作モデル区	天津	ヘルスケア産業	-
5	日中（大連）地方発展合作モデル区	遼寧	ハイエンド装置製造及び新材料産業	唯一2つの産業で承認を取得。また、モデル区中で面積が最大。
6	日中（青島）地方発展合作モデル区	山東	省エネ・環境保護産業	-

2. 六大モデル区の計画概要

(1) 日中（上海）地方発展合作モデル区（以下、「上海モデル区」と略）

日中（上海）地方発展合作モデル区の除幕式は、2020年7月21日午後、中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区管理委員会の主催により、上海臨港新片区管理委員会にて举行されるとのことです。現時点

で、上海市政府及び発展改革委員会等の公式サイトでは「日中（上海）地方発展合作モデル区」に関する計画の情報は発表されていませんが、今回唯一入選した一線都市として、上海モデル区は期待を裏切らず、集積回路、新エネルギー車、人工知能、航空宇宙、バイオ医薬等の重点産業分野で業界をリードすることでしょう。今回の除幕式の開催場所から考えると、上海モデル区は臨港新片区を中心に展開され、スマート産業の分野で日中の産業合作や相互補完が行われると予想されます。

今回の除幕式には、主催者からの要請を受け弊社も出席致しますので、関連の計画や情報については、後日、本欄に掲載させていただきます。

## (2) 日中（蘇州）地方発展合作モデル区（「蘇州モデル区」と略）

※太字下線部分は重点箇所（以下同じ）

掲示日及び場所	2020年7月5日（蘇州市相城区）
カバーする範囲及び空間的配置	<p>範囲は、<u>蘇州相城区全域をカバーし、中心エリアの面積は38.5 km<sup>2</sup>（着工済）、「一核两翼（訳注：1つの中心と2つのウィング）」の空間配置を構築し、全体として有機連動の相互補完分野を形成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 一核（1つの中心）とは、中枢サービスの核を指し、相城国家経済技術開発区に位置する。日中産業の連絡窓口や技術協カイノベーションセンターの構築に注力する。</li> <li>✚ 知力サポートウィング：長江デルタ国際研究開発コミュニティ、科学技術人材集中高地の構築に注力する。</li> <li>✚ 技術転化ウィング：スマート製造産業クラスター高地の構築に注力する。</li> </ul>
計画案	<p><u>「1+2+3+4」の産業生態システムを構築する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✚ 1つの、継続的に発展する日中スマート製造産業生態圏</li> <li>✚ 2大リーダー的基礎産業：<u>「工業用ロボット及びハイエンド工作機械産業」、「製造業デジタル化産業」</u></li> <li>✚ 3大コア産業クラスター：<u>「スマートドライビング及び新エネルギー車産業クラスター」、「ハイエンド医療器械産業クラスター」、「新世代電子情報産業クラスター」</u></li> <li>✚ 4大イノベーション応用シーン：<u>「自動車+スマートシティ」、「スマート工場4.0」、「AI+IoT付帯住宅」、「日中医工合作」</u></li> </ul>
入居確定済みの日本企業	<p>◇ <u>三菱重工は蘇州モデル区に国内初の三菱重工日中エネルギー科学技術イノベーションセンターを開設する。</u>同センターは、エネルギー分野における三菱重工の先進技術や経験を統合し、蘇州ひいては長江デルタ地区全体の省エネ環境保護に対しサポートやサービスを提供する。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 7月5日の除幕式では、228件のプロジェクト（総投資額914.2億元）が相城区で着工契約を締結。合わせて、日中（蘇州）地方発展合作モデル区の日本（東京）オフショアイノベーションセンター、江蘇自貿区蘇州片区相城連動イノベーション区が成立した。</li> <li>➤ 近年、日本資本のプロジェクトは急速に相城区に集積しており、2019年以降に契約した日系プロジェクトは58件で、現在折衝中のプロジェクトは150件を超える。向こう3年間、蘇州モデル区は世界500強の日系企業の中国本部、地域本部に注目し、年間100件以上の日系プロジェクトの誘致を目指して全力で推進し、同時に日本人学校、日本式医療センター等の付帯施設の建設を計画している。</li> </ul>

「上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(2)」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(2)

Q: このほど中国政府が認可した、六大都市で建設される日中地方発展協力モデル区について教えて下さい。

<日中合作モデル区><重点産業><上海><蘇州><成都><天津><大連><青島>

A: 2020年4月、国家發展改革委員会は、上海、蘇州、成都、天津、大連、青島の国内六都市における日中地方発展合作モデル区(以下、「モデル区」)の建設に対して認可回答を出し、日中地方合作の新たなモデルの創造に努め、ハイレベルの開放を促進するとしました。5月以降、上海以外の各地のモデル区は次々と除幕して起動、又は初期的な計画案を公布しているようです。関連の情報は以下の通りです。

「上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(1)」より続く

## (3) 日中(成都)地方発展合作モデル区(「成都モデル区」と略)

揭示日及び場所	2020年5月20日(成都高新区内でオンラインにより除幕)
カバーする範囲及び空間的配置	成都モデル区は成都高新区に位置し、実施範囲は36.9 km <sup>2</sup> で、成都高新南区瞪羚谷エリア、騎龍エリア及び未来科技城エリアをカバーしている。新時代の日中双方向開発發展主導区、西部文化クリエイティブ産業發展モデル区、日中第三者市場連合開拓先行区の設立に注力し、国際的に名高い文化クリエイティブ産業クラスターのイノベーション開放センターになることを目指す。
計画案	<p>三大エリアにおいて、文化クリエイティブ産業にフォーカスする計画。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>🚩 瞪羚谷エリア：デジタル文化クリエイティブ合作区を建設し、アニメゲーム、デジタルメディア、文化コンベンション、文化商業、文化科学技術等の産業細分化領域を重点的に發展させ、文化クリエイティブ都市の構築に注力する。</li> <li>🚩 騎龍エリア：サービス貿易合作区を建設し、情報サービス、クリエイティブデザイン、文化貿易、文化金融等の産業細分化を重点的に發展させ、日中共同イノベーションクリエイティブセンターの構築に注力する。</li> <li>🚩 未来科技城：機能開拓区(成都第二空港天府国際空港所在地)を建設し、将来は航空經濟、カルチャーツーリズム、文化教育等の産業細分化領域を重点的に發展させ、日中「文化+」合作モデル高地の構築に注力する。</li> </ul>
入居確定済みの日本企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <u>イトーヨーカ堂中国地区業務本部</u>：イトーヨーカ堂(日本セブン&amp;アイホールディングス傘下)は、BPO(Business Process Outsourcing)中国地区本部を設立する。同センターは、同社の中国エリア業務本部として、セブン&amp;アイホールディングス所属企業及びその他の日系小売業者の日本国内外でのバックオフィス管理、カスタマーサービス等の業務を段階的に請け負い、RPA(ロボットプロセス自動化)等の先進技術を導入して、サービス業における先端科学技術の応用を実現する。</li> <li>◇ <u>日中アニメ街区</u>：国家電投産業基金管理会社が、IMBC株式会社(International Materials Bank Commerce Co., Ltd.)及び日本の有名アニメプロデューサーの黒川慶二郎氏と共に日中アニメ街区を構築し、政府による推進と市場化運営を結合する方法により、成都の地元文化産業の集中と国際輻射能力を強化し、成都の文化クリエイティブ産業の發展を促進する。</li> </ul>

	<p>◇ <u>日本 DAC 西南本部及びアジア太平洋イノベーションセンター</u>：DAC は日本博報堂グループの全額出資子会社であり、区内に西南本部及びアジア太平洋イノベーションセンターを設立し、デジタル著作権取引センター、ブロックチェーン、ビッグデータセンター等の本部業務の実施を推進する。</p>
その他	<p>➤ 成都是今回唯一入選した内陸都市であり、成都と四川全体の対日合作における基礎を表している。統計によると、2019年5月時点で、四川省には370社近い日系企業があり、世界500強に入る日本企業のうちトヨタ、ホンダ、神戸製鋼、日立等40社が四川に進出している。</p> <p>➤ 成都モデル区は、文化クリエイティブを産業テーマとし、文化クリエイティブに関連する情報技術産業、スマート製造産業、金融産業の協同発展を促進する。</p> <p>➤ 2022年までに、合作モデル区の建設は初期的な効果をあげ、日中文化クリエイティブ産業国別合作戦略プラットフォームの初めの一步となる。2025年までに、合作モデル区を全面的に完成させ、文化クリエイティブ産業を良好に発展させ、文化貿易を順調に伸ばし、運営管理を効率的で完備されたものにし、輻射や牽引の役割を十分に果たす。</p> <p>➤ 近年、成都是「一带一路」、西部陸海新通路建設及び長江経済ベルトの発展に深く関与し、対外合作、特に対日合作は顕著な効果をあげている。日本は成都の5番目の貿易相手国であり、2019年の成都と日本の輸出入総額は314.8億元に達している。また、成都市の日本資本利用の実際払込資金は19.61億ドル。日本から成都に投資した企業は計326社で、うち38社は世界500強企業である。</p>

## (4) 日中（天津）健康産業発展合作モデル区（「天津モデル区」と略）

掲示日及び場所	2020年6月30日（天津静海区中医薬大学）
カバーする範囲及び空間的配置	天津モデル区は、 <u>天津健康産業園計画区と開拓区に位置し、漢方医薬に重点を置いている。</u>
計画案	<p>✚ 天津中医薬大学及び国家重点実験室の役割を十分に発揮し、<u>医薬、医療、リハビリ領域の科学技術研究開発及び応用転化を推進し、健康産業イノベーション区を作る。</u></p> <p>✚ ビッグデータ、インテリジェント化を支柱とし、公共衛生サービスを強化し、<u>スポーツレジャー産業を発展させ、健康とスポーツを融合させた生涯健康サービスシステムを構築し、健康生活先行区を作る。</u></p> <p>✚ 国際協力や交流を深め、様々な分野で全方位的な協力を行う対外開放の新たなモデルを形成し、国際合作モデル区を作る。</p>
入居確定済みの日本企業	◇ 日中医療・介護技術交流協会、日中未来研究財団、日本ケアシステム株式会社
その他	<p>➤ 中国医学科学院血液病医院、天津インターネットスマート医療健康サービスプラットフォーム、中国スマート中医薬谷等、一連の健康分野における優良プロジェクトが入居している。日中医療・介護技術交流協会、日本ケアシステム株式会社、工場網、浪潮集団等、国内外トップレベルの資源が集結し、モデル区は既に京津冀エリアにおける高品質な新成長軸になっている。</p> <p>➤ 除幕式では、中国神農谷、協議総投資額静海湾スマート小鎮、中国国際サッカー技術目的地大区級センター、腫瘍プロトン治療国際医学センター等13のプロジェクトが契約に調印した。契約ベースの投資総額は約500億元。</p>

「上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(3)」へ続く

(作成：公開部 兪穎春)

## ★中国ビジネス相談Q&amp;A

## ■上海、蘇州等六都市で建設される日中地方発展合作モデル区について(3)

Q: このほど中国政府が認可した、六大都市で建設される日中地方発展協力モデル区について教えてください。

<日中合作モデル区><重点産業><上海><蘇州><成都><天津><大連><青島>

A: 2020年4月、国家發展改革委員会は、上海、蘇州、成都、天津、大連、青島の国内六都市における日中地方発展合作モデル区(以下、「モデル区」)の建設に対して認可回答を出し、日中地方合作の新たなモデルの創造に努め、ハイレベルの開放を促進するとしました。5月以降、上海以外の各地のモデル区は次々と除幕して起動、又は初期的な計画案を公布しているようです。関連の情報は以下の通りです。

## (5) 日中(大連)地方発展合作モデル区(「大連モデル区」と略)

揭示日及び場所	除幕情報は未発表
カバーする範囲及び空間的配置	大連モデル区は、 <u>金普新区を中心とし、長興島経済区と花園口経済区を開拓エリアとして、「一核两翼、多片区連動(訳注:1つの中心と2つのウィングを持ち、複数のエリアが連動)」の全体的な空間配置を構築し、総面積は52.92 km<sup>2</sup></u> 。新日本工業団地エリア、松木島エリア、西中島エリア、花園口エリアを含む。
計画案	🚩 モデル区は、 <u>ハイエンド装置製造及び新材料産業に焦点をあて、技術イノベーション、産業連携、金融サービス等の合作プラットフォームを構築して、日本の産業との連携、協力を強化し、ハイエンド装置製造及び新材料産業の発展の質の向上を促進し、輻射的に東北地区の産業のモデルチェンジやグレードアップを図る。</u>
入居確定済みの日本企業	◇ 関連情報は未発表
その他	➤ 大連モデル区の産業の位置づけはハイエンド装置製造と新材料であり、6都市のうち唯一、2つの産業で承認を得た。また、6モデル区のうち面積が最大である。

## (6) 日中(青島)地方発展合作モデル区(「青島モデル区」と略)

揭示日及び場所	除幕情報は未発表
カバーする範囲及び空間的配置	青島西海岸新区に位置する <u>青島国際経済合作区は、総面積10.6 km<sup>2</sup>で、省エネ環境保護産業に焦点をあて、技術イノベーション、製品の研究開発、ハイエンド製造等の分野での合作を強化し、産業園地の合作メカニズムのイノベーションを図り、省エネ環境保護産業の集積発展を推進し、環境に優しく低炭素の新たな発展モデルをリードする。</u>
計画案	🚩 本モデル区は、省エネ環境保護を中心とし、人々の暮らしの環境を保護するこ

	<p>とを使命として、<u>材料科学、エネルギー技術、バイオエンジニアリング、情報通信の四大基礎産業</u>を重点的に集積して発展させ、現代サービス業の発展を促進し、日本の特色が濃く、低炭素で環境を保護し、産業と都市が融合した現代化園區を完成させる。</p> <p>✚ 生態、生産、生活の三位一体、日中の文化の有機的な融合、世界に向けた国際型園區、人と自然の調和と共生、未来に向けた持続型園區、産業と都市が融合した脱ドーナツ化、人間本位とする活力型園區を位置づけとして、<u>生産製造エリア、科学研究オフィスエリア、商業ビジネスエリア、生活居住エリア、基礎付帯施設</u>の「五大機能区」を重点的に開発、建設する。</p>
<p>入居確定済みの 日本企業</p>	<p>◇ 関連情報は未発表</p>
<p>その他</p>	<p>➤ 青島モデル区は前期に日本野村総合研究所、株式会社三菱地所設計と青島市都市計画設計研究院が協力して高い起点で発展計画を作成し、初期の総合的な検討が行われ、計画コンセプトが作成されて、6月末には総合研究専門家の審査結果が出されたとのこと。計画によると、「一年で起動、三年で形を作り、五年で完成させる」という全体目標に従って、2025年までに、青島モデル区のインフラ付帯施設を基本的に完成させ、入居企業は200社以上、工業総生産額は350億元以上、GDPは100億元達成、就業・起業人口は3.5万人達成が見込まれる。</p> <p>➤ 現在、青島モデル区の計画作成と企業誘致は順調に進展しており、先行起動区では既にコンセプトデザインが完成し、日本国際ロビーは間もなく運営開始を予定。日系プロジェクトは、建設中のものが5件、商談中が6件、予備計画中のプロジェクトが12件となっている。</p>

弊社は1994年の設立以来、全国100を超える開発区や各地の政府と良好な協力関係にあり、董事長古林恒雄も長期に渉り数々の開発区の企業誘致顧問を務めております。

また長年、主として日本企業が中国に投資される際の立地に関する調査やコンサルティングを提供しており、企業の様々なニーズに対応したエリアやレンタル物件の情報も豊富に揃えております。お気軽にお問合せ下さい。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

**外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）**  
**《外商投資准入特別管理措施（负面清單）（2020年版）》**

中華人民共和國國家發展和改革委員會

中華人民共和國商務部

令

第 32 号

國家發展和改革委員會主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2020年6月23日

**外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）**

**說 明**

**翻譯：華鐘コンサルタントグループ**

中国語原文	日本語対訳
一、《外商投資准入特別管理措施（负面清單）》（以下簡稱《外商投資准入负面清單》）統一列出股權要求、高管要求等外商投資准入方面的特別管理措施。《外商投資准入负面清單》之外的領域，按照內外資一致原則實施管理。	一、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『外商投資参入ネガティブリスト』と略）は、持分についての要件、高級管理職についての要件等の外商投資参入分野における特別管理措置を統一してリストアップしたものである。『外商投資参入ネガティブリスト』以外の領域については、内外資一致の原則に基づいて管理を実施する。
二、《外商投資准入负面清單》对部分領域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后 will 按时取消或放宽其准入限制。	二、『外商投資参入ネガティブリスト』は、一部領域について、参入制限の取消或いは緩和の過渡期を設けており、過渡期が満了した後は、期日通りにその参入制限を取消或いは緩和する。
三、境外投資者不得作为个体工商户、个人独资企业投資人、农民专业合作社会員，从事投資經營活動。	三、国外投資者は、個人商工業者、個人独資企業投資人、農民專業合作者のメンバーとして、投資經營活動に従事してはならない。
四、有关主管部門在依法履行職責过程中，对境外投資者拟投資《外商投資准入负面清單》内領域，但不符合《外商投資准入负面清單》規定的，不予辦理許可、企業登記注册等相关事項；涉及固定資產投資項目核准的，不予辦理相关核准事項。投資有股權要求的領域，不得設立外商投資	四、關係主管部門は、法に基づき職責を履行する過程において、国外投資者が『外商投資参入ネガティブリスト』内の領域に投資しようとしているが『外商投資参入ネガティブリスト』の規定に合致しない場合、許可、企業登録登記等の関連事項の処理を行わない。固定資産投資プロジェクトの承認に関する場合

合伙企业。	は、関連の承認事項を処理しない。持分要件のある領域に投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。
五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《外商投资准入负面清单》中相关领域的规定。	五、国務院関連主管部門の審査を経て国務院に提出し、批准を受けた場合、特定の外商投資は『外商投資参入ネガティブリスト』中の関連領域の規定を適用しなくてもよい。
六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。	六、国内の会社、企業或いは個人が、国外で自身が合法的に設立した会社または支配する会社により、それと関連関係にある国内の会社を買収合併する場合、外商投資、国外投資、外貨管理等の関連規定に従って処理する。
七、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。	七、『外商投資参入ネガティブリスト』に記載の無い文化、金融等の領域の行政審査批准、資格条件、国家安全等の関連措置は、現行規定に基づいて執行する。
八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。	八、『内地と香港の、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『内地とマカオの、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『海峡兩岸経済協力枠組み協議』及びその後続協議、我が国が締結又は加盟している国際条約、協定が、国外投資者の参入待遇に対してより有利な規定を有している場合、関連の規定に従って執行することができる。自由貿易試験区等の特殊経済区域が、条件に合致する投資者に対し、より有利な開放措置を実施している場合、関連規定に基づいて執行する。
九、《外商投资准入负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。	九、『外商投資参入ネガティブリスト』は国家發展改革委、商務部が、関連部門と共同で、解釈の責を負う。

附属資料：

- ・ 外商投資准入特別管理措施（负面清單）（2020年版）（中文版）
- ・ 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）（日本語）

## 外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）（中文版）

序号	特别管理措施
<b>一、农、林、牧、渔业</b>	
1	小麦新品种选育和种子生产的中方股比不低于 34%、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
<b>二、采矿业</b>	
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。
<b>三、制造业</b>	
6	出版物印刷须由中方控股。
7	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煨等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
8	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于 50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022 年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
9	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
<b>四、电力、热力、燃气及水生产和供应业</b>	
10	核电站的建设、经营须由中方控股。
<b>五、批发和零售业</b>	
11	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
<b>六、交通运输、仓储和邮政业</b>	
12	国内水上运输公司须由中方控股。
13	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过 25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
14	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。
15	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。
<b>七、信息传输、软件和信息技术服务业</b>	
16	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。
17	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
<b>八、租赁和商务服务业</b>	
18	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事

	务所合伙人。
19	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
20	禁止投资社会调查。
<b>九、科学研究和技术服务业</b>	
21	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
22	禁止投资人文社会科学研究机构。
23	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线 测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。
<b>十、教育</b>	
24	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍，理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于1/2）。
25	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
<b>十一、卫生和社会工作</b>	
26	医疗机构限于合资。
<b>十二、文化、体育和娱乐业</b>	
27	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。
28	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。
29	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。
30	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。
31	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。
32	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。
33	禁止投资文艺表演团体。

## 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）（日本語）

No.	特別管理措置
<b>一、農・林・牧畜・漁業</b>	
1	小麦新品種の選別栽培及び種子生産の中国側持分比率は34%を下回らず、トウモロコシの新品種の選別栽培及び種子生産は、中国側がマジョリティをとること。
2	中国の稀有の或いは特有の稀少優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選別栽培及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域及び内陸水域における水産品の漁労に投資することを禁止する。
<b>二、鉱物採掘業</b>	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの地質調査、採掘、選別への投資を禁止する。
<b>三、製造業</b>	
6	出版物の印刷は、中国側がマジョリティをとること。
7	漢方薬錠剤の蒸・炒・灸・焼成等の精製技術の応用及び漢方薬製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
8	専用車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車完成車の製造は、中国側の持株比率が50%を下回らないこと。同一の外国企業は国内で二社（二社を含む）以下の、同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2022年に、乗用車製造の外資持株比率の制限、ならびに同一の外国企業は、国内で二社及び二社以下の、同類完成車製品を生産する合弁企業の設立ができるという制限を取消す。）
9	衛星テレビ・ラジオの地上受信施設及び重要部品の生産。
<b>四、電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業</b>	
10	原子力発電所の建設、経営への投資は中国側がマジョリティをとること。
<b>五、卸売及び小売業</b>	
11	葉たばこ、巻たばこ、再乾燥葉たばこ及びその他のたばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
<b>六、交通輸送、倉庫及び郵政業</b>	
12	国内水上輸送企業は、中国側がマジョリティをとること。
13	公共航空輸送企業は、中国側がマジョリティをとり、且つ単一の外国企業及びその関連企業の投資比率は、25%を超えてはならず、法定代表人には中国籍の公民が就くこと。汎用航空企業の法定代表人には、中国籍の公民が就くこと。そのうち、農業、林業、漁業の汎用航空企業は合弁に限り、その他の汎用航空企業は中国側がマジョリティをとること。
14	民間空港の建設、経営は、中国側が相対的に株式支配すること。外国側は、空港管制塔の建設、運営に参画してはならない。

15	郵政企業、郵便物の国内速達業務への投資を禁止する。
<b>七、情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業</b>	
16	電信会社は、中国がWTO加盟に伴い開放を承諾した電信業務に限る。増値電信業務（電子商取引、国内の多者間通信、蓄積交換分野、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えず、基礎電信業務は中国側がマジョリティをとること。
17	インターネットニュースサービス、ネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、ネットカルチャーの経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆への情報公表サービスへの投資を禁止する。（上述のサービスのうち、中国がWTO加盟に伴い既に開放を承諾している内容を除く）
<b>八、リース及びビジネスサービス業</b>	
18	中国の法律事務（中国の法律環境影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内弁護士事務所のパートナーとなることはできない。
19	市場調査は合弁に限る。そのうち、テレビ、ラジオの視聴調査は、中国側がマジョリティをとること。
20	社会調査への投資を禁止する。
<b>九、科学研究及び技術サービス業</b>	
21	人体幹細胞、遺伝子の診断及び治療技術の開発、応用への投資を禁止する。
22	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
23	大地測量、海洋測量、測量航空撮影、地面移動の測量、行政区域境界の測量、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省レベル及びそれ以下の行政区域地図、全国教育地図、地方教育地図、リアル3D地図及びナビゲーション電子マップの作成、地域の地質地図、鉱産物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモコン地質調査等の調査への投資を禁止する（鉱業権者がその鉱業権の範囲内で作業を行うことは、本特別管理措置の制限を受けない）。
<b>十、教育</b>	
24	就学前教育、普通高校及び大学教育機構は、中外合作経営に限り、中国側が主導しなければならない（校長或いは主要行政責任者は中国国籍を有していること。理事会、董事会或いは連合管理委員会の中国側構成メンバーは1/2を下回らないこと）。
25	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
<b>十一、衛生及び社会活動</b>	
26	医療機関は合弁に限る。
<b>十二、文化、スポーツ及び娯楽業</b>	
27	ニュース機構への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
28	図書、新聞、刊行物、音響映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
29	各級ラジオ・テレビ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビの周波数チャンネルや時間帯、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（ラジオ・テレビ発射

	局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星上行ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション及びケーブルラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのビデオオンデマンド業務や衛星テレビ・ラジオの地上受信施設据え付けサービスに従事することを禁止する。
30	ラジオ、テレビ番組の制作経営（買付業務を含む）会社への投資を禁止する。
31	映画制作会社、発行会社、放映会社及び映画買付業務への投資を禁止する。
32	文化財を競売するオークション企業、文化財販売店及び国有文化財博物館への投資を禁止する。
33	文芸上演団体への投資を禁止する。



華鐘諮詢

**自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）**  
**《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）》**

中華人民共和国国家發展改革委員会

中華人民共和国商務部

令

第 33 号

党中央、国务院の同意を得て、ここに『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）』を公布し、2020年7月23日より施行する。これに伴い、2019年6月30日に国家發展改革委員会、商務部が公布した『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』は廃止する。

国家發展改革委员会主任：何立峰

商務部部长：鐘山

2020年6月23日

**自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）**

**説明**

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《自贸试验区负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施，适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。	一、『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『自貿試験区ネガティブリスト』と略）は、持分についての要件、高級管理職についての要件等の外商投資参入分野における特別管理措置を統一してリストアップしたものであり、自由貿易試験区に適用する。『自貿試験区ネガティブリスト』以外の領域については、内外資一致の原則に基づいて管理を実施する。
二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后 will 按时取消或放宽其准入限制。	二、『自貿試験区ネガティブリスト』は、一部領域について、参入制限の取消或いは緩和の過渡期を設けており、過渡期が満了した後は、期日通りにその参入制限を取消或いは緩和する。
三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。	三、国外投資者は、個人商工業者、個人独資企業投資者、農民專業合作社のメンバーとして、投資経営活動に従事してはならない。
四、有关主管部门在依法履行职责过程中，对境外投资者拟投资《自贸试验区负面清	四、関係主管部門は、法に基づき職責を履行する過程において、国外投資者が『自貿試験

<p>单》内领域，但不符合《自贸试验区负面清单》规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。</p>	<p>区ネガティブリスト』内の領域に投資しようとしているが『自贸试验区ネガティブリスト』の規定に合致しない場合、許可、企業登録登記等の関連事項の処理を行わない。固定資産投資プロジェクトの承認に関する場合は、関連の承認事項を処理しない。 持分要件のある領域に投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。</p>
<p>五、经国务院有关主管部门审核并报国务院批准，特定外商投资可以不适用《自贸试验区负面清单》中相关领域的规定。</p>	<p>五、国務院関連主管部門の審査を経て国務院に提出し、批准を受けた場合、特定の外商投資は『自贸试验区ネガティブリスト』中の関連領域の規定を適用しなくてもよい。</p>
<p>六、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，按照外商投资、境外投资、外汇管理等有关规定办理。</p>	<p>六、国内の会社、企業或いは自然人が、国外で自身が合法的に設立した会社または支配する会社により、それと関連関係にある国内の会社を買収合併する場合、外商投資、国外投資、外貨管理等の関連規定に従って処理する。</p>
<p>七、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p>	<p>七、『自贸试验区ネガティブリスト』に記載の無い文化、金融等の領域の行政審査認可、資格条件、国家安全等の関連措置は、現行規定に基づいて執行する。</p>
<p>八、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国缔结或者参加的国际条约、协定对境外投资者准入待遇有更优惠规定的，可以按照相关规定执行。</p>	<p>八、『内地と香港の、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『内地とマカオの、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『海峡兩岸經濟協力枠組み協議』及びその後続協議、我が国が締結又は加盟している国際条約、協定が、国外投資者の参入待遇に対してより有利な規定を有している場合、関連の規定に従って執行することができる。</p>
<p>九、《自贸试验区负面清单》由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>九、『自贸试验区ネガティブリスト』は国家發展改革委、商務部が、関連部門と共同で、解釈の責を負う。</p>

附属資料：

- 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020年版）（中文版）
- 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）（日本語）

**自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施**  
**（负面清单）（2020年版）**

序号	特别管理措施
<b>一、农、林、牧、渔业</b>	
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产的中方股比不低于 34%。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
<b>二、采矿业</b>	
4	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。（未经允许，禁止进入稀土矿区或取得矿山地质资料、矿石样品及生产工艺技术。）
<b>三、制造业</b>	
5	除专用车、新能源汽车、商用车外，汽车整车制造的中方股比不低于 50%，同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2022 年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
6	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
<b>四、电力、热力、燃气及水生产和供应业</b>	
7	核电站的建设、经营须由中方控股。
<b>五、批发和零售业</b>	
8	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
<b>六、交通运输、仓储和邮政业</b>	
9	国内水上运输公司须由中方控股。（且不得经营或租用中国籍船舶或者舱位等方式变相经营国内水路运输业务及其辅助业务；水路运输经营者不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务，但经中国政府批准，在国内没有能够满足所申请运输要求的中国籍船舶，并且船舶停靠的港口或者水域为对外开放的港口或者水域的情况下，水路运输经营者可以在中国政府规定的期限或者航次内，临时使用外国籍船舶经营中国港口之间的海上运输和拖航。）
10	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过 25%，法定代表人须由中国籍公民担任。通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。（只有中国公共航空运输企业才能经营国内航空服务，并作为中国指定承运人提供定期和不定期国际航空服务。）
11	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。外方不得参与建设、运营机场塔台。
12	禁止投资邮政公司（和经营邮政服务）、信件的国内快递业务。

<b>七、信息传输、软件和信息技术服务业</b>	
13	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股（且经营者须为依法设立的专门从事基础电信业务的公司）。上海自贸试验区原有区域（28.8平方公里）试点政策推广至所有自贸试验区执行。
14	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文化经营（音乐除外）、互联网公众发布信息服务（上述服务中，中国入世承诺中已开放的内容除外）。
<b>八、租赁和商务服务业</b>	
15	禁止投资中国法律事务（提供有关中国法律环境影响的信息除外），不得成为国内律师事务所合伙人。（外国律师事务所只能以代表机构的方式进入中国，且不得聘用中国执业律师，聘用的辅助人员不得为当事人提供法律服务；如在华设立代表机构、派驻代表，须经中国司法行政部门许可。）
16	市场调查限于合资，其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
17	禁止投资社会调查。
<b>九、科学研究和技术服务业</b>	
18	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
19	禁止投资人文社会科学研究机构。
20	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线测绘，地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制，区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查（矿业权人在其矿业权范围内开展工作不受此特别管理措施限制）。
<b>十、教育</b>	
21	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学，须由中方主导（校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍（且在中国境内定居），理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于 1/2）。（外国教育机构、其他组织或者个人不得单独设立以中国公民为主要招生对象的学校及其他教育机构（不包括非学制类职业培训机构、学制类职业教育机构），但是外国教育机构可以同中国教育机构合作举办以中国公民为主要招生对象的教育机构。）
22	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
<b>十一、卫生和社会工作</b>	
23	医疗机构限于合资。
<b>十二、文化、体育和娱乐业</b>	
24	禁止投资新闻机构（包括但不限于通讯社）。（外国新闻机构在中国境内设立常驻新闻机构、向中国派遣常驻记者，须经中国政府批准。外国通讯社在中国境内提供新闻的服务业须由中国政府审批。中外新闻机构业务合作，须中方主导，且须经中国政府批准。）
25	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。（但经中国政府批准，在确保合作中方的经营主导权和内容终审权并遵守中国政府批复的其他

	条件下，中外出版单位可进行新闻出版中外合作出版项目。未经中国政府批准，禁止在中国境内提供金融信息服务。）
26	禁止投资各级广播电台（站）、电视台（站）、广播电视频道（率）、广播电视传输覆盖网（发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等），禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。（对境外卫星频道落地实行审批制度。）
27	禁止投资广播电视节目制作经营（含引进业务）公司。（引进境外影视剧和以卫星传送方式引进其他境外电视节目由广电总局指定的单位申报。对中外合作制作电视剧（含电视动画片）实行许可制度。）
28	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。（但经批准，允许中外企业合作摄制电影。）
29	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。（禁止不可移动文物及国家禁止出境的文物转让、抵押、出租给外国人。禁止设立与经营非物质文化遗产调查机构；境外组织或个人在中国境内进行非物质文化遗产调查和考古调查、勘探、发掘，应采取与中国合作的形式并经专门审批许可。）
30	文艺表演团体须由中方控股。

華鐘諮詢

## 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020年版）

No.	特別管理措置
<b>一、農・林・牧畜・漁業</b>	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選別栽培及び種子の生産は、中国側比率が34%を下回らないこと。
2	中国の稀有の或いは特有の稀少優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選別栽培及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
<b>二、鉱物採掘業</b>	
4	レアアース、放射性鉱物、タングステンの地質調査、採掘及び選鉱への投資を禁止する。（許可なくして、レアアース鉱区への立ち入り、或いは、鉱山地質資料、鉱石サンプル及び生産プロセス技術の取得を禁止する）
<b>三、製造業</b>	
5	専用車、新エネルギー自動車、商用車を除き、自動車完成車の製造は、中国側の持株比率が50%を下回らないこと。同一の外国企業は国内で二社（二社を含む）以下の、同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2022年に、乗用車製造の外資持株比率の制限、ならびに同一の外国企業は、国内で二社及び二社以下の、同類完成車製品を生産する合弁企業の設立ができるという制限を取消す。）
6	衛星テレビ・ラジオの地上受信施設及び重要部品の生産。
<b>四、電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業</b>	
7	原子力発電所の建設、経営への投資は中国側がマジョリティをとること。
<b>五、卸売及び小売業</b>	
8	葉たばこ、巻たばこ、再乾燥葉たばこ及びその他のたばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
<b>六、交通輸送、倉庫及び郵政業</b>	
9	国内水上輸送企業は、中国側がマジョリティをとること。（且つ、中国籍の船舶或いは船腹の運営或いはリース等の方式により、形を変えて国内水路輸送業務やその補助業務を経営してはならない。水路輸送経営者は、外国籍の船舶を用いて国内水路輸送業務を経営してはならないが、中国政府の認可を得、国内に申請する輸送要求を満たせる中国籍船舶が無い場合で、且つ船舶が停留する港或いは水域が対外開放している港或いは水

	域であれば、水路輸送経営者は、中国政府が規定する期限或いは船便の範囲内で、臨時に、外国籍船舶を用いて中国内の港間の海上輸送及び引航を經營することができる。）
10	公共航空輸送企業は、中国側がマジョリティをとり、且つ単一の外国企業及びその関連企業の投資比率は、25%を超えてはならず、法定代表者には中国籍の公民が就くこと。汎用航空会社の法定代表者は中国籍の公民が就くものとし、そのうち農、林、漁業の汎用航空会社は合弁に限り、その他の汎用航空会社は中国側マジョリティに限る。（中国公共航空輸送企業のみが国内航空サービスを運営することができ、また中国の指定運送業者として定期及び不定期の国際航空サービスを提供することができる。）
11	民間空港の建設、經營は、中国側が相対的に株式支配すること。外国側は、空港管制塔の建設、運営に参画してはならない。
12	郵政企業（及び郵政サービスの經營）、郵便物の国内速達業務への投資を禁止する。
七、情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業	
13	電信会社は、中国がWTO加盟に伴い開放を承諾した電信業務に限る。増値電信業務（電子商取引、国内マルチ通信、ストレージ転送類、コールセンターを除く）の外資比率は50%を超えず、基礎電信業務は中国側がマジョリティをとること（且つ、經營者は、合法的に設立され、基礎電信業務に専門に従事する会社であること）。上海自貿試験区のもののエリア〔28.8 km <sup>2</sup> 〕の試験実施政策を、全ての自貿試験区へ普及させる。
14	インターネットニュースサービス、ネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、ネットカルチャーの經營（音楽を除く）、インターネットによる大衆への情報公表サービスへの投資を禁止する。（上述のサービスのうち、中国がWTO加盟に伴い既に開放を承諾している内容を除く）
八、リース及びビジネスサービス業	
15	中国の法律事務（中国の法律環境影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内弁護士事務所のパートナーとなることはできない。（外国の弁護士事務所は、代表機構の方式によってのみ中国に進出することができ、且つ中国の弁護士は採用してはならず、採用した補助職員は、当事者に法律サービスを提供してはならない。中国で代表機構を設立して代表を派遣、駐在させる場合は、中国司法行政部門の許可を得なければならない。）
16	市場調査は合弁に限る。そのうち、テレビ、ラジオの視聴調査は、中国側がマジョリティをとること。
17	社会調査への投資を禁止する。
九、科学研究及び技術サービス業	
18	人体幹細胞、遺伝子の診断及び治療技術の開発、応用への投資を禁止する。

19	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
20	大地測量、海洋測量、測量航空撮影、地面移動の測量、行政区域境界の測量、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省レベル及びそれ以下の行政区域地図、全国教育地図、地方教育地図、リアル 3D 地図及びナビゲーション電子マップの作成、地域の地質地図、鉱産物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモコン地質調査等の調査への投資を禁止する（鉱業権者がその鉱業権の範囲内で作業を行うことは、本特別管理措置の制限を受けない）。
<b>十、教育</b>	
21	就学前教育、普通高校及び大学教育機構は、中外合作経営に限り、中国側が主導しなければならない（校長或いは主要行政責任者は中国国籍を有していること（且つ、中国国内で定住していること）。理事会、董事会或いは連合管理委員会の中国側構成メンバーは1/2を下回らないこと）。（外国の教育機構、その他の組織或いは個人は、中国公民を主たる入学対象者とする学校及びその他の教育機構（非学制類の職業訓練機関、学制類の職業教育機関を含まない）を、単独で設立してはならないが、外国の教育機構は、中国の教育機構と合作で、中国公民を主たる入学対象者とする教育機構を設立することができる。）
22	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
<b>十一、衛生及び社会活動</b>	
23	医療機関は合弁に限る。
<b>十二、文化、スポーツ及び娯楽業</b>	
24	報道機関への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。（外国の報道機関が中国国内で常駐の報道機関を設立し、中国に常駐記者を派遣する場合、中国政府の認可を得ること。外国の通信社が中国国内でニュース提供サービス業務を実施する場合、中国政府の審査認可を得ること。中外報道機関の業務提携は、中国側が主導し、且つ中国政府の認可を得ること。）
25	図書、新聞、刊行物、音響映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。（但し、中国政府の認可を得、合作の中国側の経営主導権及び内容の最終審査権を確保し、中国政府が認可回答するその他の条件を遵守する場合において、中外出版単位は、ニュース出版の中外合作出版プロジェクトを実施することができる。中国政府の認可を得ずして、中国国内で金融情報サービスを提供することを禁止する。）
26	各級ラジオ・テレビ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビの周波数チャンネルや時間帯、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（ラジオ・テレビ発射局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星上行ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション及びケーブルラジオ・テレビ伝送

	ネットワーク等) への投資を禁止し、ラジオ・テレビのビデオオンデマンド業務や衛星テレビ・ラジオの地上受信施設据え付けサービスに従事することを禁止する。(国外の衛星チャンネルの設置については、審査認可制度を実施する。)
27	ラジオ、テレビ番組の制作経営(買付業務を含む) 会社への投資を禁止する。(国外の映画やテレビドラマ、及び衛星伝送方式によるその他の国外のテレビ番組の導入は、広電総局が指定する単位が申告すること。中外合作制作のテレビドラマ(テレビアニメ番組を含む) には、許可制度を実施する。)
28	映画制作会社、発行会社、放映会社及び映画買付業務への投資を禁止する。(但し、認可を得た場合、中外企業の合作による映画制作を許可する。)
29	文化財を競売するオークション企業、文化財販売店及び国有文化財博物館への投資を禁止する。(移動不可能な文化財及び国家が国外への持ち出しを禁止している文化財の譲渡、抵当、外国人への貸出しを禁止する。無形文化遺産調査機関の設立及び経営を禁止する。国外の組織或いは個人が中国国内で無形文化遺産の調査や考古学調査、地質調査、発掘を行う場合、中国との合作形式をとり、特別の審査認可及び許可を得なければならない。)
30	文芸上演団体は、中国側がマジョリティをとること。

華鐘諮詢

## 上海市外商投資条例 上海市外商投资条例

上海市人民代表大会常務委員会公告 第 45 号

『上海市外商投資条例』は、上海市第 15 期人民代表大会常務委員会第 25 回次会議により 2020 年 9 月 25 日に可決し、ここに公布して 2020 年 11 月 1 日より施行する。

上海市人民代表大会常務委員会  
2020 年 9 月 25 日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

(注：日本語訳の各条見出しは翻訳者が便宜的に付したものであり、中国語原文にはない。)

中国語原文	日本語訳
<b>第一章 总则</b>	<b>第 1 章 総則</b>
<p>第一条 为了进一步推进本市更高水平对外开放，促进和稳定外商投资，保护外商投资合法权益，加快形成全面开放新格局，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》等法律、行政法规，结合本市实际，制定本条例。</p>	<p>第 1 条 本市におけるより高水準の対外開放を更に推進し、外商投資を促進し安定させ、外商投資の合法的權益を保護し、全面開放の新たな構造の形成を加速するために、『中華人民共和国外商投資法』、『中華人民共和国外商投資法实施条例』などの法律、行政法規に基づき、本市の実情と結合して、本条例を制定する。</p>
<p>第二条 本市行政区域内的外商投资及其促进、保护、管理、服务等工作，适用本条例。</p>	<p>第 2 条 本市行政区域内的外商投資及びその促進、保護、管理、サービスなどの作業に、本条例を適用する。</p>
<p>第三条 本市遵循市场化、法治化、国际化、便利化原则，全面落实外商投资国民待遇，建立和完善外商投资促进与保护机制，营造稳定、透明、可预期和公平竞争的市场环境，提升对外开放水平。</p>	<p>第 3 条 本市は、市場化、法治化、国際化、利便化の原則に従い、外商投資の国民待遇を全面的に実行し、外商投資の促進及び保護のメカニズムを構築して整備し、安定、透明、予想可能かつ公平競争の市場環境を構築し、対外開放のレベルを向上させる。</p>
<p>第四条 本市全面落实外商投资准入前国民待遇加负面清单管理制度。在外商投资准入负面清单之外的领域，本市各级人民政府及其部门不得针对外商投资设置准入限制。</p> <p>本市根据国家规定，在设立、运营、处置等各阶段给予外国投资者及其投资不低于类似情形下给予本国投资者及其投资的待遇。</p>	<p>第 4 条 本市は、外商投資参入前国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を全面的に実行する。本市の各級人民政府及びその部門は、外商投資参入ネガティブリスト以外の領域において、外商投資に対して参入制限を設けてはならない。</p> <p>本市は、国家规定に基づき、設立、運営、処置などの各段階において、外国投資者及びその投資に対し、類似の状況で自国の投資者及びその投資に与える待遇を下回らない待遇を与える。</p>

<p>第五条 市、区人民政府应当加强对外商投资工作的组织领导、统筹推进，制定外商投资促进和便利化政策措施，建立健全与外商投资有关的议事协调机制，及时协调、解决外商投资工作中的重大问题。</p> <p>市商务、发展改革部门按照职责分工，负责外商投资促进、保护、管理和服务等工作；市其他有关部门在各自职责范围内，开展外商投资相关工作。</p> <p>区人民政府负责外商投资工作的部门（以下简称区商务部门）及其他有关部门按照职责分工，开展本区外商投资促进、保护、管理和服务等工作。</p>	<p>第5条 市、区人民政府は、外商投資についての業務に対する組織、指導や統一的な推進を強化し、外商投資を促進及び円滑化する政策措置を制定し、外商投資に関する議事協調メカニズムを構築して健全化し、外商投資業務における重大問題を適時に協調、解決しなければならない。</p> <p>市商務、発展改革部門は、職責分担に従って、外商投資の促進、保護、管理及びサービスなどの作業に責を負う。市のその他関連部門は、各自の職責範囲内において、外商投資関連業務を実施する。</p> <p>区人民政府の外商投資業務担当部門（以下、区商務部門と略称する）及びその他の関連部門は、職責分担に従って、当区の外商投資の促進、保護、管理及びサービスなどの作業を実施する。</p>
<p>第六条 市、区商务部门牵头协调外国投资者、外商投资企业提出的跨部门、跨区域问题。各相关部门应当按照各自职责，积极推进解决，并将处理结果向市、区商务部门反馈。市、区商务部门应当及时将处理结果向外国投资者、外商投资企业反馈。</p>	<p>第6条 市、区商務部門が先頭に立って、外国投資者、外商投資企業が提出した、部門や地域を跨ぐ問題の協調を図る。各関連部門は、各自の職責に応じて、積極的に解決を推進するとともに、処理結果を市、区商務部門にフィードバックしなければならない。市、区商務部門は、処理結果を速やかに外国投資者、外商投資企業にフィードバックしなければならない。</p>
<p>第七条 外商投资企业职工依法建立工会组织，开展工会活动，维护职工的合法权益。外商投资企业应当为本企业工会提供必要的活动条件。</p>	<p>第7条 外商投資企業の従業員は、法に基づき労働組合組織を構築し、労働組合活動を実施し、従業員の合法的權益を保護する。外商投資企業は、自社の労働組合に対して必要な活動条件を提供しなければならない。</p>
<p><b>第二章 扩大开放</b></p>	<p><b>第2章 開放の拡大</b></p>
<p>第八条 本市强化开放枢纽门户功能，按照国家对外开放总体部署，实施高标准国际投资贸易通行规则，推进从商品和要素流动型开放向规则、规制、管理、标准等制度型开放拓展，在更深层次、更宽领域，以更大力度推动全方位高水平开放。</p>	<p>第8条 当市は、としての機能を更に強化・開放し、国家の對外開放の全体配置に従って、高標準の國際投資貿易通行規則を実行し、商品及び要素の流動型開放から規則、規制、管理、標準などの制度型開放の開拓を推進し、より深いレベル、より広い領域、より大きな力で全方位、高レベルの開放を推進する。</p>
<p>第九条 本市根据国家有关服务业领域对外开放的部署，推动落实银行、证券、保险、期货、信托投资、资产管理、信用评级等金融领域率先开放，有序推进电信、互联网、医疗、交通运输、文化、教育等领域扩大开放，并主动争</p>	<p>第9条 当市は、国家の関連サービス業領域の對外開放の配置に基づいて、銀行、証券、保険、先物、信託投資、資産管理、信用格付けなどの金融領域の率先開放を推進し、電気通信、インターネット、医療、交通運輸、文化、教育などの領域の開放拡大を秩序立てて</p>

<p>取国家其他服务业扩大开放政策措施在本市先行先试。</p>	<p>推進し、国家のその他のサービス業の開放拡大政策措置の当市における先行試験の実施に積極的に取り組む。</p>
<p>第十条 中国（上海）自由贸易试验区（以下简称自贸试验区）应当发挥扩大开放试验田作用，加大对外开放力度，对标最高标准、最好水平，根据国家部署实行外商投资试验性政策措施，承担开放压力测试任务，积累可复制可推广经验。</p> <p>有关外商投资试验性政策措施，本市可以在自贸试验区以外更大地域范围内适用，但国家明确仅适用于自贸试验区的除外。</p>	<p>第10条 中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿易試験区と略称する)は、開放試験田を拡大する役割を發揮し、對外開放の力を強化し、最高標準、最高水準に到達させなければならず、国家の配置に基づいて、外商投資試験性政策措置を實行し、開放圧力試験の任務を担当し、複製可能、普及可能な経験を積み重ねなければならない。</p> <p>外商投資試験的政策措置については、当市が自貿易試験区以外のより広い地域範囲に適用することができるが、国家が自貿易試験区にのみ適用することを明確にしている場合を除く。</p>
<p>第十一条 中国（上海）自由贸易试验区临港新片区（以下简称临港新片区）应当选择符合国家战略、国际市场需求大、对外开放度要求高的重点领域，开展差异化探索，实施更加开放的外商投资自由化便利化政策和制度，推动实现投资经营便利、货物自由进出、资金流动便利、运输高度开放、人员自由执业、信息快捷联通，根据国家规定实施具有国际竞争力的税收制度和政策，打造更加具有国际市场影响力和竞争力的特殊经济功能区。</p>	<p>第11条 中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区（以下、臨港新片区と略称する）は、国家戦略に合致し、国際市場のニーズが大きく、對外開放度の要求が高い重点領域を選択して、差別化の探究を行い、より開放的な外商投資の自由化、利便化政策及び制度を実施し、投資経営の利便性、貨物の自由な出入、資金流動の利便性、運輸の高度な開放、人員の自由な就業、情報の迅速な疎通の実現を推進し、国家规定に基づいて国際競争力のある税収制度や政策を実施して、より国際市場の影響力や競争力を有する特殊経済機能区を構築しなければならない。</p>
<p>第十二条 本市根据长江三角洲（以下简称长三角）地区一体化发展国家战略，依托长三角区域工作协作机制，协同推进重点领域对外开放，不断提升长三角地区高质量对外开放整体水平。以长三角生态绿色一体化发展示范区建设为重点和平台，探索形成创新发展制度优势，增强开放联动效应，引导外商投资产业合理布局。推动完善统一的长三角生态绿色一体化发展示范区政府核准的投资项目目录，对目录以外的外商投资项目实行备案。推动外商投资企业登记标准、办理流程和办理模式统一。建立统一的外国高端人才工作许可互认和服务制度。</p>	<p>第12条 当市は、揚子江デルタ（以下、長江デルタと略称する）地区の一体化発展の国家戦略に基づいて、長江デルタ地域の作業協力メカニズムにより、重点領域の對外開放を協同で推進し、長江デルタ地区の高品質な對外開放の全体レベルを不断に向上させる。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区の建設を重点ならびにプラットフォームとして、革新的發展制度の優勢の形成を探究し、開放の連動効果を強化し、外商投資の産業の合理的な配置を誘導する。長江デルタ生態グリーン一体化発展モデル区政府が承認する、統一的な投資プロジェクト目録の整備を推し進め、目録以外の外商投資プロジェクトには届出を實行する。外商投資企業の登記基準、手続の流れ及び手続モードの</p>

<p>进一步强化虹桥商务区联通国际功能,聚焦发展现代服务业,深化与长三角的协同联动,打造虹桥国际开放枢纽。</p>	<p>統一を推進する。外国のハイエンド人材の工作許可の相互認定やサービスの制度を統一的に構築する。</p> <p>虹橋ビジネス区の国際連携機能を更に強化し、現代サービス業の発展に焦点をあて、長江デルタとの協同、連動を深化させ、虹橋国際開放ハブを構築する。</p>
<p>第十三条 本市有关部门应当充分发挥中国国际进口博览会(以下简称进口博览会)对扩大开放的溢出效应,发挥进口博览会国际采购平台、投资促进平台、人文交流平台、开放合作平台作用,强化对进口博览会参展商对接服务,策划和开展贸易投资配套活动,推动进口博览会与投资促进活动协调联动。</p>	<p>第13条 当市の関係部門は、中国国際輸入博覧会(以下、輸入博覧会と略称する)の開放拡大に対する波及効果を十分に発揮し、輸入博覧会の国際調達プラットフォーム、投資促進プラットフォーム、人文交流プラットフォームの役割を發揮し、輸入博覧会出展者に対するサービスを強化し、貿易投資に付帯する活動を企画して展開し、輸入博覧会と投資促進活動の協調的連動を推進しなければならない。</p>
<p>第十四条 对扩大开放领域需要国家层面立法保障的,本市应当加强与国家有关部门的沟通,建议对有关法律、行政法规、国务院决定以及部门规章等进行调整适用。</p> <p>有关法律、行政法规和国务院决定等已对外商投资相关规定作出调整适用,除同时明确须由国家有关部门制定或者调整相关管理办法外,本市应当即时贯彻落实。</p>	<p>第14条 開放領域の拡大に国家レベルの立法保障が必要な場合、当市は国家関係部門との意思疎通を強化し、関連の法律、行政法規、国务院決定及び部門規律などに対する調整や適用の実施を提案しなければならない。</p> <p>関連の法律、行政法規及び国务院決定などがすでに外商投資関連規定に対して調整や適用を行っている場合、同時に国家関係部門が関連の管理方法を制定または調整するよう明確にしている場合を除き、当市は直ちに徹底して実施しなければならない。</p>
<p><b>第三章 投资促进</b></p>	<p><b>第3章 投資の促進</b></p>
<p>第十五条 市、区人民政府应当建立健全由政府主导,专业机构、商会、协会和企业等共同参与的外商投资促进服务体系,为外国投资者、外商投资企业提供全方位、精准化的投资促进服务。</p>	<p>第15条 市、区人民政府は、政府が主導し、専門機関、商工会議所、協会、企業などが共同で参加する外商投資促進サービスシステムを構築し、外国投資者、外商投資企業に対して全方的で正確な投資促進サービスを提供しなければならない。</p>
<p>第十六条 本市建立统一的外商投资促进服务平台,归集外商投资相关法律、法规、规章、规范性文件、政策措施,发布行业动态、投资促进项目信息等,线上线下联动提供投资资讯、项目配对、投资对接等服务。</p> <p>外商投资促进服务平台应当逐步拓展多语种信息服务。</p>	<p>第16条 当市は、統一した外商投資促進サービスプラットフォームを構築し、外商投資に関する法律法規、規律、規範性文書、政策措置をとりまとめ、産業動態、投資促進プロジェクトの情報などを発表し、オンラインとオフラインを連動させて投資情報、プロジェクトのマッチング、投資受入などのサービスを提供する。</p> <p>外商投資促進サービスプラットフォームは、多言語による情報サービスを徐々に開拓しなければならない。</p>

<p>第十七条 市、区人民政府及有关部门应当开展城市推介、区域推介、专题推介、集中签约等多种形式的投资促进活动。</p> <p>市外商投资促进机构应当宣传上海投资环境，开展投资促进活动，接受外国投资者、外商投资企业的业务咨询，指导各区、自贸试验区、临港新片区、国家级和市级开发区、虹桥商务区等设立的投资促进机构开展外商投资促进工作。</p> <p>支持各类投资促进机构在境内外开展投资促进活动，推动投资促进与会展、文化、科技、体育、旅游等大型国际活动联动，拓展引资渠道，提升引资质量。</p> <p>市商务部门应当会同市外事部门对本市在境外开展的外商投资促进活动进行统筹、指导和服</p>	<p>い。</p> <p>第 17 条 市、区人民政府及び関係部門は、都市の推進、地域の推進、テーマの推進、集中契約など様々な形式の投資促進活動を展開しなければならない。</p> <p>市外商投資促進機構は、上海の投資環境を宣伝し、投資促進活動を展開し、外国投資者、外商投資企業の業務相談を受け付け、各区、自貿試験区、臨港新片区、国家级及び市級開発区、虹橋ビジネス区などに設立された投資促進機関に対して外商投資促進活動を展開するよう指導しなければならない。</p> <p>各種投資促進機構が、国内外で投資促進活動を展開することを支持し、投資促進とコンベンション、文化、科学技術、スポーツ、観光などの大型国際活動との連動を推進し、資金導入ルートを開拓し、外資誘致の質を向上させる。</p> <p>市商務部門は、市外事部門と共同で、本市が国外で実施する外商投資促進活動に対して統一的な計画、指導及びサービスを実施しなければならない。</p>
<p>第十八条 本市加强与国际友好城市、友好组织以及其他境外城市、地区在投资经贸领域的交流和合作。</p> <p>市商务部门、市外商投资促进机构等应当加强与境外驻沪投资促进机构等的联系，建立投资促进合作关系，根据实际需要在境外设立投资促进机构，推动完善海外投资促进网络。</p> <p>本市在境外设立的投资促进机构应当加强与市、区有关部门以及园区的对接，加强与本市企业海外办事机构的联动，共同做好项目引进等服务工作。</p>	<p>第 18 条 本市は、国際友好都市、友好組織及びその他の国外都市や地域との投資経済貿易領域における交流及び合作を強化する。</p> <p>市商務部門、市外商投資促進機構などは、上海にある国外の投資促進機構などとの連携を強化し、投資促進合作関係を構築し、実際のニーズに応じて国外に投資促進機構を設立して、海外投資促進ネットワークの整備を推進しなければならない。</p> <p>本市が国外に設立した投資促進機構は、市、区の関係部門及び園區との連携を強化し、本市企業の海外執務機関との連動を強化し、共同でプロジェクトの誘致などのサービス業務を実施しなければならない。</p>
<p>第十九条 市商务部门应当会同有关部门定期编制外商投资指南、外商投资环境白皮书等指引，以中英文等语种公布，并及时更新。区商务部门应当根据实际情况，编制本区外商投资指引。</p> <p>外商投资指引应当包括本区域经济社会基本情况、重点区域、优势领域等投资环境介绍、外商投资办事指南、投资促进项目信息以</p>	<p>第 19 条 市商務部門は、関係部門と共同で定期的に外商投資ガイド、外商投資環境白書などのガイドを作成し、中国語や英語などの言語で公布して、適時更新しなければならない。区商務部門は、実際の状況に基づいて、当区の外商投資ガイドを作成しなければならない。</p> <p>外商投資ガイドには、当地域の経済社会の基本状況、重点地域、優勢領域などの投資環境の紹介、外商</p>

<p>及相关数据信息等内容。</p>	<p>投資手続ガイド、投資促進プロジェクト情報及び関連データ情報などの内容を含まなければならない。</p>
<p>第二十条 鼓励和引导外国投资者在国家《鼓励外商投资产业目录》和本市重点发展领域内进行投资。</p> <p>外国投资者投资《鼓励外商投资产业目录》内的项目，按照规定享受税收、用地等优惠政策。外商投资鼓励类项目确认手续，通过投资项目在线审批监管平台办理。</p> <p>外国投资者投资市、区重点发展领域内的项目，市、区人民政府可以在权限范围内制定相关费用减免、用地指标保障等鼓励措施。</p>	<p>第20条 外国投資者が、国家『外商投資奨励産業目録』及び本市の重点發展領域内で投資を行うことを奨励し、誘導する。</p> <p>外国投資者が『外商投資奨励産業目録』内のプロジェクトに投資する場合、規定に従って税収、用地などの優遇政策を享受する。外商投資奨励類プロジェクトの確認手続きは、投資プロジェクトのオンライン審査批准監督管理プラットフォームを通じて行う。</p> <p>外国投資者が市、区の重点發展領域内のプロジェクトに投資する場合、市、区人民政府は、権限の範囲内で関連費用の減免、用地指標の保障などの奨励措置を制定することができる。</p>
<p>第二十一条 本市打造高水平总部经济平台，鼓励外国投资者在本市设立跨国公司地区总部和各类功能性机构，支持其集聚业务、拓展功能，升级为亚太总部、全球总部。跨国公司在沪总部及功能性机构可以享受资金资助和人员出入境、人才引进、资金结算、贸易物流、物品通关等便利化政策。</p> <p>市商务部门应当会同有关部门持续创新政策举措，做好跨国公司地区总部和各类功能性机构的引进、认定和服务等工作。</p> <p>本市鼓励外国投资者在本市设立投资性公司，支持投资性公司依法开展投资活动，为其股权交易、资金进出等提供便利。</p>	<p>第21条 本市は、高水準の本部経済プラットフォームを構築して、外国投資者が本市に多国籍企業の地区本部や各種機能性機関を設立することを奨励し、業務を集中させ機能を拡張して、アジア太平洋本部、グローバル本部にアップグレードすることをサポートする。多国籍企業の上海における本部や機能性機関は、資金援助、人員の出入国、人材の導入、資金決済、貿易物流、物品の通関などの利便化政策を享受することができる。</p> <p>市商務部門は、関係部門と共同で、継続的に政策措置のイノベーションを図り、多国籍企業の地区本部や各種機能性期間の誘致、認定及びサービスなどの業務を良好に実施しなければならない。</p> <p>本市は、外国投資者が本市に投資性会社を設立することを奨励し、投資性会社が法に基づいて投資活動を展開することを支持し、その株式取引、資金の出入りなどに便宜を提供する。</p>
<p>第二十二条 鼓励外国投资者在本市设立外资研发中心，并升级为全球研发中心。外资研发中心由市商务部门认定。市商务、科技、发展改革等部门应当对经认定的外资研发中心在参与政府科研项目、研发成果产业化、国际国内专利申请、研发用品进口等方面加强服务、提供便利。</p>	<p>第22条 外国投資者が本市に外資研究開発センターを設立し、グローバル研究開発センターにアップグレードすることを奨励する。外資研究開発センターは市商務部門が認定する。市商務、科学技術、發展改革などの部門は、認定された外資研究開発センターに対し、政府の科学研究プロジェクト、研究開発成果の産業化、国際国内特許申請、研究開発用品の輸入などの</p>

<p>鼓励外国投资者在本市设立开放式创新平台，聚合先进技术、专家、资金、成果、实验设施等资源，推动中小企业、创新团队与跨国公司对接，提升创新水平。</p>	<p>方面でサービスを強化し、便宜を提供しなければならない。</p> <p>外国投資者が本市に開放型イノベーションプラットフォームを設立し、先進技術、専門家、資金、成果、実験施設などの資源を集中させ、中小企業やイノベーションチームと多国籍企業とのマッチングを推進し、イノベーションの水準を高めることを奨励する。</p>
<p>第二十三条 本市鼓励在沪金融机构为外商投资企业提供多渠道融资。外商投资企业可以依法通过银行贷款，在中国境内或者境外公开发行股票、公司债券等证券，公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。</p> <p>本市金融机构根据国家跨境融资管理政策，为外商投资企业开展本外币跨境融资提供相应便利。</p>	<p>第23条 本市は、上海において金融機関が外商投資企業に複数のチャネルの資金調達を提供することを奨励する。外商投資企業は、法に基づいて、銀行借入により、中国国内または国外で株式、社債などの証券を公開発行したり、その他の資金調達手段を公開または非公開で発行したり、外債借入などの方法を通じて資金調達を行うことができる。</p> <p>本市の金融機関は、国家越境融資管理政策に基づいて、外商投資企業に対し、人民元外貨越境融資の実施に相応の便宜を提供する。</p>
<p>第二十四条 鼓励外商投资企业依法在境内进行再投资。</p> <p>外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资，可以依法享受企业利润再投资暂不征收预提所得税等优惠待遇。</p>	<p>第24条 外商投資企業が法に基づいて国内で再投資を行うことを奨励する。</p> <p>外国投資者が、中国国内での投資収益により中国国内で投資を拡大する場合、法に基づいて、企業利益の再投資に対する源泉所得税暫時不徴収などの優遇待遇を受けることができる。</p>
<p>第二十五条 区人民政府可以在法定权限内制定外商投资促进激励措施，对本区域经济社会综合贡献度高的外商投资企业，以及对外商投资促进工作有突出贡献的机构和人员给予奖励。</p>	<p>第25条 区人民政府は、法定の権限内で、外商投資促進のインセンティブ措置を制定し、当地域の経済社会への総合貢献度が高い外商投資企業、及び外商投資促進作業に突出した貢献があった機関や人員に対し、奨励を与えることができる。</p>
<p><b>第四章 投资保护</b></p>	<p><b>第4章 投資の保護</b></p>
<p>第二十六条 市、区人民政府及有关部门实施政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、职称评定、人力资源等支持企业发展的政策措施，应当依法平等对待外商投资企业。</p> <p>外商投资企业通过本市公共资源交易平台，依法平等参与政府采购、招标投标、土地出让、产权交易等活动。</p>	<p>第26条 市、区人民政府及び関係部門は、政府の資金手配、土地供給、税費の減免、資格の許可、基準の制定、プロジェクト申告、職名の評定、人的資源など、企業の発展を支援する政策措置を実施し、法に基づき外商投資企業を平等に扱わなければならない。</p> <p>外商投資企業は、本市の公共資源取引プラットフォームを通じて、法に基づき政府調達、入札応札、土地譲渡、所有権取引などの活動に平等に参加する。</p>
<p>第二十七条 本市对外国投资者的投资依法不</p>	<p>第27条 本市は、外国投資者の投資に対し、法律に基</p>

<p>实行征收。特殊情况下,为了公共利益的需要,依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的,应当严格遵守法定程序,以非歧视性的方式进行,并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。</p> <p>为应对自然灾害、公共卫生事件等突发事件,市、区人民政府及其有关部门可以依法征用外商投资企业的财产,或者要求生产、供应生活必需品和应急救援物资的外商投资企业组织生产,保证供应。被征用的财产在使用完毕或者突发事件应急处置工作结束后,应当及时返还。外商投资企业的财产被征用或者征用后毁损、灭失的,应当依法给予补偿。</p>	<p>づき収用を行わない。特殊な状況において、公共の利益の必要性のために、法律規定に従って外国投資者の投資に対して収用を実行する場合は、法定の手続きを厳格に遵守し、非差別的な方式で実施し、収用された投資の市場価値に応じて速やかに補償を与えなければならない。</p> <p>自然災害、公衆衛生事件などの突発事件に対応するために、市、区人民政府及びその関係部門は、法に基づいて外商投資企業の財産を徴用したり、生活必需品や救急救援物資を生産、供給する外商投資企業に対して生産の実施や供給の保証を求めることができる。徴用された財産は、使用が完了したり、突発事件の応急処置作業が終了した後、速やかに返却しなければならない。外商投資企業の財産が徴用された場合、または徴用された後に毀損、消滅した場合、法に基づいて補償を与えなければならない。</p>
<p>第二十八条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等,可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出。外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入,可以依法自由汇出。任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。</p> <p>鼓励本市银行业金融机构加大金融科技应用,为外商投资企业提供涉外收支便利化和结算电子化服务,探索实施外籍和香港、澳门、台湾职工薪酬购汇便利化措施。</p>	<p>第28条 外国投資者の中国国内での出資、利益、資本収益、資産処分所得、取得した知的所有権の使用許可費用、法に基づき取得した補償または賠償、清算所得などは、法に基づいて人民元または外貨で自由に国際送金することができる。外商投資企業の外国人従業員及び香港、マカオ、台湾人従業員の給与所得やその他の合法的所得は、法に基づき自由に海外送金することができる。如何なる単位や個人に対しても、違法に金種、金額及び海外送金の回数などを制限してはならない。</p> <p>当市の銀行業金融機関が、金融科学技術の応用を強化し、外商投資企業に涉外収支の利便化や決済電子化サービスを提供すること、外国人及び香港、マカオ、台湾人従業員の賃金の外貨転利便化措置の実施を探究することを奨励する。</p>
<p>第二十九条 本市依法严格保护外国投资者、外商投资企业的知识产权,推进跨区域、跨部门知识产权快速协同保护机制建设,不断完善司法和行政执法知识产权保护体系,依法惩处侵犯外国投资者、外商投资企业知识产权的行为。</p> <p>本市各级人民法院对于外国投资者、外商</p>	<p>第29条 当市は、法に基づいて外国投資者、外商投資企業の知的所有権を厳格に保護し、地域や部門を跨ぐ知的所有権快速協同保護メカニズムの建設を推進し、司法や行政の知的所有権法執行保護システムを不断に整備し、外国投資者、外商投資企業の知的所有権を侵害する行為を法に基づき処罰する。</p> <p>当市の各級人民法院は、外国投資者、外商投資企業</p>

<p>投资企业涉及知识产权的证据保全、行为保全申请，应当快速受理和审查，依法裁定并立即执行。对于重复侵权、恶意侵权以及其他具有严重侵权情节的侵权行为，依法适用惩罚性赔偿等惩处措施。适时出台有关法律适用指引，发布中英文知识产权司法保护典型案例。</p>	<p>が知的所有権に関する証拠保全、行為保全を申請した場合、迅速に受理して審査し、法に従って裁定し、直ちに執行しなければならない。重複の権利侵害、悪意の権利侵害、及び深刻な権利侵害状況のある権利侵害行為に対しては、法に基づき懲罰的賠償などの処罰措置を適用する。関連の法律適用指針を適時発表し、知的所有権についての司法保護の典型的事例を中国語と英語で公布する。</p>
<p>第三十条 本市有关部门应当建立健全内部管理制度，采取有效措施，保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密。依法需要与其他部门共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。</p> <p>本市各级人民法院应当加强商业秘密司法保护，依法适用证据规则，减轻权利人的维权负担。</p>	<p>第30条 当市の関係部門は、健全な内部管理制度を構築し、効果的な措置を講じて、職責履行過程で知り得た外国投資者、外商投資企業の商業秘密を保護しなければならない。法に基づいて他部門と情報を共有する必要がある場合は、情報に含まれる商業秘密の守秘処理を行い、漏洩を防止しなければならない。</p> <p>当市の各級人民法院は、商業秘密に対する司法の保護を強化し、法に基づき証拠規則を適用し、権利者の権利保護の負担を軽減しなければならない。</p>
<p>第三十一条 本市鼓励并依法保障外国投资者、外商投资企业基于自愿原则和商业规则，与本市各类市场主体、科研主体开展技术合作。</p>	<p>第31条 当市は、外国投資者、外商投資企業が自由意志の原則と商業規則に基づいて、当市の各種市場主体、科学研究主体と技術合作を行うことを奨励すると共に、法律に基づいて保障する。</p>
<p>第三十二条 本市依法保障外商投资企业公平参与政府采购。</p> <p>本市在政府采购信息发布、供应商条件确定、评标标准等方面，不得对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得限定供应商的所有制形式、组织形式、股权结构或者投资者国别，以及产品或者服务品牌等，不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。</p>	<p>第32条 当市は、法に基づき、外商投資企業が政府調達に公平に参加することを保障する。</p> <p>当市は、政府調達の情報の公布、サプライヤーの条件の確定、評価基準などの面で、外商投資企業に対して差別的待遇を実行したり冷遇したりしてはならず。サプライヤーの所有制形式、組織形式、株式構造または投資者の国別、製品またはサービスの銘柄などを限定してはならず、外商投資企業が中国国内で生産する製品、提供するサービスに対し、内資企業と区別して扱ってはならない。</p>
<p>第三十三条 本市制定与外商投资有关的地方性法规、规章、规范性文件，起草部门应当充分听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见建议。</p> <p>制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照规定进行合法性审核，没有法律、行政法规依据的，不得减损外商投资企业的合法权益或</p>	<p>第33条 当市が外商投資に関する地方性法規、規律、規範性文書を制定する場合、起草部門は、外商投資企業や関連の商工会議所、協会などの方面の意見や提案を十分に聴取しなければならない。</p> <p>外商投資に関する規範性文書を制定する場合、規定に従って合法性審査を行わなければならない。法律、行政法規の根拠なしに、外商投資企業の合法的權益を減</p>

<p>者增加其义务。</p> <p>本市制定与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件 and 政策措施, 应当在施行前留出必要的适应调整期, 但国家另有规定以及公布后不立即施行将有碍施行的除外。</p> <p>制定机关公布与外商投资密切相关的地方性法规、规章、规范性文件, 应当以易读易懂的方式进行解读, 提供相应的英文译本或者摘要, 并可以根据实际情况, 提供多语种译本或者摘要。</p>	<p>じたり、損なったり、義務を増やしたりしてはならない。</p> <p>当市が外商投資企業の生産経営活動に密接に関連する規範性文書や政策措置を制定する場合、施行前に必要な適応調整期間を残さなければならない。但し、国家が別途規定を有する場合、及び公布後直ちには施行されない場合を除く。</p> <p>制定機関が外商投資と密接に関連する地方性法規、規律、規範性文書を公布する場合、読みやすくわかりやすい方法で説明し、対応する英文訳または要約を提供するものとし、実際の状況に応じて多言語訳や要約を提供することができる。</p>
<p>第三十四条 市、区人民政府及其有关部门在其法定权限内向外国投资者、外商投资企业依法作出的书面政策承诺以及依法订立的各类合同, 应当严格履行, 不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。</p> <p>市、区人民政府及其有关部门因超出法定权限导致承诺、合同无效或者无法执行的, 应当依法承担法律责任。</p>	<p>第34条 市、区人民政府及びその関係部門は、その法定権限内で外国投資者、外商投資企業に対し法に基づき下した書面の政策承諾、及び法に基づき締結した各種契約を厳格に履行しなければならない、行政区画の調整、政府の交代、機関または職能の調整及び関連の責任者の交代などを理由に、違約したり約束を破棄したりしてはならない。</p> <p>市、区人民政府及びその関係部門が法定の権限を逸脱したことにより承諾や契約が無効になったり、実行し得なくなった場合、法に基づき法的責任を負わなければならない。</p>
<p>第三十五条 本市保障外商投资企业依法平等参与地方标准的制定、修订工作, 对于与外商投资企业生产经营密切相关的地方标准, 应当充分听取外商投资企业的意见, 探索提供标准征求意见稿的英文译本或者摘要。外商投资企业可以推荐代表参加本市相关专业标准化技术委员会。鼓励外商投资企业代表参加全国专业标准化技术委员会。市场监管部门和有关部门应当依法公开地方标准制定、修订的全过程信息, 为外商投资企业参与地方标准起草相关工作、标准翻译以及标准国际化合作等提供便利和指导。</p> <p>不得利用标准以及地方标准指导性技术文件, 实施妨碍外商投资企业参与公平竞争的行为。</p>	<p>第35条 当市は、外商投資企業が法に基づき地方基準の制定、改訂作業に平等に参画することを保障し、外商投資企業の生産経営と密接に関連する地方基準については、外商投資企業の意見を十分に聴取し、基準についての意見募集稿の英語訳または要約の提供を探究しなければならない。外商投資企業は、当市の専門標準化技術委員会に代表を推薦して参加することができる。外商投資企業の代表が、全国専門標準化技術委員会に参加することを奨励する。市場監督管理部門及び関係部門は、法に基づき地方基準の制定、改訂の全過程の情報を公開し、外商投資企業が地方基準の起草に関する作業、基準の翻訳、及び基準の国際化協力などに参加する際には、便宜や指導を提供しなければならない。</p> <p>基準及び地方基準の指導性技術文書を利用して、外</p>

	商投資企業が公平な競争に参加することを妨害してはならない。
第三十六条 外商投资企业可以依法从事本市供水、供气、污水处理、垃圾处理，以及城市道路、公路、城市轨道交通和其他公共交通等建设、运营项目特许经营活动。 本市城市基础设施领域特许经营政策，依法同等适用于外商投资企业。	第36条 外商投資企業は、法律に基づき、本市の給水、ガス供給、污水处理、ゴミ処理、都市道路、道路、都市軌道交通及びその他の公共交通などの建設、運営プロジェクトの特別許可経営活動に従事することができる。 本市の都市インフラ領域の特別許可経営政策は、法に基づき外商投資企業に同等に適用する。
第三十七条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益的，可以向市商务部门、区人民政府指定的外商投资部门或者机构(以下简称投诉工作机构)投诉。投诉工作机构应当按照分级负责原则，会同有关部门处理投诉人反映的问题。 市商务部门应当会同有关部门建立外商投资企业投诉工作联席会议制度，协调、推动市级层面的外商投资企业投诉工作，指导、监督各区外商投资企业投诉工作。市商务部门应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限，并对外公布。	第37条 外商投資企業またはその投資者は、行政機関及びその職員の行政行為がその合法的權益を侵害すると見なす場合、市商務部門、区人民政府が指定する外商投資部門または機関(以下、苦情工作機関と略称する)に苦情を述べることができる。苦情工作機関は、等級別責任の原則に従って、関係部門と共同で苦情申立者が提出した問題を処理しなければならない。 市商務部門は、関係部門と共同で、外商投資企業苦情工作合同会議制度を構築し、市レベルの外商投資企業苦情工作进行を協調、推進し、各区の外商投資企業苦情工作进行を指導、監督しなければならない。市商務部門は、苦情工作規則を整備し、苦情申立方式を健全化し、苦情処理期限を明確にし、対外的に公布しなければならない。
第三十八条 本市依托多元化纠纷解决平台，建立和完善调解、商事仲裁、行政裁决、行政复议、诉讼等有机衔接、相互协调的多元化纠纷解决机制，为外商投资企业提供高效、便捷的纠纷解决途径。 本市鼓励和支持依法设立的仲裁机构探索体制机制创新，依据法律、法规并借鉴国际商事仲裁惯例，完善与外商投资相适应的仲裁规则，提高商事纠纷仲裁的国际化程度，尊重当事人意思自治，允许当事人依法选择适用仲裁程序和法律规则，提供独立、公正、专业、高效的仲裁服务。 涉及外商投资的重大、复杂、疑难行政复议案件，应当由行政复议委员会审议，并安排熟悉国际经贸投资规则的非常任委员或者专	第38条 本市は、多元化紛争解決プラットフォームにより、調停、商事仲裁、行政裁決、行政再議、訴訟などを有機的にリンクさせ、相互協調する多元化紛争解決メカニズムを構築して整備し、外商投資企業に対して高効率で便利な紛争解決チャネルを提供する。 本市は、法に基づき設立された仲裁機構が、体制メカニズムのイノベーションを探究し、法律法規に基づきまた国際商事仲裁の慣例を参照して外商投資に適した仲裁規則を整備して、商事紛争仲裁の国際化程度を高め、当事者の意思や自治を尊重することを奨励し、当事者が法に基づき仲裁手続や法律規則の適用を選択することを許可し、独立、公正、専門的、高効率の仲裁サービスを提供する。 外商投資に関連する重大、複雑、難しい行政再議事案は、行政再議委員会が審議し、国際経済貿易投資規

<p>家参与。</p> <p>根据国家统一部署,积极推动国际商事审判组织建设,创新国际商事审判运行机制,加快形成与上海国际商事纠纷解决需求相适应的审判体制机制。</p>	<p>則に詳しい非常任委員または専門家が参加しなければならない。</p> <p>国家の統一的な配置に基づいて、国際商事裁判組織の建設を積極的に推進し、国際商事裁判の運行メカニズムのイノベーションを図り、上海国際商事紛争の解決ニーズに適応した裁判体制メカニズムの形成を加速する。</p>
<p>第三十九条 外商投资企业可以依法成立商会、协会,有权自主决定参加或者退出商会、协会,法律、法规另有规定的除外。</p> <p>本市支持商会、协会依照法律、法规、规章和章程的规定,及时反映会员的诉求,为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。</p>	<p>第 39 条 外商投資企業は、法に基づいて商工会議所、協会を設立することができ、商工会議所や協会の参加や退出を自主的に決定する権利を有するが、法律法規が別途規定を有する場合を除く。</p> <p>当市は、商工会議所や協会が、法律法規、規律及び定款の規定則って、会員の訴えを適時フィードバックし、会員に対して情報相談、宣伝訓練、市場開拓、経済貿易交流、権益の保護、紛争の処理などの面でのサービスを提供することを支持する。</p>
<p><b>第五章 投资管理与服务</b></p>	<p><b>第 5 章 投資管理及びサービス</b></p>
<p>第四十条 外国投资者在外商投资准入特别管理措施(负面清单)规定限制投资的领域投资的,应当符合股权、高级管理人员等特别管理措施的要求,不得投资禁止投资的领域。外商投资准入负面清单以外的领域,按照内外资一致的原则实施管理。</p> <p>本市市场监管、发展改革以及其他行业主管部门在依法办理企业登记注册、项目核准或者备案、行业许可等事项时,应当履行负面清单审核职责,为外国投资者、外商投资企业提供相关咨询服务,并加强跨部门信息共享,对经其他部门审核通过的,相关部门应当简化负面清单审核流程。</p>	<p>第 40 条 外国投資者が、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)で投資の制限が規定されている領域に投資する場合、株式、高級管理者などの特別管理措置の要求に合致しなければならず、投資が禁止されている領域に投資してはならない。</p> <p>外商投資参入ネガティブリスト以外の領域は、内外資一致の原則に従って管理を実施する。</p> <p>当市の市場監督管理、発展改革及びその他の産業主管部門は、法に基づいて企業の登録登記、プロジェクトの承認または届出、産業許可などの事項を処理する際、ネガティブリスト審査の職責を履行し、外国投資者、外商投資企業に対して関連のコンサルティングサービスを提供しなければならず、併せて部門間の情報共有を強化し、他の部門の審査に合格したものについては、関連部門はネガティブリスト審査の流れを簡略化しなければならない。</p>
<p>第四十一条 申请外商投资企业设立、变更登记时,申请人承诺符合负面清单要求,并承诺所提交的章程、协议、决议和任职资格证明等材料真实、合法、有效的,市场监管部门可以对提交的材料进行形式审查,材料齐全、符合</p>	<p>第 41 条 外商投資企業の設立、変更登記を申請する際に、申請者が、ネガティブリストの要求に合致することを承諾すると共に、提出する定款、協議、議事録及び任職資格証明などの資料が真実、合法、有効であることを承諾した場合、市場監督部門は、提出された資</p>

<p>法定形式，能够当场作出决定的，应当当场作出书面决定，但法律、法规另有规定的除外。</p>	<p>料の形式検査を行って、資料が全て揃っており、法定形式に合致しており、その場で決定を下すことができる場合は、その場で書面決定を下すものとする。但し、法律法規が別途規定を有する場合を除く。</p>
<p>第四十二条 外国投資者、外商投資企業在本市新建或者并购涉及固定资产投资的项目，应当按照国家和本市相关规定，在项目实施前通过投资项目在线审批监管平台，向发展改革等部门申请办理外商投资项目核准或者备案。</p> <p>除负面清单内非禁止投资的项目以及国家和本市规定内外资均需核准的项目实施核准管理外，发展改革等部门应当按照内外资一致原则对外商投资项目实行备案管理，收到外国投資者、外商投資企業在线提交的项目全部信息后即为备案。</p> <p>本市外商投资项目核准和备案管理办法，由市人民政府制定发布。</p>	<p>第42条 外国投資者、外商投資企業が当市で固定資産投資に係るプロジェクトを新規設立または買収合併する場合、国家及び当市の関連規定に従って、プロジェクト実施前に投資プロジェクトオンライン審査批准監督プラットフォームを通じて、発展改革などの部門に外商投資プロジェクトの承認または届出を申請しなければならない。</p> <p>ネガティブリストで投資を禁止されていないプロジェクト及び国家や当市が内外資ともに承認を必要とすると規定しているプロジェクトに対して承認管理を実施する場合を除き、発展改革などの部門は、内外資一致の原則に従って、外商投資プロジェクトに対して届出管理を実行し、外国投資者、外商投資企業がオンラインで提出したプロジェクトのすべての情報を受領すれば、それを届出としなければならない。</p> <p>当市の外商投資プロジェクトの承認及び届出管理弁法は、市人民政府が制定して公布する。</p>
<p>第四十三条 外国投資者、外商投資企業应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统，向商务部门报送投资信息。市商务部门应当为外国投資者、外商投資企業报送投资信息提供指导。</p> <p>外商投资信息报告的内容和范围按照确有必要原则确定，能够通过部门共享获得的信息，不得再行要求报送。市商务、市场监管部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接。</p>	<p>第43条 外国投資者、外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて、商務部門に投資情報を提出しなければならない。市商務部門は、外国投資者、外商投資企業が投資情報を提出するよう指導しなければならない。</p> <p>外商投資情報の報告内容及び範囲は、確たる必要の原則に従って確定し、部門共有により得られる情報については、それ以上提出を求めてはならない。市商務、市場監督管理部門は、関連の業務システムの連携や作業の連携を良好に実施しなければならない。</p>
<p>第四十四条 本市有关部门应当按照国家外商投资安全审查制度和工作要求，配合国家开展相关工作。</p>	<p>第44条 当市の関係部門は、国家の外商投資安全審査制度及び作業の要求に応じ、国家による関連業務の実施に協力しなければならない。</p>
<p>第四十五条 市发展改革、商务、经济信息化部门应当会同有关部门、相关区人民政府建立健全重大外商投资项目服务制度。对列入重大外商投资项目清单的，通过建立绿色通道、提</p>	<p>第45条 市發展改革、商務、經濟情報化部門は、関係部門、関連の区人民政府と共同で、重大な外商投資プロジェクトサービス制度を構築して健全化しなければならない。重大な外商投資プロジェクトリストに入</p>

<p>供“一站式”服务等方式,统筹推进准入、规划、用地、环保、用能、建设、外汇等事项,并支持项目落地。其中,符合本市重大项目规定的,纳入市级重大工程建设协调机制予以推进。</p>	<p>ったものに対しては、グリーンレーンを設置し、“ワンストップ”サービスなどの方法を提供することにより、参入、計画、土地使用、環境保護、エネルギー使用、建設、外貨などの事項を統一的に推進し、プロジェクトの実施をサポートする。そのうち、当市の重大工程プロジェクトの規定に合致するものについては、市級重大工程建設協調メカニズムに組み入れて推進する。</p>
<p>第四十六条 本市建立健全与外商投资企业的政企沟通机制。</p> <p>市、区人民政府及有关部门应当通过定期召开“圆桌会议”或者实地走访、问卷调查、网络意见征询等多种方式,听取外商投资企业意见建议,及时了解并帮助企业解决生产经营中遇到的问题,研究完善相关政策措施。</p> <p>外国投资者、外商投资企业可以通过“12345”热线、企业服务云、外商投资促进服务平台、商会、协会等渠道,反映相关诉求和意见建议,有关部门应当及时研究处理。</p>	<p>第46条 当市は、外商投資企業との間で、行政企業コミュニケーションメカニズムを構築して健全化する。</p> <p>市、区人民政府及び関係部門は、定期的に“円卓会議”を開催するかまたは実地訪問、アンケート調査、オンラインでの意見聴取など様々な方法を通じて、外商投資企業の意見や提案を聴取し、企業が生産経営において遭遇した問題を速やかに把握して解決を援助し、関連の政策措置の整備を検討しなければならない。</p> <p>外国投資者、外商投資企業は“12345”ホットライン、企業サービスクラウド、外商投資促進サービスプラットフォーム、商工会議所、協会などのチャンネルを通じて関連の訴えや意見、提案をフィードバックすることができ、関係部門は速やかに検討し、処理しなければならない。</p>
<p>第四十七条 本市科技、出入境管理部门为外商投资企业外籍职工提供工作许可和出入境、停居留等便利,通过“外国人工作、居留单一窗口”办理工作许可和居留许可的,应当在七个工作日内一次办结。</p> <p>本市科技部门对于外商投资企业引进的外籍高科技领域人才、技能型人才以及其他经认定的急需紧缺人才办理工作许可,可以适当放宽年龄、学历、工作经历等限制。</p> <p>对接受外商投资企业邀请开展商务贸易的外籍人员,出入境管理、边检部门应当按照规定,给予口岸签证和过境免签便利。</p>	<p>第47条 当市の科学技術、出入国管理部門は、外商投資企業の外国人従業員の仕事許可や出入国、滞在などに対して便宜を提供し、“外国人工作、居留單一窗口”を通じて仕事許可や居留許可の手続きする場合は、7営業日以内に一括で手続きを完了させなければならない。</p> <p>当市の科学技術部門は、外商投資企業が誘致した外国籍のハイテク領域人材、技能型人材及び認定を受けたその他の緊急不足人材に対して仕事許可の手続きを行う場合、年齢、学歴、職歴などの制限を適切に緩和することができる。</p> <p>外商投資企業の招待を受けてビジネス貿易を展開する外国人に対して、出入国管理、イミグレーション検査部門は、規定に従い空港ビザやトランジットのビザ免除の便宜を与えなければならない。</p>

<p>第四十八条 市商务部门会同有关部门依托“一网通办”开设涉外服务专窗，为外籍等人员和外商投资企业提供服务事项清单、办事指南等英文指引服务。</p>	<p>第48条 市商務部門は、関係部門と共同で、『一网通办』により涉外サービス専門窓口を開設し、外国人や外商投資企業にサービス項目リストを提供し、手続ガイドなどの英文の案内サービスを提供する。</p>
<p>第四十九条 市、区人民代表大会常务委员会通过听取专项工作报告、开展执法检查等方式，加强本行政区域内外商投资工作监督。</p> <p>市、区人民代表大会常务委员会充分发挥代表作用，组织代表围绕外商投资开展专题调研和视察等活动，汇集、反映外国投资者、外商投资企业的意见建议，督促有关方面落实外商投资的各项工作。</p>	<p>第49条 市、区人民代表大会常務委員会は、特定業務報告の聴取、法執行検査の展開などの方式を通じて、当行政区域内の外商投資作業の監督を強化しなければならない。</p> <p>市、区人民代表大会常務委員会は、代表の役割を十分に発揮し、組織代表は外商投資をめぐって特定のテーマについての調査研究や視察などの活動を展開し、外国投資者、外商投資企業の意見や提案を取り纏めてフィードバックし、関係方面の外商投資に関連する各種作業の実施を督促しなければならない。</p>
<p><b>第六章 附则</b></p>	<p><b>第6章 付則</b></p>
<p>第五十条 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者，以及定居在国外的中国公民在本市投资，参照本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。</p>	<p>第50条 香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾地区の投資者、及び国外に定住する中国公民が当市にて投資する場合、本条例を参照して実行する。法律、行政法規または國務院が別途規定を有する場合は、その規定に従う。</p>
<p>第五十一条 本条例自2020年11月1日起施行。</p>	<p>第51条 本条例は2020年11月1日より施行する。</p>

## 対中小企業金銭支払保障条例 保障中小企业款项支付条例

中華人民共和國國務院令 第 728 号

「対中小企業金銭支払保障条例」は、2020年7月1日に國務院第99会會議において可決されたため、ここに公布し、2020年9月1日から施行する。

《保障中小企业款项支付条例》已经 2020 年 7 月 1 日国务院第 99 次常务会议通过, 现予公布, 自 2020 年 9 月 1 日起施行。

総理 李克強

2020 年 7 月 5 日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

(注：日本語訳の各条見出しは翻訳者が便宜的に付したものであり、中国語原文にはない。)

中国語原文	日本語訳
<p>第一条</p> <p>为了促进机关、事业单位和大型企业及时支付中小企业款项, 维护中小企业合法权益, 优化营商环境, 根据《中华人民共和国中小企业促进法》等法律, 制定本条例。</p>	<p>第 1 条 (目的)</p> <p>機關、事業單位及び大型企業が、遅滞なく中小企業に金銭を支払うことを促進し、中小企業の合法的權益を保護し、経営環境を改善するため、「中華人民共和國中小企業促進法」等の法律に基づき、本条例を制定する。</p>
<p>第二条</p> <p>机关、事业单位和大型企业采购货物、工程、服务支付中小企业款项, 应当遵守本条例。</p>	<p>第 2 条 (適用対象)</p> <p>機關、事業單位及び大型企業が、貨物、工事、役務を調達し、中小企業に金銭を支払う場合、本条例を遵守しなければならない。</p>
<p>第三条</p> <p>本条例所称中小企业, 是指在中华人民共和国境内依法设立, 依据国务院批准的中小企业划分标准确定的中型企业、小型企业和微型企业; 所称大型企业, 是指中小企业以外的企业。</p> <p>中小企业、大型企业依合同订立时的企业规模类型确定。中小企业与机关、事业单位、大型企业订立合同时, 应当主动告知其属于中小企业。</p>	<p>第 3 条 (定義と告知義務)</p> <p>本条例にいう中小企業とは、中華人民共和國国内において、法に基づいて設立され、國務院が認可した中小企業区分基準に基づいて確定した中型企業、小型企業及び零細企業を指す。大型企業とは、中小企業以外の企業を指す。</p> <p>中小企業、大型企業は、契約締結時の企業規模類型によって確定する。中小企業は、機關、事業單位又は大型企業と契約を締結する場合、自らが中小企業に該当することを主体的に告知しなければならない。</p>

<p>第四条</p> <p>国务院负责中小企业促进工作综合管理的部门对机关、事业单位和大型企业及时支付中小企业款项工作进行宏观指导、综合协调、监督检查；国务院有关部门在各自职责范围内，负责相关管理工作。</p> <p>县级以上地方人民政府负责本行政区域内机关、事业单位和大型企业及时支付中小企业款项的管理工作。</p>	<p>第4条（各行政の担当業務）</p> <p>國務院の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、機関、事業単位及び大型企業が遅滞なく中小企業に金銭を支払うことに対して、マクロ指導、総合協調、監督検査を行う。國務院の関連部門は、各自の職責範囲内において、関連管理業務に責任を負う。</p> <p>県級以上の地方人民政府は、自行政区域内の機関、事業単位及び大型企業が遅滞なく中小企業に金銭を支払うことに関する管理業務に責任を負う。</p>
<p>第五条</p> <p>有关行业协会商会应当按照法律法规和组织章程，完善行业自律，禁止本行业大型企业利用优势地位拒绝或者迟延支付中小企业款项，规范引导其履行及时支付中小企业款项义务，保护中小企业合法权益。</p>	<p>第5条（業界団体の責務）</p> <p>関連業界の協会・商会は、法律法規及び組織定款に従い、業界の自律を完備し、自業界の大型企業が優越的地位を利用して中小企業への金銭支払いを拒絶し、又は遅延させることを禁止し、大型企業に、中小企業に対して遅滞なく金銭を支払う義務を履行することの誘導を規範化し、中小企業の合法的權益を保護する。</p>
<p>第六条</p> <p>机关、事业单位和大型企业不得要求中小企业接受不合理的付款期限、方式、条件和违约责任等交易条件，不得违约拖欠中小企业的货物、工程、服务款项。</p> <p>中小企业应当依法经营，诚实守信，按照合同约定提供合格的货物、工程和服务。</p>	<p>第6条（双方の義務）</p> <p>機関、事業単位及び大型企業は、中小企業に対し、不合理な支払の期限、方法、条件及び違約責任等の取引条件を受け入れるよう要求してはならず、約定に反して、中小企業の貨物、工事、役務の対価支払を遅延させてはならない。</p> <p>中小企業は、適法に経営し、誠実に信義を守り、契約の約定に基づき、要求を満たす貨物、工事及び役務を提供しなければならない。</p>
<p>第七条</p> <p>机关、事业单位使用财政资金从中小企业采购货物、工程、服务，应当严格按照批准的预算执行，不得无预算、超预算开展采购。</p> <p>政府投资项目所需资金应当按照国家有关规定确保落实到位，不得由施工单位垫资建设。</p>	<p>第7条（政府関連事業）</p> <p>機関、事業単位が財政資金を使用して、中小企業から貨物、工事、役務を調達する場合、認可された予算を厳格に執行しなければならない、予算が無く、又は予算を超えた調達を展開してはならない。</p> <p>政府投資プロジェクトにおいて必要となる資金は、国の関連規定に基づき、着実に支給されることを確保しなければならない、施工単位が</p>

	建設資金を立て替えてはならない。
<p>第八条</p> <p>机关、事业单位从中小企业采购货物、工程、服务，应当自货物、工程、服务交付之日起 30 日内支付款项；合同另有约定的，付款期限最长不得超过 60 日。</p> <p>大型企业从中小企业采购货物、工程、服务，应当按照行业规范、交易习惯合理约定付款期限并及时支付款项。</p> <p>合同约定采取履行进度结算、定期结算等结算方式的，付款期限应当自双方确认结算金额之日起算。</p>	<p>第 8 条（支払期限）</p> <p>機関、事業単位は、中小企業から貨物、工事、役務を調達する場合、貨物、工事、役務の引渡しから 30 日以内に金銭を支払わなければならない。契約に別途約定が有る場合、支払期限は最大でも 60 日を超えてはならない。</p> <p>大型企業は、中小企業から貨物、工事、役務を調達する場合、業界規範、取引習慣に従い、合理的に支払期限を約定し、遅滞なく金銭を支払わなければならない。</p> <p>契約において、履行進度に応じた精算又は定期的精算という精算方式を採用することが約定されている場合、支払期限は、双方が精算金額を確定した日から起算しなければならない。</p>
<p>第九条</p> <p>机关、事业单位和大型企业与小企业约定以货物、工程、服务交付后经检验或者验收合格作为支付中小企业款项条件的，付款期限应当自检验或者验收合格之日起算。</p> <p>合同双方应当在合同中约定明确、合理的检验或者验收期限，并在该期限内完成检验或者验收。机关、事业单位和大型企业拖延检验或者验收的，付款期限自约定的检验或者验收期限届满之日起算。</p>	<p>第 9 条（検査・検収）</p> <p>機関、事業単位及び大型企業と中小企業が、貨物、工事、役務の引渡し後の検査又は検収合格を中小企業への金銭支払条件として約定している場合、支払期限は、検査又は検収合格の日から起算しなければならない。</p> <p>契約両当事者は、契約において明確かつ合理的に検査又は検収期限を約定し、且つ当該期限内に検査又は検収を完了しなければならない。機関、事業単位及び大型企業が検査又は検収を遅延させる場合、支払期限は約定した検査又は検収期限到来の日から起算する。</p>
<p>第十条</p> <p>机关、事业单位和大型企业使用商业汇票等非现金支付方式支付中小企业款项的，应当在合同中作出明确、合理约定，不得强制中小企业接受商业汇票等非现金支付方式，不得利用商业汇票等非现金支付方式变相延长付款期限。</p>	<p>第 10 条（現金以外の支払方法）</p> <p>機関、事業単位及び大型企業が商業手形等の現金以外の支払方法を用いて中小企業に金銭を支払う場合、契約において明確かつ合理的に約定しなければならない。中小企業に商業手形等の現金以外の支払方法の受け入れを強制してはならず、商業手形等の現金以外の支払方法を利用し、形を変えた支払期限の延長を行ってはならない。</p>
<p>第十一条</p> <p>机关、事业单位和国有大型企业不得强制要</p>	<p>第 11 条（監査との関係）</p> <p>機関、事業単位及び国有大型企業は、監査機</p>

<p>求以审计机关的审计结果作为结算依据,但合同另有约定或者法律、行政法规另有规定的除外。</p>	<p>関の監査結果を精算根拠とするよう強制要求してはならない。ただし、契約において別途約定が有り、又は法律、行政法規に別途規定が有る場合を除く。</p>
<p>第十二条</p> <p>除依法设立的投标保证金、履约保证金、工程质量保证金、农民工工资保证金外,工程建设中不得收取其他保证金。保证金的收取比例应当符合国家有关规定。</p> <p>机关、事业单位和大型企业不得将保证金限定为现金。中小企业以金融机构保函提供保证的,机关、事业单位和大型企业应当接受。</p> <p>机关、事业单位和大型企业应当按照合同约定,在保证期限届满后及时与中小企业对收取的保证金进行核实和结算。</p>	<p>第12条（保証金）</p> <p>法に基づいて設定された入札保証金、履行保証金、工物品質保証金、農民工賃金保証金のほか、工事建設においてその他の保証金を収受してはならない。保証金の収受割合は、国の関連規定に合致していなければならない。</p> <p>機関、事業単位及び大型企業は、保証金を現金に限定してはならない。中小企業が金融機関の保証状によって保証を提供する場合、機関、事業単位又は大型企業は受け入れなければならない。</p> <p>機関、事業単位及び大型企業は、契約の約定に基づき、保証期限到来後遅滞なく、中小企業と、収受した保証金に対して確認と精算を行わなければならない。</p>
<p>第十三条</p> <p>机关、事业单位和大型企业不得以法定代表人或者主要负责人变更,履行内部付款流程,或者在合同未作约定的情况下以等待竣工验收批复、决算审计等为由,拒绝或者迟延支付中小企业款项。</p>	<p>第13条（内部事情による拒絶禁止）</p> <p>機関、事業単位及び大型企業は、法定代表人若しくは主要責任者の変更、内部支払手続の履行、又は契約において約定されていない場合における竣工検収回答、決算監査等を理由として、中小企業への金銭支払いを拒絶し、又は遅延させてはならない。</p>
<p>第十四条</p> <p>中小企业以应收账款担保融资的,机关、事业单位和大型企业应当自中小企业提出确权请求之日起30日内确认债权债务关系,支持中小企业融资。</p>	<p>第14条（売掛金担保）</p> <p>中小企業が売掛金を融資の担保とする場合、機関、事業単位及び大型企業は、中小企業が権利確定請求の日から30日以内に債券債務関係を確定し、中小企業融資を支援しなければならない。</p>
<p>第十五条</p> <p>机关、事业单位和大型企业迟延支付中小企业款项的,应当支付逾期利息。双方对逾期利息的利率有约定的,约定利率不得低于合同订立时1年期贷款市场报价利率;未作约定的,按照每日利率万分之五支付逾期利息。</p>	<p>第15条（期限超過利子）</p> <p>機関、事業単位及び大型企業は、中小企業への金銭支払いを遅延させる場合、期限超過利子を支払わなければならない。双方が期限超過利子の利率を約定している場合、約定利率は契約締結時の1年期限ローンの市場見積り利率を</p>

	<p>下回ってはならない。約定していない場合は、1日あたり0.05%として期限超過利子を支払う。</p>
<p>第十六条</p> <p>机关、事业单位应当于每年3月31日前将上一年度逾期尚未支付中小企业款项的合同数量、金额等信息通过网站、报刊等便于公众知晓的方式公开。</p> <p>大型企业应当将逾期尚未支付中小企业款项的合同数量、金额等信息纳入企业年度报告，通过企业信用信息公示系统向社会公示。</p>	<p>第16条（公開・公示義務）</p> <p>機関、事業単位は、毎年3月31日までに、前年度における期限を過ぎても中小企業に未だ金銭を支払っていない契約数、金額等の情報をウェブサイト、新聞雑誌等の公衆に周知させやすい方法によって公開しなければならない。</p> <p>大型企業は、期限を過ぎても中小企業に未だ金銭を支払っていない契約数、金額等の情報を企業年度報告に掲載しなければならず、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。</p>
<p>第十七条</p> <p>省级以上人民政府负责中小企业促进工作综合管理的部门应当建立便利畅通的渠道，受理对机关、事业单位和大型企业拒绝或者迟延履行中小企业款项的投诉。</p> <p>受理投诉部门应当按照“属地管理、分级负责，谁主管谁负责”的原则，及时将投诉转交有关部门、地方人民政府处理，有关部门、地方人民政府应当依法及时处理，并将处理结果告知投诉人，同时反馈受理投诉部门。</p> <p>机关、事业单位和大型企业不履行及时支付中小企业款项义务，情节严重的，受理投诉部门可以依法依规将其失信信息纳入全国信用信息共享平台，并将相关涉企信息通过企业信用信息公示系统向社会公示，依法实施失信惩戒。</p>	<p>第17条（通報制度）</p> <p>省級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、便利で円滑な経路を構築し、機関、事業単位及び大型企業が中小企業に金銭を支払うことを拒絶し、又は遅延することについての通報を受理しなければならない。</p> <p>通報受理部門は、「属地管理、級別の責任負担、主管が責任を負う」という原則により、通報を関連部門、地方人民政府に速やかに引き渡して処理させなければならず、関連部門、地方人民政府は、法に基づいて速やかに処理し、且つ処理結果を通報社に告知し、同時に通報受理部門にフィードバックしなければならない。</p> <p>機関、事業単位及び大型企業が遅滞なく中小企業に金銭を支払う義務を履行せず、情状が重い場合、通報受理部門は、法律法規に基づき、その信用喪失情報を全国信用情報共有プラットフォームに掲載し、且つ関連する企業情報を企業信用情報公示システムにおいて社会に公示し、法に基づき、信用喪失懲戒を実施することができる。</p>
<p>第十八条</p> <p>被投诉的机关、事业单位和大型企业及其工</p>	<p>第18条（通報者保護）</p> <p>通報された機関、事業単位及び大型企業並び</p>

<p>作人员不得以任何形式对投诉人进行恐吓、打击报复。</p>	<p>にその従業員は、いかなる形式においても、通報者に対して恐喝や報復攻撃を行ってはならない。</p>
<p>第十九条 对拒绝或者迟延支付中小企业款项的机关、事业单位，应当在公务消费、办公用房、经费安排等方面采取必要的限制措施。</p>	<p>第 19 条（制限措置） 中小企業に金銭を支払うことを拒絶し、又は遅延させた機関、事業単位に対しては、公務消費、事務所用物件、経費手配等の面において、必要な制限措置を取らなければならない。</p>
<p>第二十条 审计机关依法对机关、事业单位和国有大型企业支付中小企业款项情况实施审计监督。</p>	<p>第 20 条（監査） 監査機関は、法に基づき、機関、事業単位及び国有大型企業の中小企業に対する金銭支払い状況について監査監督を行う。</p>
<p>第二十一条 省级以上人民政府建立督查制度，对及时支付中小企业款项工作进行监督检查。</p>	<p>第 21 条（監督検査制度） 省級以上の人民政府は、監督検査制度を構築し、遅滞なく中小企業に金銭を支払うことについて監督検査を行う。</p>
<p>第二十二条 国家依法开展中小企业发展环境评估和营商环境评价时，应当将及时支付中小企业款项工作情况纳入评估和评价内容。</p>	<p>第 22 条（評価要素） 国は、法に基づき、中小企業の発展環境評価及び経営環境評価を展開する時、遅滞なく中小企業に金銭を支払うことを評定・評価の内容に含めなければならない。</p>
<p>第二十三条 国务院负责中小企业促进工作综合管理的部门依据国务院批准的中小企业划分标准，建立企业规模类型测试平台，提供中小企业规模类型自测服务。 对中小企业规模类型有争议的，可以向主张为中小企业一方所在地的县级以上地方人民政府负责中小企业促进工作综合管理的部门申请认定。</p>	<p>第 23 条（中小企業該当性の判断） 国務院の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門は、国務院の認可した中小企業区分基準に基づき、企業規模類型測定プラットフォームを構築し、中小企業規模類型の自己測定サービスを提供する。 中小企業規模類型について争いの有る場合、中小企業であると主張する一者は、所在地の県級以上の人民政府の中小企業促進業務総合管理に責任を負う部門に認定を申請することができる。</p>
<p>第二十四条 国家鼓励法律服务机构为与机关、事业单位和大型企业存在支付纠纷的中小企业提供法律服务。 新闻媒体应当开展对及时支付中小企业款项相关法律法规政策的公益宣传，依法加强对机</p>	<p>第 24 条（法律サービス奨励・宣伝） 国は、法律サービス機構が機関、事業単位及び大型企業と支払いについて争いのある中小企業のために法律サービスを提供することを奨励する。 ニュースメディアは、遅滞なく中小企業に金</p>

<p>关、事业单位和大型企业拒绝或者迟延支付中小企业款项行为的舆论监督。</p>	<p>錢を支払うことに関連する法律法規政策の公益宣伝を展開し、法に基づいて機関、事業単位及び大型企業による遅滞なく中小企業に金銭を支払うことを拒絶し、又は遅延させる行為に対する輿論監督を強化しなければならない。</p>
<p>第二十五条</p> <p>机关、事业单位违反本条例，有下列情形之一的，由其上级机关、主管部门责令改正；拒不改正的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分：</p> <p>（一）未在规定的期限内支付中小企业货物、工程、服务款项；</p> <p>（二）拖延检验、验收；</p> <p>（三）强制中小企业接受商业汇票等非现金支付方式，或者利用商业汇票等非现金支付方式变相延长付款期限；</p> <p>（四）没有法律、行政法规依据或者合同约定，要求以审计机关的审计结果作为结算依据；</p> <p>（五）违法收取保证金，拒绝接受中小企业提供的金融机构保函，或者不及时与中小企业对保证金进行核实、结算；</p> <p>（六）以法定代表人或者主要负责人变更，履行内部付款流程，或者在合同未作约定的情况下以等待竣工验收批复、决算审计等为由，拒绝或者迟延支付中小企业款项；</p> <p>（七）未按照规定公开逾期尚未支付中小企业款项信息；</p> <p>（八）对投诉人进行恐吓、打击报复。</p>	<p>第 25 条（改善命令）</p> <p>機関、事業単位が本条例に違反し、次のいずれかの状況が有る場合は、上級機関、主管部門が改善を命じる。改善を拒絶する場合は、直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を法に基づいて処分する。</p> <p>(1) 規定された期限内に中小企業に貨物、工事、役務の対価を支払わないとき。</p> <p>(2) 検査、検収を延期するとき。</p> <p>(3) 中小企業に商業手形等の現金以外の支払方法の受入れを強制し、又は商業手形等の現金以外の支払方法を利用し、形を変えた支払期限の延長を行ったとき。</p> <p>(4) 法律、行政法規の根拠又は契約の約定がなく、監査機関の監査結果を精算根拠とすることを要求するとき。</p> <p>(5) 違法に保証金を収受し、中小企業の提供した金融機関の保証状の受領を拒絶し、又は遅滞なく中小企業と保証金に対して確認と精算を行わないとき。</p> <p>(6) 法定代表人又は主要責任者の変更、内部支払手続の履行、又は契約において約定されていない場合における竣工検収回答、決算監査等を理由として、中小企業への金銭支払を拒絶し、又は遅延させたとき。</p> <p>(7) 期限を過ぎても未だ中小企業に金銭を支払っていないことの情報を規定に基づいて公開しないとき。</p> <p>(8) 通報者に恐喝又は報復攻撃を行ったとき。</p>
<p>第二十六条</p> <p>机关、事业单位有下列情形之一的，依照法律、行政法规和国家有关规定追究责任：</p> <p>（一）使用财政资金从中小企业采购货物、工</p>	<p>第 26 条（法的責任追及）</p> <p>機関、事業単位に次のいずれかの状況が有る場合は、法律、行政法規及び国の関連規定に基づき、責任を追及する。</p>

<p>程、服务，未按照批准的预算执行； （二）要求施工单位对政府投资项目垫资建设。</p>	<p>(1) 財政資金を使用し、中小企業から貨物、工事、役務を調達し、認可された予算に従って執行していないとき。 (2) 施工單位に、政府投資プロジェクトの建設資金立替えを要求したとき。</p>
<p>第二十七条 大型企业违反本条例，未按照规定在企业年度报告中公示逾期尚未支付中小企业款项信息或者隐瞒真实情况、弄虚作假的，由市场监督管理部门依法处理。 国有大型企业没有合同约定或者法律、行政法规依据，要求以审计机关的审计结果作为结算依据的，由其主管部门责令改正；拒不改正的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。</p>	<p>第 27 条（大型企業に対する処分） 大型企業が本条例に違反し、企業年度報告において、期限を過ぎても未だ中小企業に金銭を支払っていないことの情報を規定に基づいて公開せず、又は真実の状況を隠蔽し、偽装をはたらいた場合、市場監督管理部門が法に基づいて処理する。 国有大型企業が契約の約定又は法律、行政法規の根拠無く、監査機関の監査結果を精算の根拠とするよう求めた場合、その主管部門が改善を命じる。改善を拒絶する場合は、直接責任を負う主管者及びその他直接の責任者を法に基づいて処分する。</p>
<p>第二十八条 部分或者全部使用财政资金的团组织采购货物、工程、服务支付中小企业款项，参照本条例对机关、事业单位的有关规定执行。 军队采购货物、工程、服务支付中小企业款项，按照军队的有关规定执行。</p>	<p>第 28 条（準用） 一部又は全部の財政資金を使用する団体組織が貨物、工事、役務を調達し、中小企業に金銭を支払う場合、本条例の機関、事業單位の関連規定を参照して執行する。 軍隊が貨物、工事、役務を調達する場合は、軍隊の関連規定に従って執行する。</p>
<p>第二十九条 本条例自 2020 年 9 月 1 日起施行。</p>	<p>第 29 条（施行日） 本条例は、2020 年 9 月 1 日から施行する。</p>